

施設の小規模化等事例集

施設の小規模化及び家庭的養護推進
ワーキンググループ

平成 25 年 3 月

目 次

施設の小規模化等事例集の編集にあたって	i
---------------------------	---

掲載施設一覧	ii
--------------	----

[児童養護施設]

事例 1. 旭児童ホーム	3
事例 2. 二葉学園	21
事例 3. 若草園	45
事例 4. 聖園天使園	67
事例 5. 堀川愛生園	89
事例 6. 春光学園	107

[乳 児 院]

事例 1. 東京恵明学園乳児部	125
事例 2. 麦の穂乳幼児ホームかがやき	143
事例 3. ドルカスベビーホーム	155
事例 4. 竜陽園	169

施設の小規模化推進に向けて	183
---------------------	-----

■執筆者一覧

■施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ 委員一覧

施設の小規模化等事例集の編集にあたって

この事例集は、平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「局長通知」という。）で発出した小規模化等の手引き（以下「マニュアル」という。）を具体的にイメージできるようにするため、参考となるとと思われる先行事例等をまとめたものである。

この事例集の作成に際しては、マニュアルと同様に、局長通知に示された以下の点を念頭においた。

- ①児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。
- ②乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割を十分留意しながら進めていくこと。

また、「施設の小規模化及び家庭的養護の推進ワーキンググループ」において議論された以下のことにも留意した。

- ①児童養護施設・乳児院では、虐待を受けた児童、病虚弱児、障害のある児童などの増加により、養育の難しさが増していること。
- ②また、両施設では、児童の養育のみではなく、保護者とのかかわりや地域とのかかわりが、より求められるようになって来ていること。
- ③このような状況の下で、児童養護施設・乳児院では、子どもの安心・安全をいかに保障するか、小規模化することにより増す職員の負担感や人材養成の難しさにどう対応するかが課題となっていること。

これらのことから、事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たっては以下の4点を特に留意した。

- ①児童養護施設は、小規模化のための設備を有しているものの、現時点において、小規模グループケアの養育を行っていないものも選定した。
- ②乳児院については、乳幼児の安心・安全の確保について特段の工夫をしている事例を選定した。
- ③また乳児院は、本園の一部を小規模グループケアとしている事例や現に入所している幼児の居室等も含め小規模化の改築を行った事例を選定した。
- ④すべての事例について、敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載した。

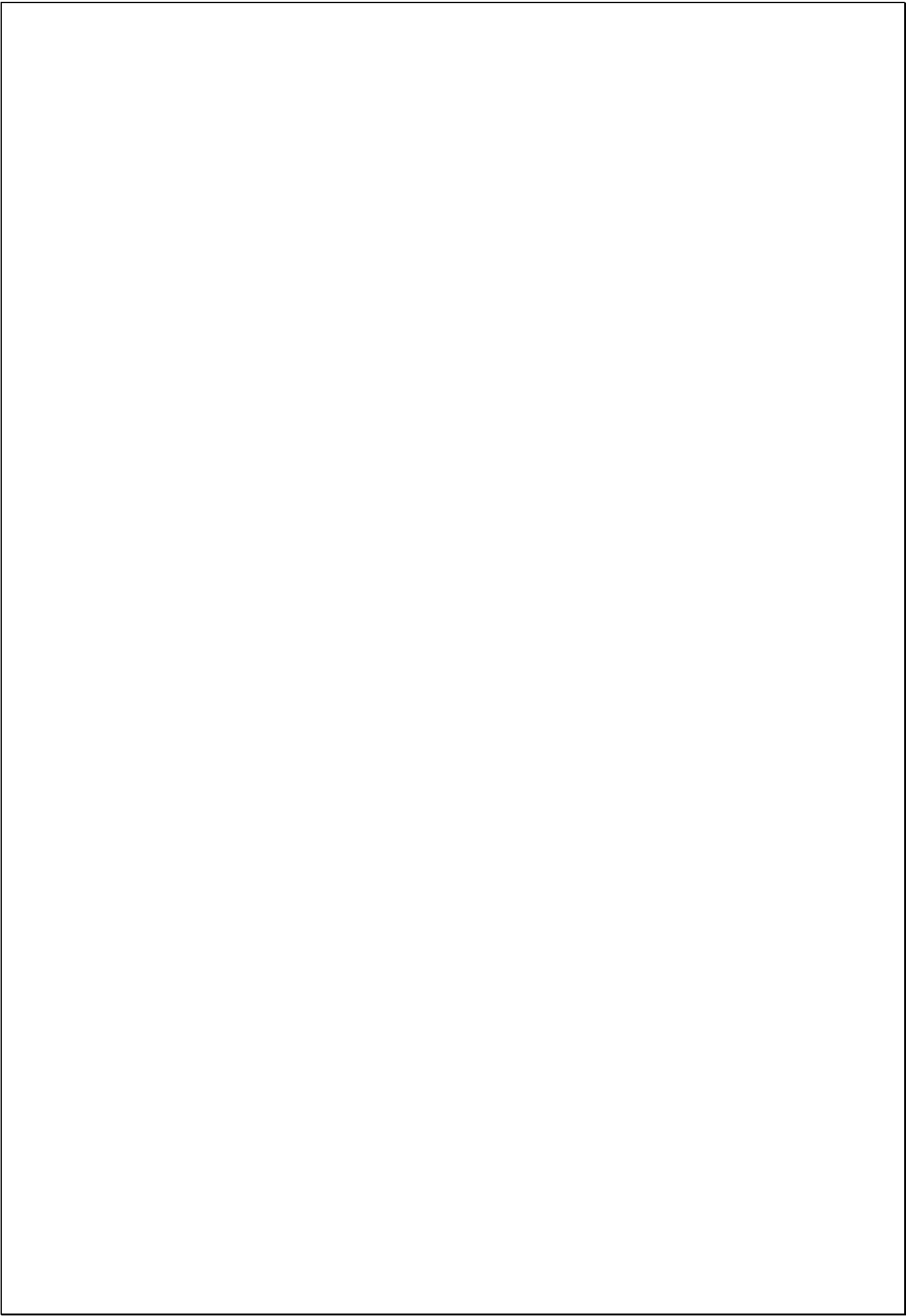
読者におかれては、これらのことをご承知おきいただいた上で各事例を参照されたい。

掲 載 施 設 一 覧

■児童養護施設			
事例 1	神奈川県	旭 児 童 ホ ー ム	本園では、養育困難な児童の支援を中心に行い、その他を地域分散化している事例。
事例 2	東京都	二 葉 学 園	改築後も定員を維持しつつ、本園の小規模化や分園の地域分散化、地域小規模児童養護施設を設置している事例。
事例 3	高知県	若 草 園	改築後、同一敷地内に本園（管理棟）と 1 棟 2 グループを 2 棟設置。1 グループを 11 人とし、小規模グループができるようにし、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例。
事例 4	秋田県	聖 園 天 使 園	大舎制を改築後に小規模グループ化し、地域小規模児童養護施設を 2 か所増設する事例。
事例 5	福島県	堀 川 愛 生 園	改築後も定員を維持しつつ、同一敷地内において本園は管理棟で、別棟で小規模グループケアを設置し、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例。
事例 6	神奈川県	春 光 学 園	幼児寮、男子寮、女子寮のうち、男子寮と女子寮を大規模修繕して小規模グループにした事例。
■乳 児 院			
事例 1	東京都	東京恵明学園乳児部	施設を全て小規模グループケア化している事例。
事例 2	岐阜県	麦の穂乳幼児ホーム か が や き	小規模グループケアを 1 グループ実施している事例。
事例 3	神奈川県	ド ル カ ス ベ ビ ー ホ ー ム	小規模グループケアを本体 1 グループ、併設施設 1 グループで実施している事例。
事例 4	愛知県	竜 陽 園	併設施設で小規模グループケアを 2 グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例。

注：養育形態として、「小規模グループケア」、「小規模グループケア化」「小規模グループ」、「小規模グループ化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載しており、統一的定義に基づいて書かれたものではない。

■ 児 童 養 護 施 設



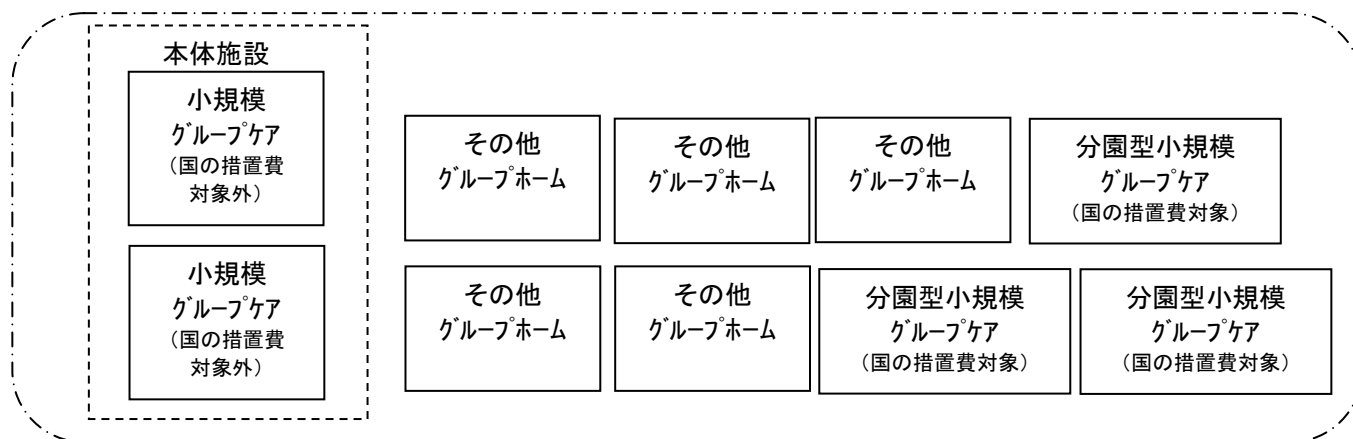
■ 事例 1 旭児童ホーム(児童養護施設)

本園では、養育困難な児童の支援を中心に行い、その他を地域分散化している事例。

1 施設の基本状況

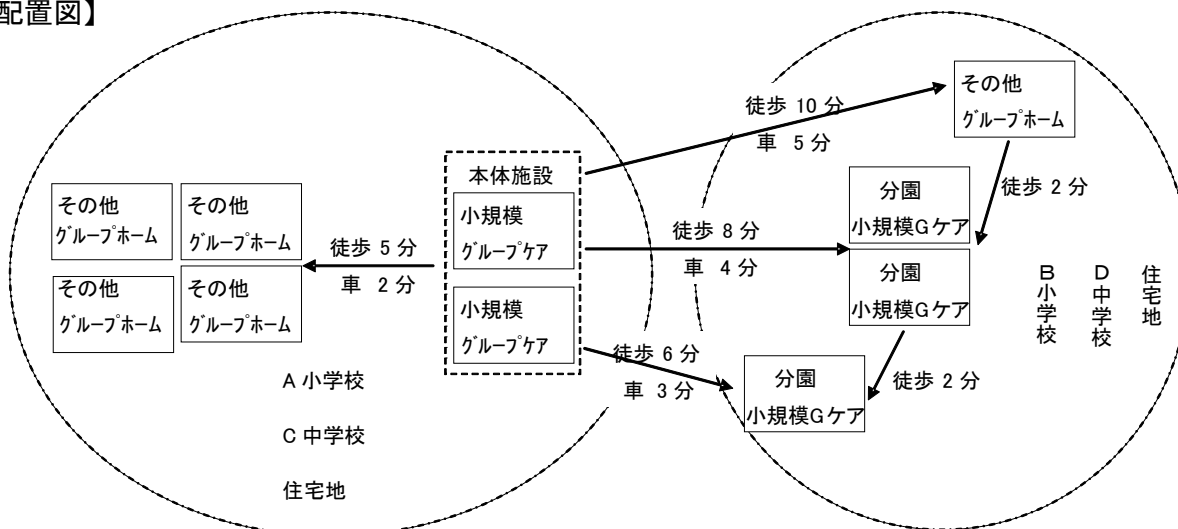
- (1)施設名 旭児童ホーム
 (2)設置主体 社会福祉法人旭児童ホーム
 (3)認可定員 40 名
 (4)併設施設 児童家庭支援センターおおいけ
 (5)住 所 横浜市旭区上白根町914-7

【施設の現状と経緯】



本体施設内に2ユニット、分園を8ヶ所、全体で施設定員数40名の施設である。昭和60年より4棟の小舎制から養育を開始。平成8年、平成10年、平成14年に分園を1ヶ所ずつ開設。平成13年に新たな本体施設を建設し、ユニット2ヶ所を増設。それまで本園にあった4棟の小舎を、分園(その他グループホーム)に転換。オールユニット型の施設として運営している。

【配置図】



【施設の状況】

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢			
センター1 階 (小規模グループケア)	4 名	男 2 名 女 2 名	中学生 3 名 高校生 1 名	常 勤 2 名	個室 6 部屋	法人所有
センター2 階 (小規模グループケア)	3 名	男 2 名 女 1 名	中学生 1 名 高校生 1 名 大学等 1 名	常 勤 2 名	個室 6 部屋	法人所有
第一分園 (その他グループホーム)	5 名	男 3 名 女 2 名	小学生 3 名 高校生 1 名 大学等 1 名	常 勤 1 名 非常勤 0.5 名	個室 5 部屋	法人所有
第二分園 (その他グループホーム)	3 名	男 1 名 女 2 名	中学生 2 名 高校生 1 名	常 勤 1 名 非常勤 0.5 名	個室 1 部屋 2 人部屋 2 室	法人所有
第三分園 (その他グループホーム)	4 名	男 1 名 女 3 名	幼稚園 1 名 小学生 2 名 高校生 1 名	常 勤 1 名 非常勤 0.5 名	2 人部屋 2 室	法人所有
第四分園 (その他グループホーム)	4 名	男 3 名 女 1 名	小学生 1 名 中学生 3 名	常 勤 1 名 非常勤 0.5 名	2 人部屋 2 室	法人所有
第五分園 (その他グループホーム)	4 名	男 2 名 女 2 名	幼稚園 1 名 中学生 2 名 高校生 1 名	常 勤 1 名 非常勤 0.5 名	2 人部屋 2 室	賃貸
第六分園 (分園型小規模グループケア)	3 名	男 2 名 女 1 名	小学生 1 名 中学生 1 名 高校生 1 名	常 勤 1.8 名	個室 5 部屋	賃貸
第七分園 (分園型小規模グループケア)	4 名	男 2 名 女 2 名	小学生 2 名 中学生 1 名 高校生 1 名	常 勤 1.8 名	個室 5 部屋	賃貸
第八分園 (分園型小規模グループケア)	5 名	男 4 名 女 1 名	小学生 1 名 中学生 3 名 高校生 1 名	常 勤 1.8 名	個室 5 部屋	賃貸
計	39 名	男 22 名 女 17 名	幼稚園 2 名 小学生 10 名 中学生 16 名 高校生 9 名 大学等 2 名	常 勤 14.4 名 非常勤 2.5 名	個室 33 部屋 2 人部屋 8 室	—

注：第六分園、第七分園、第八分園の常勤者数が 1.8 人と表記されているのは、担当職員の一部が、本園業務を兼務していることによるものである。

2 小規模化等を行った経緯

(1) これまでの取り組みの経緯

- ①昭和 60 年以前の施設形態は、定員 32 名の大舎制であった。「ホスピタリズム」の指摘や、さまざまな問題を経験して、小舎を中心にした運営を図っていくことになった。
- ②昭和 60 年 6 月、旭区上白根町 956 番地に土地を購入し、4 棟の小舎を建設して施設(定員 30 名)の移転改築をおこなう。これに合わせて近隣に分園 1 ヶ所(賃貸)を確保し、5 ホーム体制を開始した。
- ③平成 8 年 5 月、1 ホームあたりの子どもの受入れ人数に余裕を持たせるため、新たに分園 1 ヶ所(賃貸)を開設して 6 ホーム体制へ。
- ④平成 10 年 2 月、施設定員を 30 名から 36 名に増員。これに伴い、分園 1 ヶ所(賃貸)を開設して 7 ホーム体制へ。
- ⑤平成 13 年 4 月、新たに上白根町 914-7 に土地を購入し、ユニット 2 つと児童家庭支援センター付設の新たな本園を建設。ここに本体施設機能を移転し、施設定員を 40 名に増員した。旧本園敷地に建つ小舎 4 棟は、第一分園～第四分園へ転換。
- ⑥平成 13 年 9 月、さらに分園 1 ヶ所(賃貸)を開設。

(2) 整備の手順

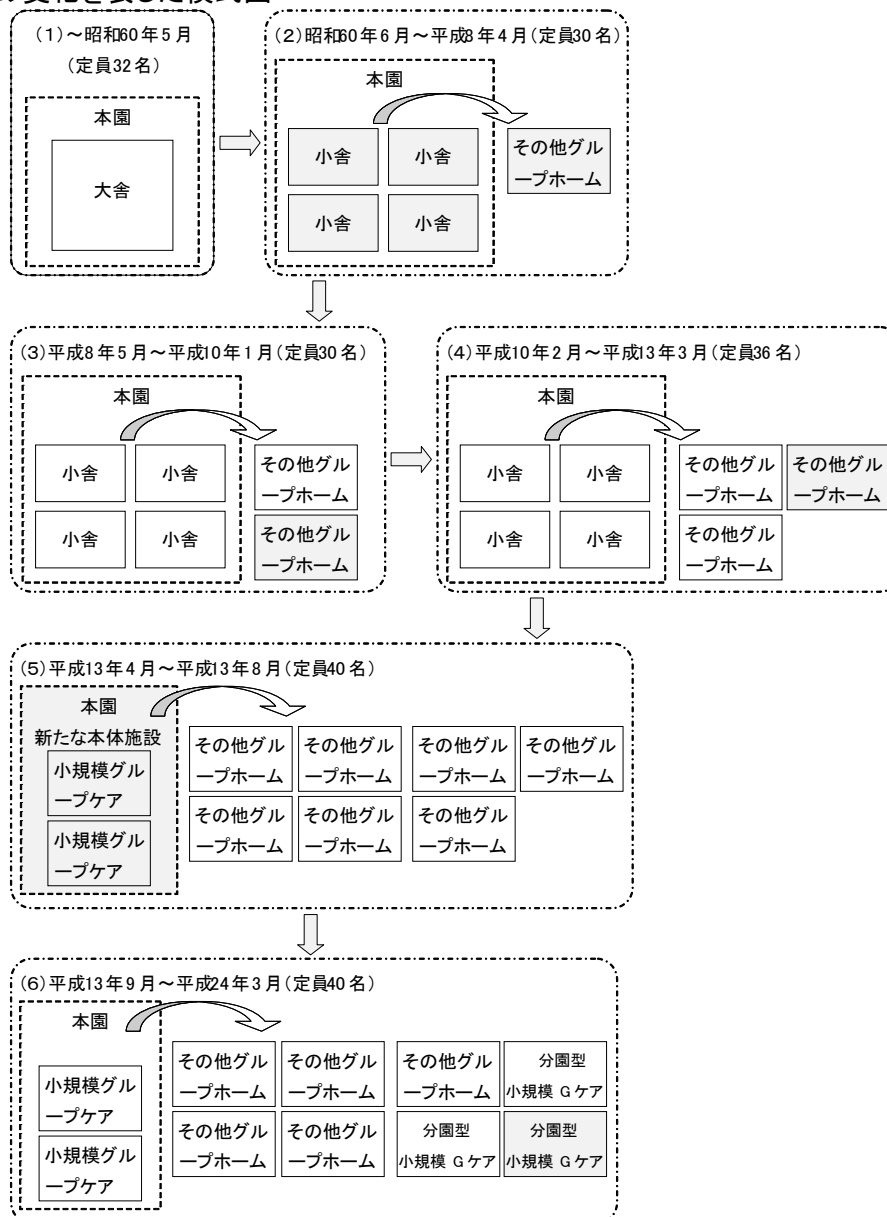
- ・当施設の場合は、中心となってきた職員の中できわめてグループホーム志向が強かったことから、まず先に小舎や分園(グループホーム)を整備する方向へとすすみ、後になってから本体施設機能の必要性に気付き、本園を整備するという経過をたどっている。
- ・子どもと養育者(ホーム担当者)との関係形成を深めていけるように、できるだけ 1 ホームあたりの子どもの人数を少なくしてきた。昭和 60 年には 5 グループのケア単位に分かれ、1 ホームあたり子どもが平均 6 人となった。平成 8 年には 6 グループとなり、1 ホームあたり子どもは平均 5 人。平成 14 年からは、1 ホーム子ども平均 4 名の体制としている。
- ・今般の『社会的養護の課題と将来像』では、一つの「ケア単位」構成児童数が 6～8 人となっているため、現在の 1 ホーム 4 人体制の見直しが必要となっている。単身者のホーム担当による「P 型」ユニットは人数を 6 人まで増やしていく方向で、また配偶者や実子が同居する「F 型」は隣り合った 2 ホーム(各児童 4 名)で分園型小規模グループケア 1 ヶ所相当にしていく方向で検討している。

(3) その他特記事項

- ・問題解決に向けた合意形成づくりが困難な保護者が多く、さらに近年顕著になってきた入所してくる子どもの状態像の重篤化を考えると、グループホーム(分園)によるアプローチだけで対応できるケースは年々少なくなっているような印象をもつ。高度な本体施設機能に支えられた本園ユニットによるアプローチとの二方向の必要性を痛感している。

【経緯の概要図】

※施設構成の変化を表した模式図

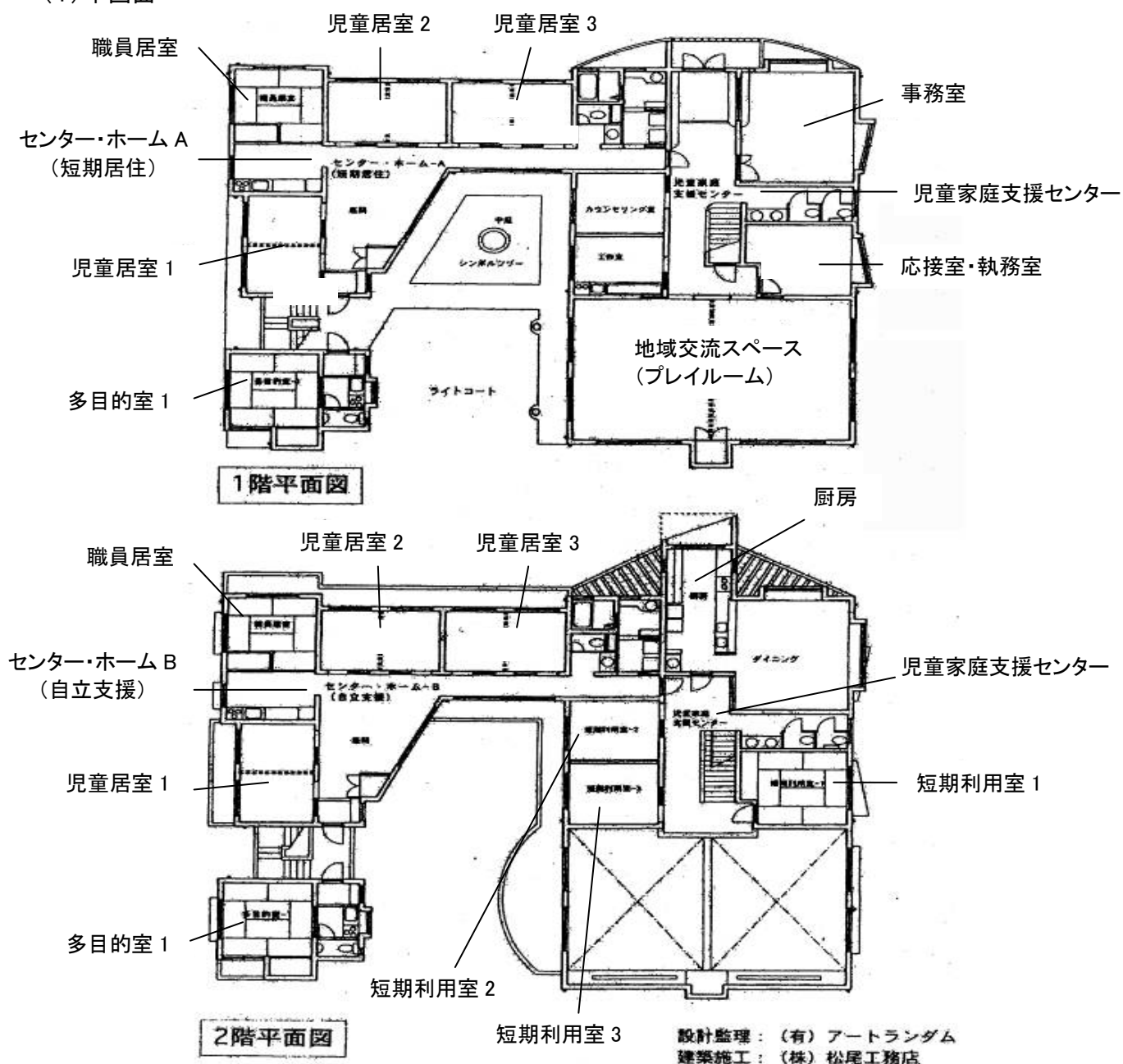


※年度ごとの整備状況等(準備期間、設計、工事期間、引越し等)

- 昭和59年度、本体施設整備(小舎4棟建築)
 - (準備期間) 昭和55年あたりから開始
 - (設計) 昭和58年
 - (工事期間) 昭和59年9月～昭和60年4月
 - (引越し) 昭和60年4月
- 平成12年度、新たな本体施設(児童家庭支援センター附置)整備
 - (準備期間) 平成元年あたりから検討がはじまる
 - (設計) 平成10年
 - (工事期間) 平成12年6月～平成13年4月
 - (引越し) 新たに子どもを受け入れ、引っ越しなし

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平図面



〔工夫した点〕

- ・本体施設 1、2 階に設置したセンターホーム(本体施設内小規模グループケア)の独立性の確保。
- ・児童家庭支援センターとのつながり。
- ・多目的室の設置。

(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
センター1 階 (本体施設内 小規模グループケア)	4	男 2 女 2	中学生 3 高校生 1	常勤 2	1	1	<u>個 室 6</u>
センター2 階 (本体施設内 小規模グループケア)	3	男 2 女 1	中学生 1 高校生 1 大学生等 1	常勤 2	1	1	<u>個 室 6</u>
計	7	男 4 女 3	中学生 4 高校生 2 大学生等 1	常勤 4	2	2	<u>個 室 6</u>

(3)各施設面積

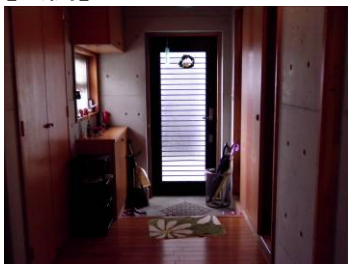
(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
センター1 階 (本体施設内 小規模グループケア)	95.76	7.20
センター2 階 (本体施設内 小規模グループケア)	95.76	7.20

注:「グループ面積計」は、居室(児童用、職員用)、廊下、台所、風呂、トイレ、居間の各階合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【バス】



【その他の生活空間】



(5)間取りの工夫

- ・本園建物の 1、2 階にそれぞれユニットがあり、外から直接出入りできる玄関を持っている。
- ・子どもの居室はすべて個室となっているが、兄弟の場合は移動壁を外して個室でなく2人部屋として使用することも可能。
- ・ユニットは独立しているが、事務所やカウンセリング室、食堂などの本体施設部分とは扉一枚でつながっており、必要に応じて行き来できるようになっている。

(6)設備の工夫

- ・現在の本園は、分園の空き待ちケース、短期の家庭復帰見通しケース、入所時年齢が高いケース、対応困難ケース、ショートスティなど、多様な本体施設機能の拡充を図るために、平成 13 年 4 月に児童家庭支援センターを附置して建設したもの。
- ・ユニット毎の調理を原則としているが、土日や祝祭日等にショートスティ利用児が加わることもあるので、本園の厨房で調理して食堂に集まって食べたりする場合もある。
- ・本体施設機能として、措置年齢を超過してしまったケースの継続的支援や、就労不調でやり直しの必要な子どもの居場所を確保するために、独立した 1K の多目的室を 2 室設けた。

(7)その他特記事項

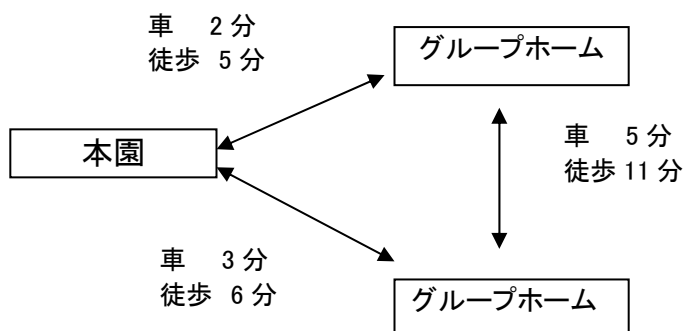
- ・近年、児童養護施設に入所している児童のうち、半数を超える児童が被虐待体験をもっており、4 人に 1 人は発達や愛着および知的な障害(ハンディキャップ)を抱えている。
当施設は、これまで積極的にケア単位の小規模化を図ってきたが、こうした入所してくる児童の状態像の重篤化という変化を受けて、ケア体制の見直しが必要になっている。入所児童の生活の場を、一律にユニットやグループホーム(分園)だけで割り出すことは困難となっており、こうした児童に対応できるように、人的・物的な本体施設機能のさらなる拡充が必要とされるような状況になってきた。

4 グループホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1) グループホーム(分園)と本園との位置関係

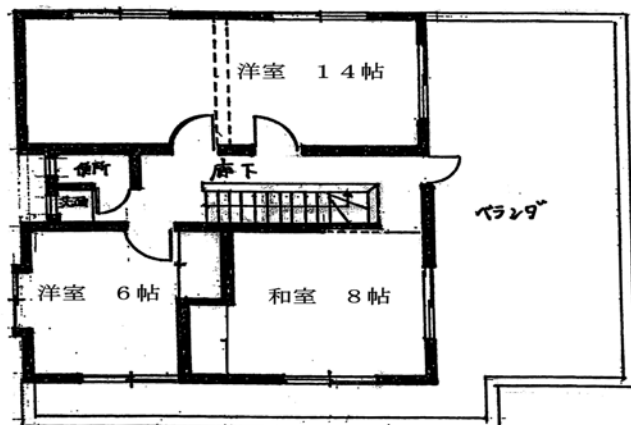
※8ヶ所の分園のうち、第2分園(「その他グループホーム」と第8分園(「分園型小規模グループケア」)を記載する。

・6人の生活支援職員(職種としては「調理員等」に該当)が、グループホーム(分園)8ヶ所をローテーションを組んで回るため、分園はできるだけ本園に近いところに確保するようにしてきた。

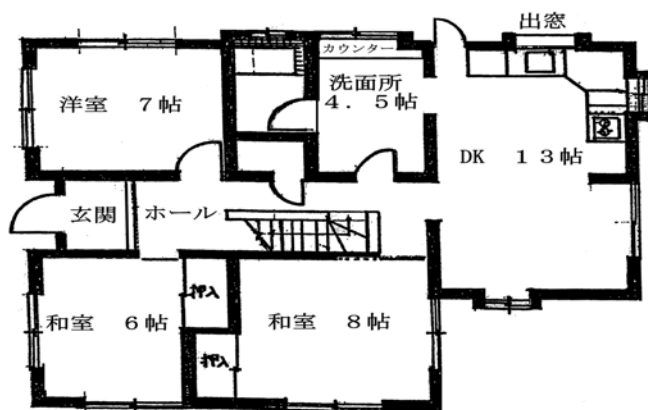


(2) グループホーム(分園)の平面図

【分園2】



(2階平面図)



(1階平面図)

【児童現員】

中学生	男 1名	女 1名
高校生	男 0名	女 1名

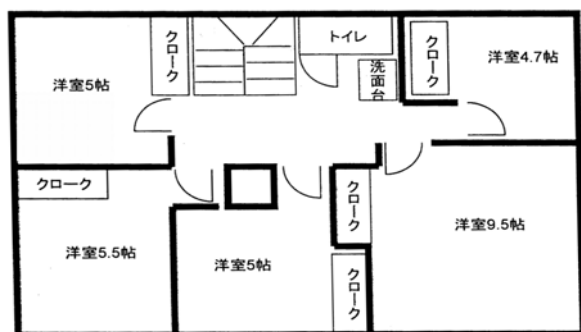
【職員】

常勤	1名
非常勤	0.5名

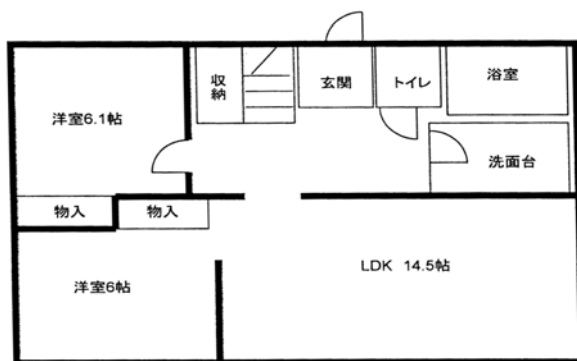
【工夫した点】

- ・建設業者を選定するにあたり、公共建物を専門にしている業者でなく一般住宅建設を手掛ける業者を選び、できるだけ近隣地域の住居と変わらないように配慮した。
- ・昭和60年に建築した際は2階に14畳の大きな部屋を設けていたが、その後部屋を2つに分け、個室に対応できるようにした。メンバー数や年齢の違いなどにも応じることが出来るように、後から間仕切りできる部屋があると便利である。

【分園 8】



(2階平面図)



(1階平面図)

【児童現員】

小学生	男 0 名	女 1 名
中学生	男 3 名	女 0 名
高校生	男 1 名	女 0 名

【職員】

常勤	1.8 名
非常勤	0 名

〔工夫した点〕

- ・グループホーム(分園)に使用するためには、できるだけ多くの部屋数がある借家が好ましい。しかし、一般家屋の借家は少人数向きで部屋数が少ないため、不動産屋に依頼して、賃借側が設計した建物を賃貸人に建設してもらい、それを長期契約する方式が望ましい。
- ・この「分園 8」も、そうした経緯で賃借している。

(3)グループの状況(単位:人、室)平成 24 年 3 月 1 日現在

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
第 2 分園 (その他グループホーム)	3	男 1 女 2	就学前 2 中学生 2 高校生 1	常勤 1 非常勤 0.5	1	2	個室 1 2人部屋 2
第 8 分園 (分園型小規模グループケア)	5	男 4 女 1	小学生 1 中学生 3 高校生 1	常勤 1.8 (換算)	1	1	個室 5
計	8	男 5 女 3	小学生 1 中学生 5 高校生 2	常勤 2.8 非常勤 0.5	2	3	個室 6 2人部屋 2

(4)各室の面積(各部屋毎)

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
第 2 分園 (その他グループホーム)	148.00	10.80
第 8 分園 (分園型小規模グループケア)	150.00	9.60

注:「グループ面積計」は、居室、廊下・階段、台所、風呂、洗面所、トイレ、居間、ベランダ(第 2 分園のみ)の合計の面積値を示している。

(5)グループホームの写真

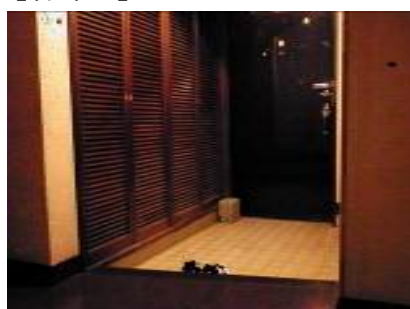
【外観】



【玄関】



【各部屋】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

- ・賃貸物件は、できるだけ個室が多く確保できるような間取りとしている。

(7) 設備の工夫

- ・グループホーム(分園)のうち、第一分園～第四分園は昭和 60 年 4 月に 30 人定員施設として建てた 4 棟の小舎を使用している。
- ・第五分園～第八分園は賃貸物件。このうち 3 ヶ所の物件は、当法人で間取りを決め、建設してもらって賃貸している。

(8) 近隣地域との関係

- ・昭和 60 年から 30 年近くになるが、大きな近隣とのトラブルは経験しないで済んでいる。
- ・近隣地域の一員としての責任を果たせるような努力は、常に心がけている。

(9) その他特記事項

- ・グループホーム(分園)の孤立化を避けるためには、本園との関係だけでなく、分園相互による支え合いができるような配置も必要。分園の隣接や、ごく近いエリア内に数軒の分園を確保することなどが有効。
- ・第一分園～第四分園は隣接しており、平素から「お隣同士」の関係が形成されてきた。
- ・賃貸物件では、第六分園と第七分園が隣接している。トラブルを隣の分園担当者が察知して駆けつけたりしたこともある。

5 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・子どもの年齢構成は縦割り、男女混合が原則。しかし次に入ってくる子どもによっては、同年齢が集まってしまうたり、性別が偏ったり、ということは避けられない。
- ・兄弟姉妹は、同じグループが原則。

(2)各グループの職員体制

- ・状態像の重篤化した児童の入所が増加することにもない、分園による家庭的養護の展開も、当初に描いていた生活とは程遠くなりつつある。メンバーの力動が相互支持的には作用せず、逆に、相互破壊的な方向へと追い込まれていくようなことも起こっている。こうした状態となってしまうことを避けるために、入所にあたってグループホーム(分園)での対応が可能かどうかのアセスメントや、行き詰ってしまった分園から児童を本体施設へ受け入れていくことも必要になってくる。
- ・本園ユニット(センター1 階、センター2 階)は、分園では対応困難なケースも受入れることになるため、直接処遇職員以外にもFSWや栄養士、事務職員も含めて、できるだけ多くのスタッフが関われるようにしている。毎日のミーティングをはじめ、チームアプローチが原則となる。
- ・第一分園から第五分園までの5ホームは、ホーム担当職員の配偶者・実子との同居家庭タイプ(「F型」分園と呼んでいる)である。ホーム担当者の配偶者(夫)は嘱託者(非常勤)の扱い、別の職場に通勤しているか、分園勤務でなく本園勤務となる。実子がいる場合は、入所児童との年齢が重ならないなどの配慮を要す。
- ・第六分園から第八分園までの3ホームは、住込みのホーム担当職員と副担当者によるパートナーシップタイプ(「P型」分園と呼んでいる)である。ホーム担当者は住込み。週休2日は、フリーの直接処遇職員が交替で代替をおこなっている。
- ・分園1ヶ所あたり、1週につき生活支援職員が4日ずつ入る。

(3)各グループの構成の特徴

- ・本園ユニットは、分園の空き待ち、対応困難児童の受入れなどによって、短期での入れ替わりが多くなるため、組合せが特に難しい。スペースの使い方やメンバー数などについてグループホーム(分園)とは異なる柔軟性が必要となる。
- ・「F型」分園は、長期在所が見込まれる児童を中心にした受入れ。ホーム担当者の配偶者・実子も同居するため、4名までにしている。
- ・従来、グループホーム(分園)の運営については「F型」を中心に構想してきたが、人材が得にくいとため、「P型」分園の数が多くなってきた。運営については、副担当者との組み合わせ方法などまだ多くの検討課題が残されている。
- ・入所にあたって、おおよその「見立て」をおこない、適合するグループを決定するが、入所期間の見通し、子どもの状態像、保護者との合意や協力の程度の違いなど、不確定要素が多く、想定していたグループ構成とは随分と違ってしまうことが起こる。

(4) 本園と分園の役割分担

- ・小舎による施設運営をはじめた昭和 60 年代頃には、子どもと職員を小さな生活単位に分けていくことを主眼にしていたが、実際には入所時年齢が高い子どもの措置が多かったことや、状態像の重篤化した子どもの入所などを経験して、本体施設の支援機能や本園ユニットの確保が必要になることを痛感させられた。
- ・本園の支援機能は、グループホーム(分園)のバックアップをおこなうための職員の派遣、分園児童への学習や心理的援助、レスパイト、緊急時の対応などとなる。
- ・日常生活では多くがホーム担当者の判断に委ねられるが、グループホーム(分園)も組織の一部であり、組織的な決定事項には従うことが求められる。思い違いが起こることもあって、真摯な調整作業と、バランス感覚がもとめられる。

(5) その他特記事項

- ・それぞれのグループホーム(分園)にはホーム担当をおこなうことができる専任でベテランの直接処遇職員の確保が何よりも望まれる。もしホーム担当者が新人の場合は、本園による多くの支援が必要とならざるを得ない。
- ・グループホーム(分園)の中で不安定な状態にあるホームの割合があまりに多くなると、組織全体でも支えきれないことになる。学級崩壊と学校崩壊の関係のように、グループホーム(分園)崩壊だけでなく施設崩壊も考えられる。
- ・本園内の 2 ユニットと第 1 から第 8 までのホーム担当職員の在職年数(平成 24 年 3 月 1 日現在)は以下の通り。

本園 1 階ユニット—12 年 2 階ユニット—2 年

第 1 分園—16 年 第 2 分園—30 年 第 3 分園—26 年 第 4 分園—26 年
第 5 分園—10 年 第 6 分園—15 年 第 7 分園—3 年 第 8 分園—4 年

2 週勤務表

		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	備考
本園	センター1階ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休	出	出	
	センター2階ホーム担当者	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	出	出	休	休	
	代替要員(Aハターン)	休	休	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	出	出	
	代替要員(Bハターン)	出	出	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休	
	生活支援員	出	出	出	出	出	出	休	出	出	出	出	出	出	休	夏冬春 例に長期休暇あり
分園	1 階型	第1～第5ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	出	出	出	出	出	出	休	夏冬春 例に長期休暇あり
		嘱託者(配偶者)	—	—	—	—	—	出	—	—	—	—	—	—	出	
	1 階型	第6ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休	出	出
		第7ホーム担当者	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	出	休	休	
		第8ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休	出	出

6 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

〔本園〕

① 昼間 2～3 人:宿直 2～3 人

・状態像の重篤な子どもがいる場合は、さらに当直を増やすなどの必要がある。

② グループホーム(分園)への応援職員: 10 人(応援の内容:ローテーションの要員 4 人、家事支援等の生活支援員 6 名、必要あるときは施設長、事務職員、栄養士も応援に加わることもある。)

〔グループホーム(分園)〕

昼間 1 人:宿直「F型」2 人、「P型」1 人

(2) 職員への配慮など運用上の工夫

- ・本園ユニットと「P型」分園のホーム担当者は、週休 2 日。副担当者 4 名と個別対応職員、FSWがローテーションを組んで休日代替要員となる。
- ・「F型」分園のホーム担当者は、週休 1 日。嘱託者となっている配偶者が代替要員となる。不足する休日分を子どもの夏休み、冬休み、春休みにまとめて長期に取れるように、キャンプ、スキー、お泊り会などをおこない、この期間中は分園を休みにしている。
- ・ホーム担当者が急用で不在になる場合に、代替要員の手配がつかない時は、グループホーム(分園)の児童を本園でレスパイトすることもある。

(3) その他特記事項

- ・施設長や主任などによるホーム担当者へのスーパーバイズが有効であるのは、非日常的な出来事への対処が必要な場合であり、日常的な生活の中では、ホーム担当者会議などを通じた同職種による支えが有効である。ホーム担当者会議は原則 1 ヶ月 1 回の開催となるが、必要に応じて随時開かれている。
- ・受け持つ子どものケースマネジメントについては、ケアワーカー(ホーム担当者)だけでなく、ファミリーソーシャルワーカーと臨床心理士の三者が協働して見立てていくことが重要。この異職種連携を徹底していくことで、ホーム運営が恣意的になったり、独善的な状況に陥ったり、対応の難しい子どもへの対応や、保護者とのやり取りに行き詰まるなどの、小規模化にともなうデメリットとして指摘されている問題について克服を図っている。

7 運用上の工夫

(1) 子どもの暮らし方

- ・グループホーム(分園)では、一般家庭の子どもの暮らしとあまり変わらないことが原則。
- ・生活時間は、その時々メンバー構成によって異なってくるので、できるだけ柔軟に対応できるように配慮している。たとえば部活やバイトによって帰宅時間が遅くなることや、遠方の高校通学のための早朝からの起こしや準備手伝いなど。
- ・子どもの状態像の重篤化によっては、暮らしに大きな影響を与えることになるので、この場合は施設全体での特別な支援を工夫する。

(2) 食事の提供方法

- ・グループホーム(分園)8ヶ所と、本園ユニット2ヶ所の計10ヶ所で、それぞれ買い物から炊事までこなしている。
- ・週末の外食もホーム担当者の判断で可能。
- ・ホーム担当者が調理をするので、隣に立って手伝う子どもも少なくない。夕食後に弁当のおかずづくりをする中高生も多い。

(3) 権利擁護

- ・グループホーム(分園)を「密室化」させにくく、「風通し」を良くしていくためには、職員全員のしっかりとしたチームアプローチの考え方がベースにあることが必要。そのための常日頃の職員間の意思疎通が重要。
- ・採用時に、職員の考え方や資質等をどう見極めるか等の課題は残されている。

(4) 職員間の連携・孤立防止

- ・1つのグループホーム(分園)に、1週当たり4日のローテーションで家庭支援員(「調理員等」)が入って家事支援をおこなったり、心理士やFSWが訪問してカンファレンスを実施している。
- ・困難な状況を迎えたときは、しばらく本園ユニットとの併用もおこなう場合がある。自己完結的にならず、連携や協働のプログラムをできるだけ多く組み込むことが必要となる。

(5) その他特記事項

- ・グループホーム(分園)でケース記録を付けることは、生活との兼ね合いもあって慎重にならざるを得ない。子どもの就寝後になりやすく、負担の軽減は課題である。
- ・本園ユニットおよびグループホーム(分園)の生活費は、毎月ほぼ事業費相当分を2回に分けて仮払い。事務職員が各ホームへ現金を配って回っている。
- ・防災は本園を中心に企画。グループホーム(分園)からの避難場所は本園にしている。

8 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・近年の入所児童の質が大きく変化してきたこともあって、小規模化という要素が児童に与える変化についてはつかみにくい状況となっている。昭和60年に当施設が小規模化をはじめた頃と現在では様子が大きく異なっている。

(2) 職員の変化

- ・労働条件の観点からは「割が合わない」という感想もあり得るが、ホーム担当者として子どもと生活していく中で手応えを感じとる職員も少なくない。ただし最近の難しい子どもとのやり取りでは、達成感よりもバーンアウトになってしまうことも見られる。

(3) 管理・運営面の変化

- ・グループホーム(分園)の担当者になると、全体の課題が見えにくくなり、自覚が乏しくなって自分のホーム中心の考え方に陥ってしまう危険性もある。

(4) その他特記事項

- ・入所してくる児童の年齢、性別、抱えている困難、在所期間、保護者の状態などは多様で複雑なので、社会的養護を「児童－養育者」の関係だけに絞れなくなっている。養育者(ケアワーカー)とファミリーソーシャルワーカーと臨床心理士との三者によるチームアプローチがとれる体制づくりを行っていくことが必要。

9 まとめ

- ・建物や設備などの物的な要素と、グループホーム(分園)の運営を担う人的な要素の 2 つが、うまく噛み合うことが必要。グループホーム(分園)に好都合な賃貸物件が見つかって、ホーム担当者が得られなかったり、逆の場合も起こることを経験した。できればギリギリの運営ではなく、物的条件と人的条件とがうまく整った時には、余分に 1 ホームもつことができるようなことも望まれる。
- ・子どもの状態像の重篤化を考えれば、すべての入所児童をグループホーム(分園)だけで受け入れるのは困難。グループホームからはじめた方がいいケースと、施設養護(本園ユニット)からはじめた方がいいケースがあって、どちらからでも応じられるような重層的な体制が必要である。
- ・本園にグループホーム(分園)を支える役割をもたせるだけでなく、グループホーム間の支え合いができるような仕組みが重要になる。地域の中の単一のグループホーム(分園)よりも、複数のグループホーム(分園)を確保した方が長く続くようである。
- ・さまざまな課題にぶつかりながらバランスをとっていくことが必要なので、出来る限り多くの話し合いの場が設定されることが必要となる。
- ・子どもの平均在所期間が 5 年程度であることを考えると、「小規模化」では、まずケア職員の平均勤続年数がそれ以上の長さであることが必要となる。
- ・近年顕著となっている子どもの「状態像の重篤化」は、小規模ケア担当職員のバーンアウトをまねきやすい。一度この状態に陥ると、残ったケア職員の負担も急激に増大して、さらに悪循環が加速する傾向にある。
- ・社会的養護の難しさは、入所してきた子どもの状態像、年齢、性別、ハンディキャップの程度、保護者の状態などに合わせて、その都度新たに枠組を再構成していかなければならないことにある。低年齢で入所して 18 歳で退所していく、といった定型のサイクルが成り立たないことが多い。
- ・「施設の小規模化」や「家庭的養護の推進」といった課題は、いわゆる大規模施設への収容保護による「ホスピタリズム」問題から提起されたものである。近年の社会的養護を担う児童福祉施設の課題は、児童虐待問題対応からもたらされている。そこでの保護児童数の増加と状態像の重篤化は、それ以前と異なる特質であり、このことを踏まえて「小規模化」と「家庭的養護(化)」が整備されることが必要である。

■ 事例 2 二葉学園(児童養護施設)

改築後も定員を維持しつつ、本園の小規模化や分園の地域分散化、地域小規模児童養護施設を設置している事例。

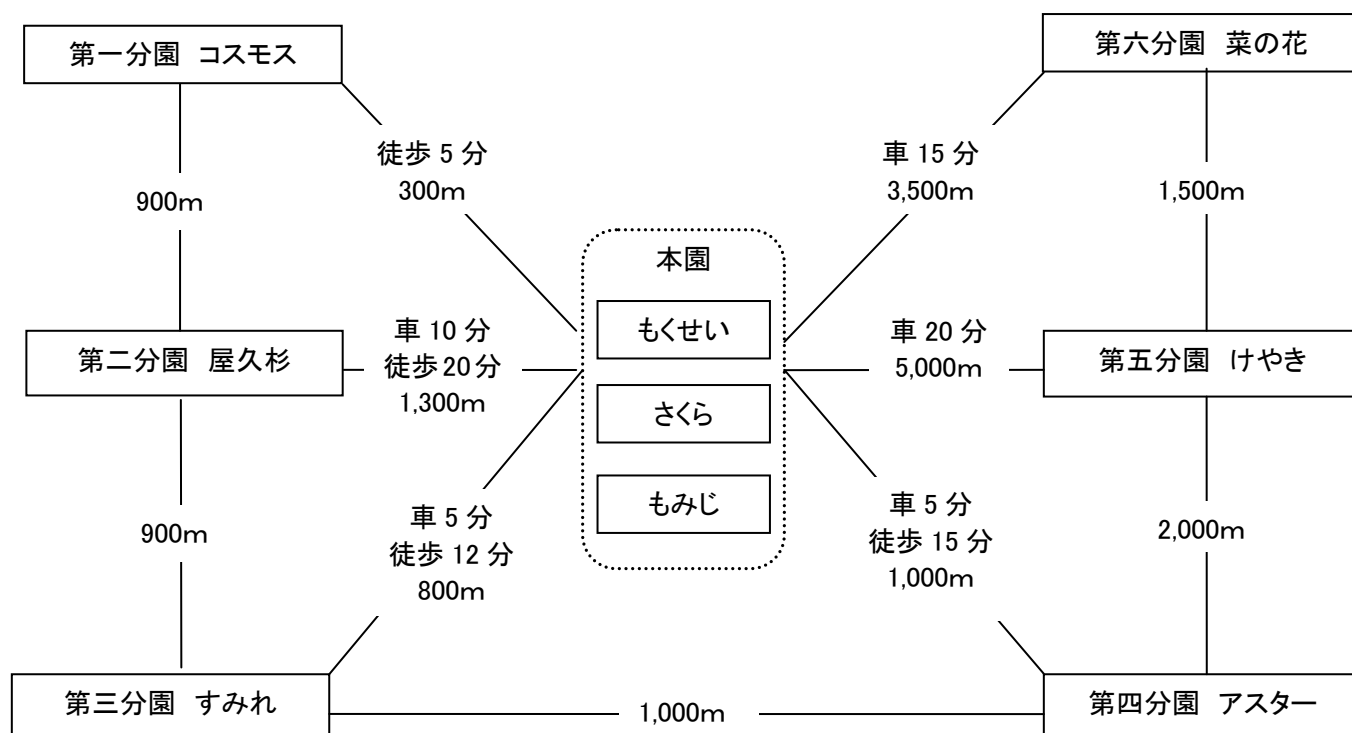
1. 施設の基本状況

- (1)施設名 二葉学園
- (2)設置主体 社会福祉法人二葉保育園
- (3)認可定員 40名(他地域小規模児童養護施設12名)計52名
- (4)併設施設 なし
- (5)住所 東京都調布市上石原2-17-7

【施設の現状と経緯】

本体施設3ユニット、分園型グループホーム6ヶ所の総施設定員数52名の施設である。児童養護施設としては昭和22年より木造の建物で事業開始、昭和43年より鉄筋構造において大舎制にて養育を開始。分園型グループホームを昭和56年、昭和61年、1ヶ所ずつ平成12年以降に4ヶ所開設。平成4年大舎制をユニット制に転換。現在本体施設改修工事中(平成25年10月完成予定)。

【配置図】



【施設の状況】

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢			
もくせい (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象))	6 名	男 6 名	小学生 3 名 中学生 2 名 高校生 1 名	常 勤 3 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 1 部屋	所有
さくら (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象))	6 名	男 3 名 女 3 名	就学前 3 名 小学生 3 名	常 勤 3 名 非常勤 1.5 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 1 部屋	所有
もみじ (本体施設内居室)	5 名	女 5 名	中学生 1 名 高校生 4 名	常 勤 3 名	個 室 5 部屋 2 人部屋 0 部屋	所有
第一分園コスモス (地域小規模 児童養護施設)	6 名	男 4 名 女 1 名	就学前 1 名 小学生 2 名 中学生 1 名 高校生 1 名	常 勤 3 名 非常勤 0.5 名	個 室 0 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
第二分園屋久杉 (その他グループホーム)	5 名	男 5 名	中学生 1 名 高校生 4 名	常 勤 2 名 非常勤 1.5 名	個 室 3 部屋 2 人部屋 1 部屋	所有
第三分園すみれ (その他グループホーム)	6 名	男 3 名 女 3 名	就学前 1 名 小学生 3 名 中学生 1 名 高校生 1 名	常 勤 3 名 非常勤 0.5 名	個 室 2 部屋 2 人部屋 2 部屋	賃貸
第四分園アスター (その他グループホーム)	6 名	男 3 名 女 3 名	小学生 2 名 中学生 2 名 高校生 2 名	常 勤 2 名 非常勤 1.5 名	個 室 2 部屋 2 人部屋 2 部屋	賃貸
第五分園けやき (その他グループホーム)	6 名	男 2 名 女 4 名	中学生 3 名 高校生 3 名	常 勤 2 名 非常勤 1.5 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 1 部屋	賃貸
第六分園菜の花 (地域小規模 児童養護施設)	6 名	男 5 名 女 1 名	就学前 2 名 小学生 2 名 中学生 2 名	常 勤 3 名 非常勤 0.5 名	個 室 0 部屋 2 人部屋 3 部屋	賃貸
計	52 名	男 31 名 女 20 名	就学前 7 名 小学生 15 名 中学生 13 名 高校生 16 名	常 勤 24 名 非常勤 7.5 名	個 室 24 部屋 2 人部屋 14 部屋	-

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

- ・二葉学園における地域小規模児童養護施設の実践(地域小規模への道のりと現在の到達点)

①昭和53年、「二葉学園昭和53年度体制方針」が出され検討された。

- ・短期目的養護(家庭復帰を目指す)と長期一貫性養護(家庭復帰が困難な児童)の両輪養護の追及
(なぜ小規模化、地域化に取り組むのか目的の一致が経営、運営、職員、子どもへの徹底が重要！)

②昭和56年の創設期～定着期までの取り組み経過について

- ・昭和56年第一分園を夫婦制で開設した。(本園より4キロ離れた場所)
- ・昭和61年に第二分園を夫婦制で開設した。(本園より2キロ離れた場所)
- ・グループホーム(分園)の実施、学力向上・夏体験プログラム等の実施
(取り組みを実践報告し、振り返り、再チャレンジすること、この繰り返しプロセスが大事)
- ・二つの分園の実践から本園も小規模化することの必要性が強調された。

③平成4年～本園の大規模改修と全体運営の取り組み、事後の苦慮と方向性の研究と共有について

- ・高齢児処遇、個別化、小規模化養護、自立援助的ホームの実践等
(対象児童の変化、ケアニーズの変化の見極めと、それに対応することの重要性)

④平成12年～地域分散型児童養護施設の実践について

- ・児童からの要望に応える ・地域ケアの発展 ・地域分散型児童養護施設へ
(小規模化、地域化実践を都内、全国の制度充実へ。長所の助長と短所の改善を)
- ・第三分園、第四分園、第五分園、第六分園と作っていった。(地域分散型児童養護施設の完成)

⑤平成19年～専門機能強化型児童養護施設の実践について

- ・専門機能強化(児童問題対応能力向上、家族支援、地域支援、自立支援、里親支援等)強化策
(対象児童の変化、短所の改善と経営改革、将来の児童養護施設像(ひとつの展望として))

※被虐待児童、発達障害、情緒障害、知的障害等を抱える児童の対応にあたっては、専門機能強化が必須。

(2)整備の手順

※上記参照

(3)その他特記事項

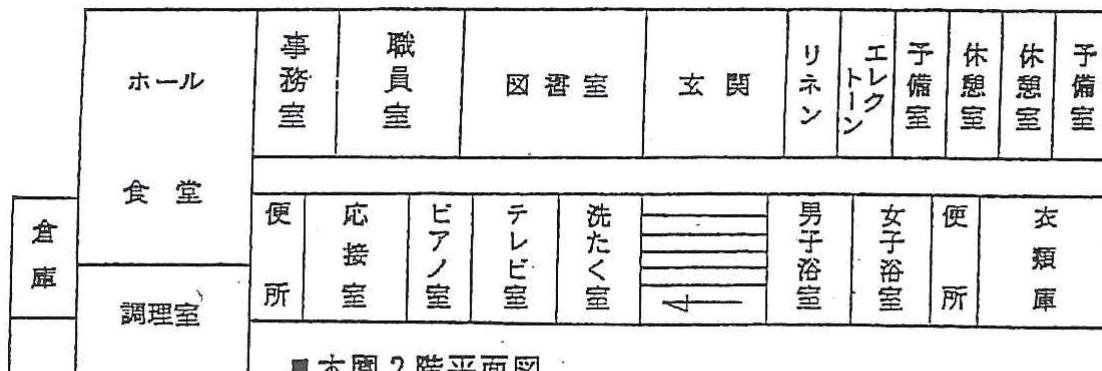
- ・施設機能のあり方やその実践にあたっては(平成7年より名称は変わるが常設している内部検討委員会)職員を主体とした「将来像検討委員会」を内部設置し、(基本は意欲ある職員の参画をもって)職員自身が主体的になって、様々なビジョンを出して全体職員会議に提案し実践していく方法を取っている。

【経緯の概要図】

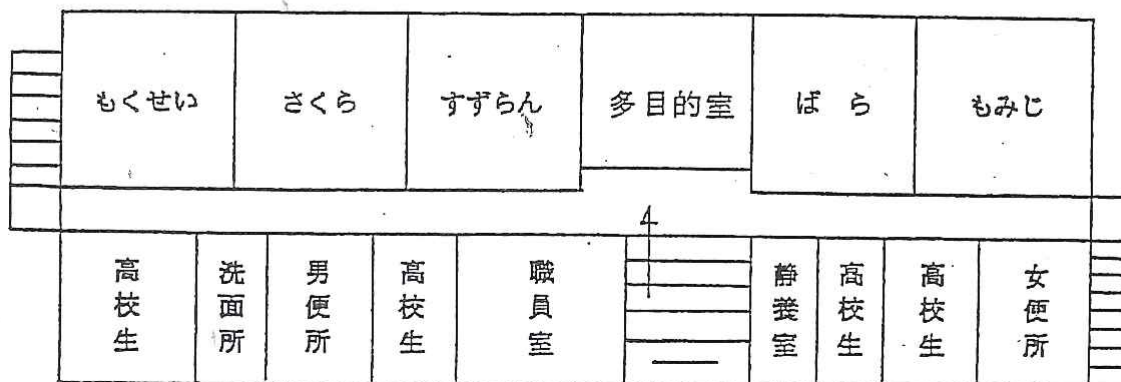
・昭和 43 年度より大舎制の建物として使用。

■本園 1 階平面図

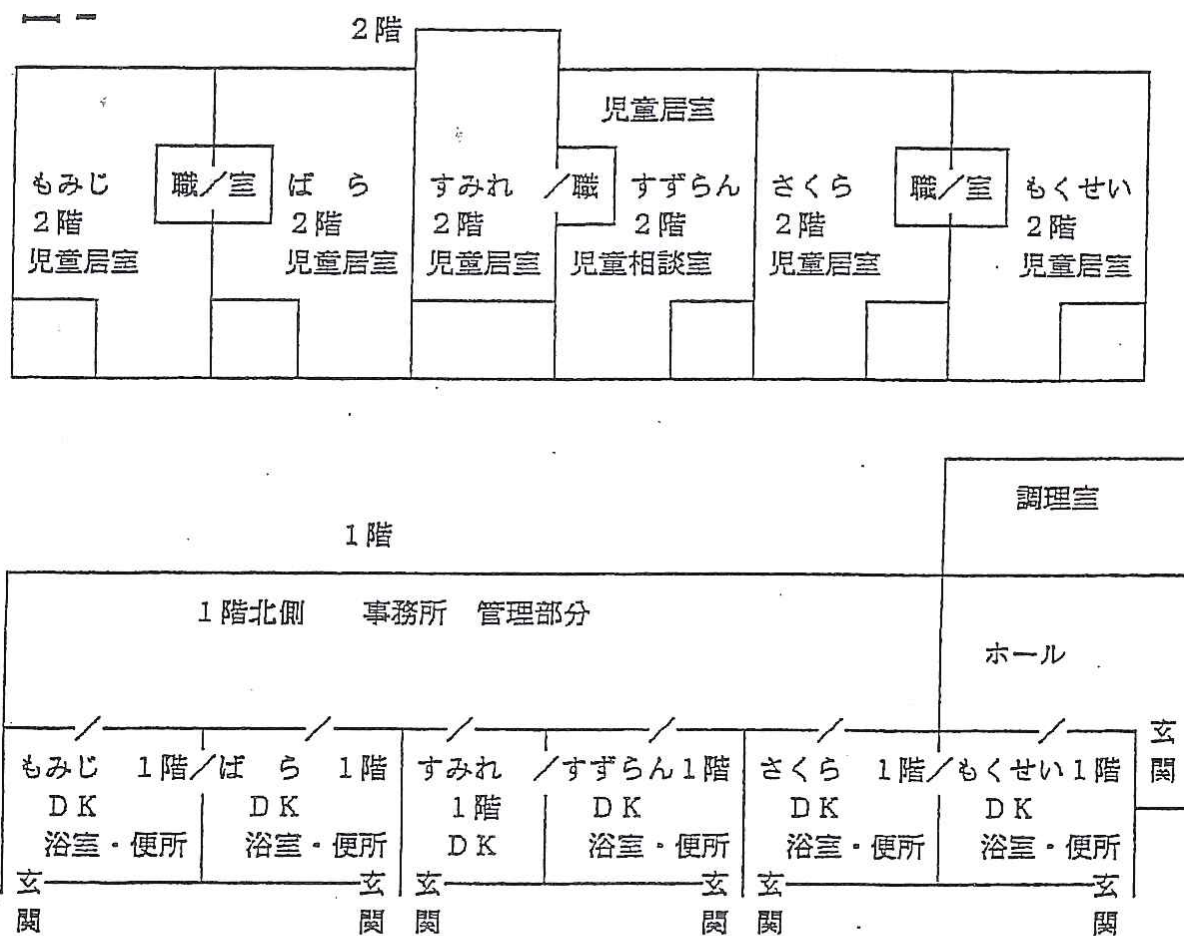
—南—



■本園 2 階平面図



・平成4年よりユニット制へ大規模改修。(平成4年9月から平成24年8月まで)

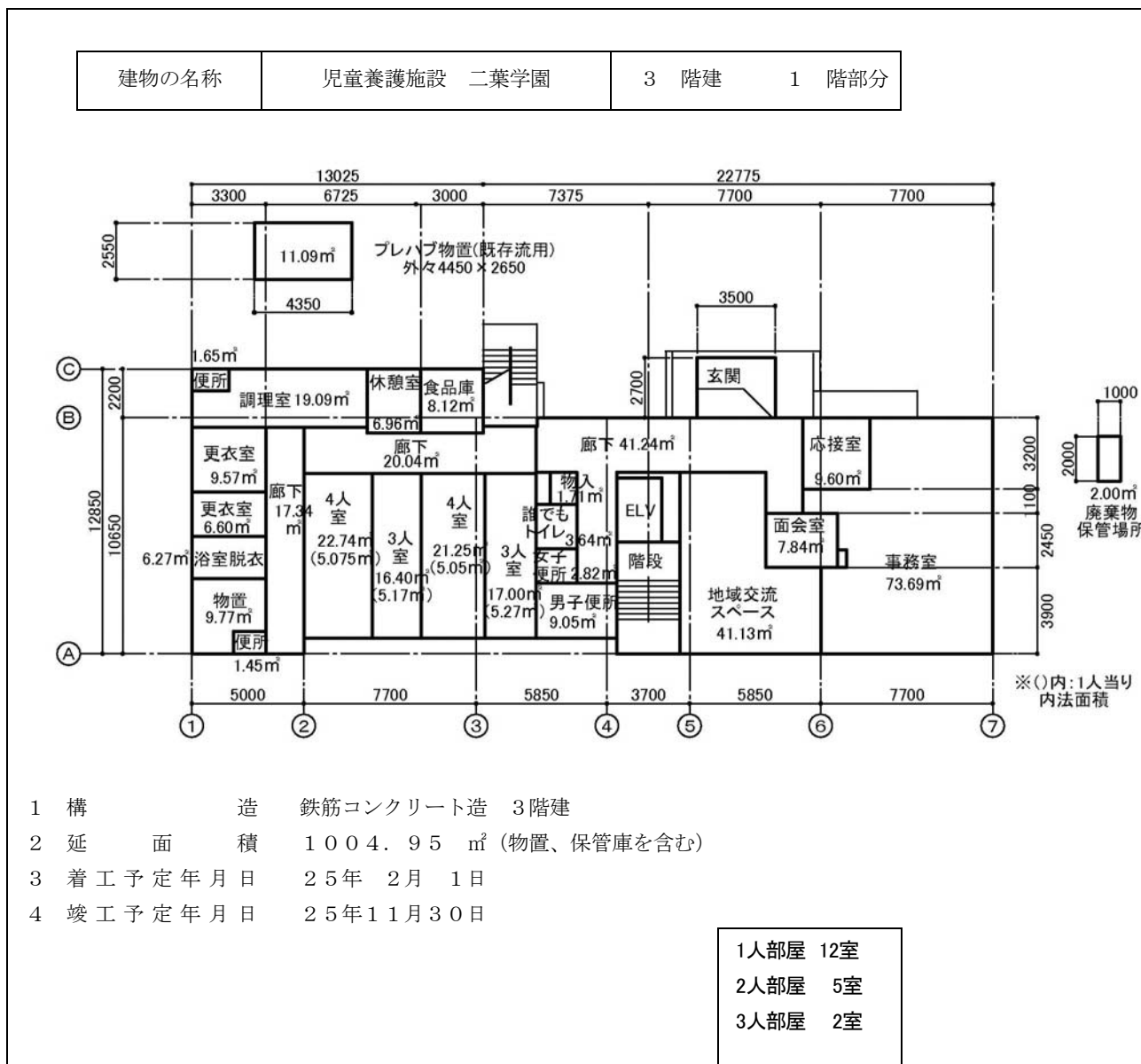


- ☆ 2階児童居室は、リビングルーム1室・児童居室1人部屋3室・児童居室2人部屋2室職員当直室1室。
- ☆ もみじとばら、すみれとすずらん、さくらともくせい、は、それぞれ1階台所・2階当直室でドアによりつながっている。
- ☆ 1階の管理部分と児童居室はドアにより直接行き来可能となっている。

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

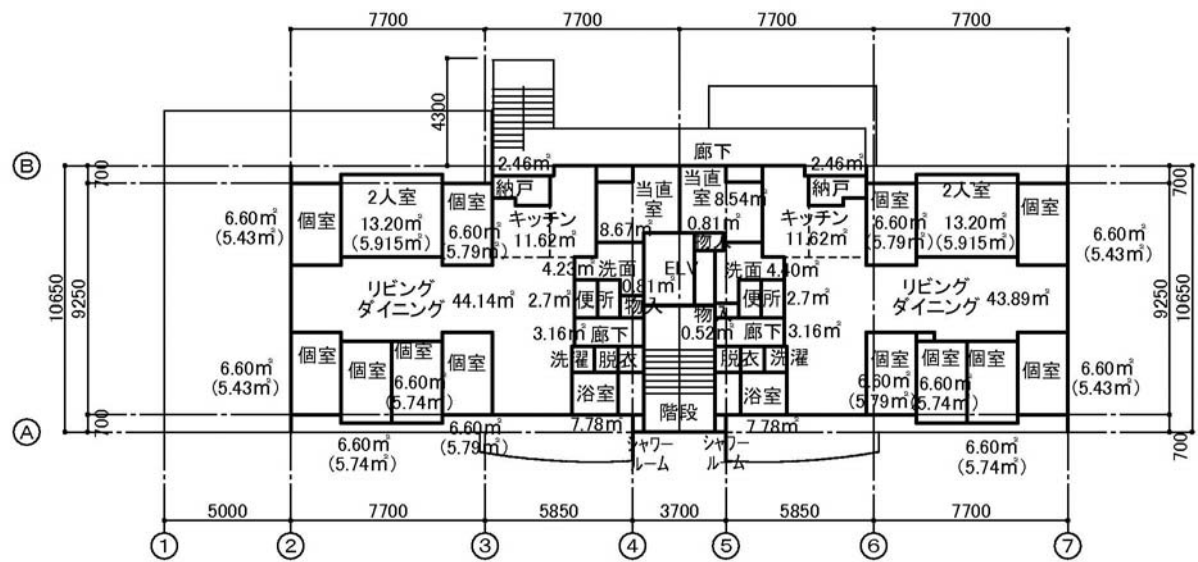
(1) 平面図

整備工事実施後(平成 25 年度完成予定)の施設の平面図



注:平成 24 年 9 月に旧園舎(前ページ参照)から仮園舎に引越し。平成 24 年 11 月から旧園舎の解体工事開始。なお、9 月から 11 月の間は、文化財発掘調査が実施された。

建物の名称	児童養護施設 二葉学園	3 階建	2 階部分
-------	-------------	------	-------

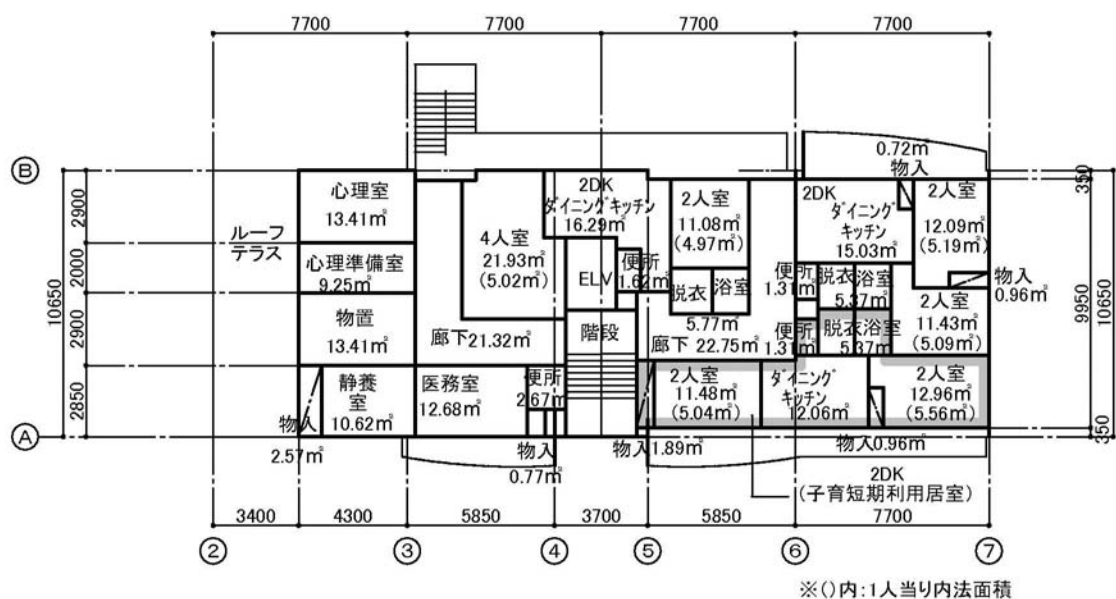


※()内:1人当り内法面積

他に4名(子育て短期利用居室)

2人部屋 2室

建物の名称	児童養護施設 二葉学園	3 階建	3 階部分
-------	-------------	------	-------



1人部屋	12室
2人部屋	5室
3人部屋	2室
4人部屋	3室

他に 4 名(子育て短期利用居室)

2人部屋	2室
------	----

- | | | |
|-----------|------------------------------------|-----|
| 1 構 造 | 鉄筋コンクリート造 | 3階建 |
| 2 延 面 積 | 1004.95 m ² (物置、保管庫を含む) | |
| 3 着工予定年月日 | 25年 2月 1日 | |
| 4 竣工予定年月日 | 25年11月30日 | |
| 5 入 所 人 員 | 40名 | |
| 6 その他参考事項 | | |

(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
もくせい	6	男 6	小学生 3 中学生 2 高校生 1	常 勤 3	1	1	個 室 4 2 人部屋 1
さくら	6	男 3 女 3	就学前 3 小学生 3	常 勤 3 非常勤 2	1	1	個 室 4 2 人部屋 1
もみじ	5	女 5	中学生 1 高校生 4	常 勤 3	1	1	個 室 5
計	17	男 9 女 8	就学前 3 小学生 6 中学生 3 高校生 5	常 勤 9 非常勤 2	3	3	個 室 13 2 人部屋 2

(3)各施設面積

(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
もくせい	113.00	8.25
さくら	111.00	8.25
もみじ	113.00	8.25

注:「グループ面積計」は、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、宿直室の合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

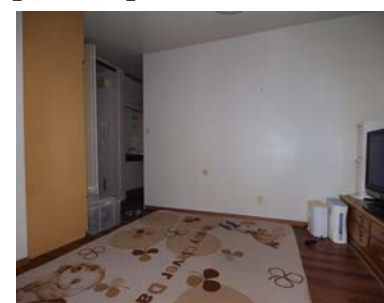
【玄関】



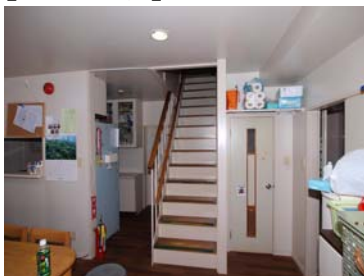
【各部屋】



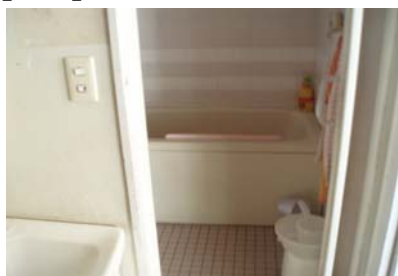
【リビング】



【ダイニング】



【バス】



【その他の生活空間】



(5)間取りの工夫

- ①大規模改修時(平成 4 年)は高年齢児童(中高生)が多く、児童のニーズや要望から、居室は個室化または 2 人部屋とした。
- ②各ユニット(ホーム)に職員の宿直室、キッチン(台所)はドアを通じて職員は隣のホームへの行き来が出来るようにし、宿直の回数の軽減や朝食づくりの職員配置の軽減など出来るようにした。
- ③各ホームに玄関、ダイニング、キッチン、浴室、トイレ等を作り、2 階を児童居室とし、生活は 2 階建てのホームとし、一軒家での生活スタイルがとれるよう工夫した。
- ④建物の北側(日が当たらない)の 1 階の半分を管理棟として、職員は各ホームから管理棟に直接行ける建物として、職員の協働性を保障した。

(6)設備の工夫

- ①児童居室における風呂、トイレ、洗面台、その他の設備、電化製品、冷暖房、机等もすべてを一般家庭で使っているものと同等のものを使用した。
- ②電気代も各ホームでいくら使用しているか分かるメーターを設置した。
- ③新聞等も各ホーム前にポストを付けて各ホームに入れてもらうようにした。
- ④防災装置等は一括管理とした。
- ⑤2 階に上がる階段が急で、小さい子が居るホームには階段の下部と上部に柵を設けた。
- ⑥大規模改修で大舎制を無理やり小舎制にした結果窓が取れない部屋が出来てしまったので、天井に窓(トップライト)を作った。

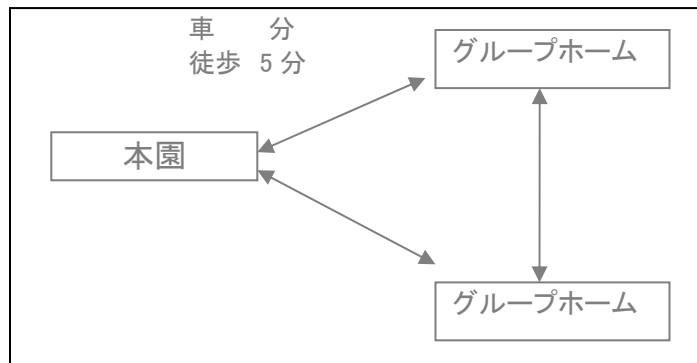
(7)その他特記事項

- ①時々高齢児童が 2 階の窓を伝って他室に忍び込む事件があり、外窓沿いに行けない様に仕切りを設けた。

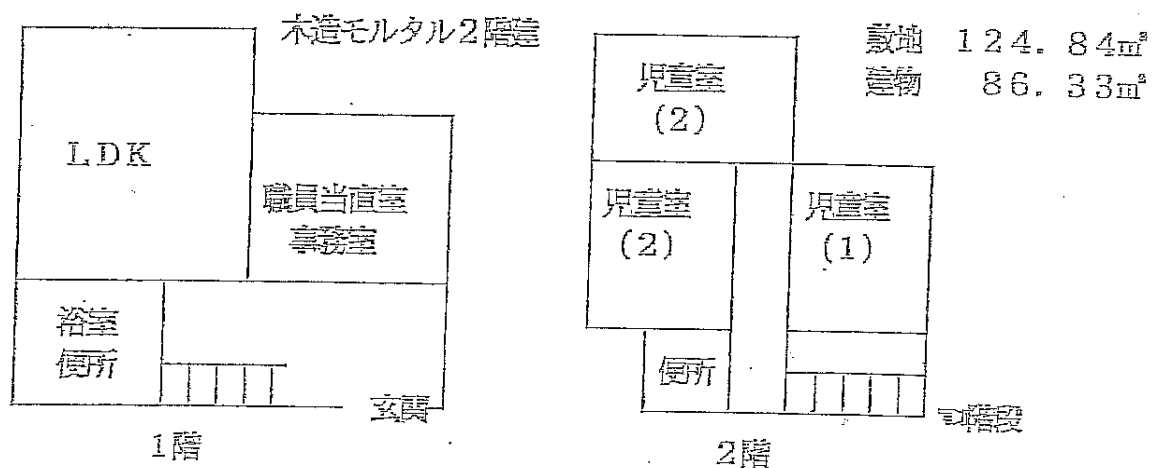
4 グループホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

【第一分園】コスモスホーム

(1) グループホームと本園との位置関係



(2) グループホームの平面図



(3) グループの状況(単位:人、室)平成24年3月1日現在

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
第一分園 コスモス	6	男 4 女 1	就学前 1 小学生 2 中学生 1 高校生 1	常 勤 3 非常勤 0.5 計 3.5	1.5	1	<u>2人部屋 3</u>

(4)各室の面積(各部屋毎)

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
第一分園コスモス	86.30	9.08

注:「グループ面積計」は、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、宿直室(職員室)の合計の面積値を示している。

(5)グループホームの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【バス】



【その他の生活空間】



(6)間取りの工夫

- ・高校生女子1名以外は男子なので、女子を1人部屋にして、男子は2人部屋にしている。また部屋数の関係から、幼児は職員と一緒にの部屋にしているが、当直室に児童をおくことについては改善するよう指摘をされている。
- 法人の持ち家ではあるが、古くて狭いため、構成によっては部屋割にとっても苦労している。

(7)設備の工夫

- ・入居当時隣の銭湯に対して、児童居室が見えないように目隠しを付けてもらった。
- ・一戸建て建売住宅を購入し、おしゃれな外観であったが、住んでみると雨漏り等があった。外観だけで判断せず、十分確認した方がよい。

(8)近隣地域との関係

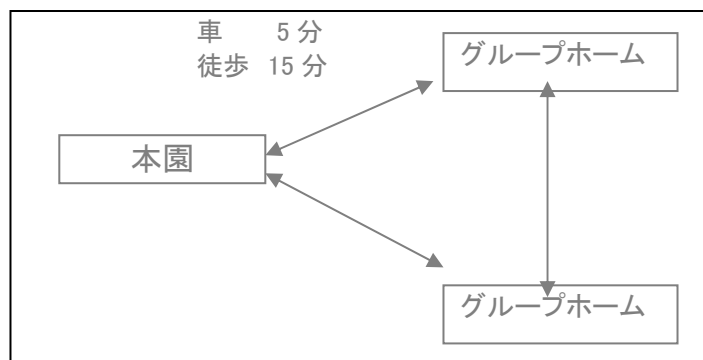
- ・戸建購入時からの付き合いだが、積極的な関係性までは取れず。施設ということの理解はあり、苦情等も言ってきてもらえる関係ではある。

(9) 其他特記事項

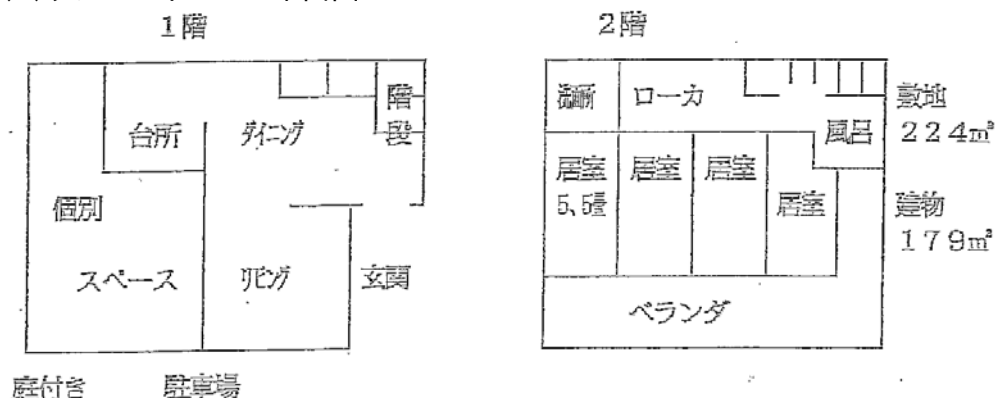
- ・昭和 60 年に購入した物件であり、購入当時は 6 名兄弟が入居したホームで狭くても生活できたが、児童構成や入所理由等の変化に伴い、狭さが現在は大きな問題となっている。
- ・昨今の児童福祉法改正等の居室面積改善においてひろい物件を取得するには現在の助成制度等では困難な時代を迎えていると言える。

【第四分園】アスターホーム

(1) グループホームと本園との位置関係



(2) グループホームの平面図



(3) グループの状況(単位:人、室)平成24年3月1日現在

グループ名	児童定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
第四分園 アスター	6	男 3 女 3	小学生 2 中学生 2 高校生 2	常勤 2 非常勤 1.5	1.5	1	個室 2 2人部屋 2

(4) 各室の面積(各部屋毎)

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
第四分園アスター	179.00	9.50

注:「グループ面積計」は、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、宿直室(職員室)の合計の面積値を示している。

(5) グループホームの写真

【外観】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



(6) 間取りの工夫

- ・とても広い物件であり、生活空間を分けやすいため、ゆったりとしているが、その分死角も多くなるため、職員がいない時間にホームに男子と女子だけが残らないようにしている。また、浴室が2ヶ所あるが、当直室の横、目が行き届く浴室のみを使用している。

(7) 設備の工夫

- ・居室にウォークインクローゼットがあるので、収納には便利である。
- ・床暖房はとても活用している。

(8) 近隣地域との関係

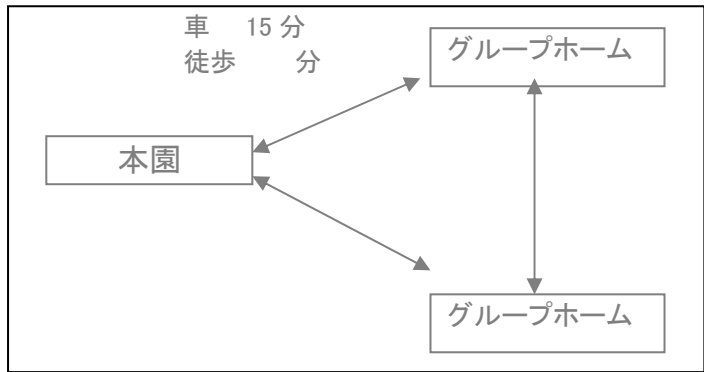
- ・本園と小学校区域が違うため、小学校に理解をしていただけるよう、施設長からも施設の説明に行っている。また、外観からも大きな目立つ家なので、近隣の方へも挨拶をしており、施設ということは理解してもらっているが、普段の交流等はあまりない。

(9) その他特記事項

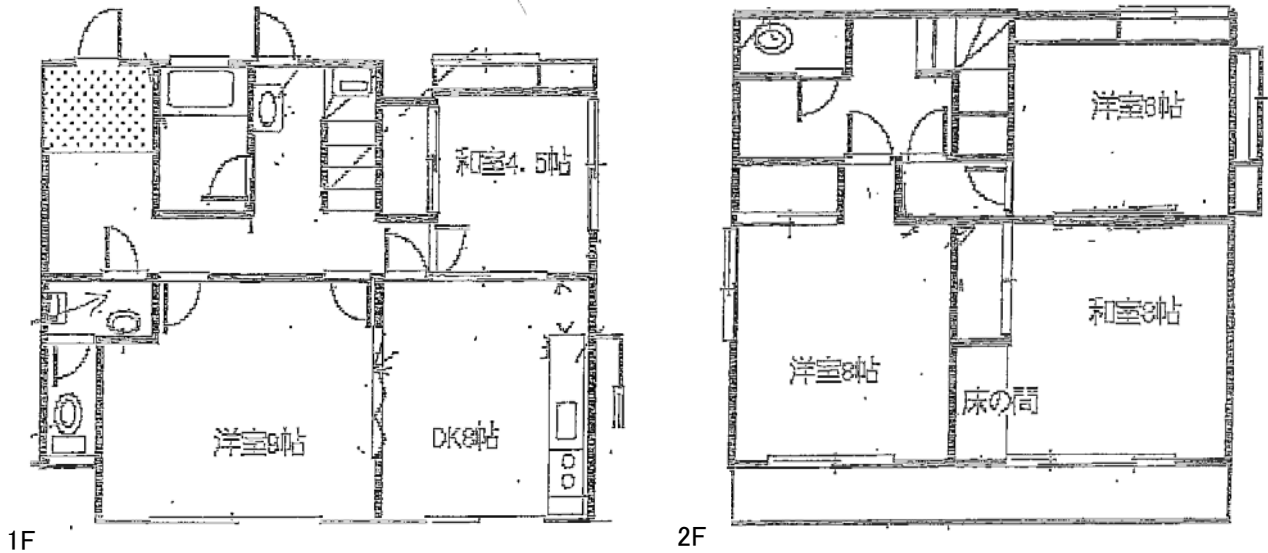
- ・新築での賃貸の申し出があった際に、生活に合わせた設計変更を多少してもらったが、設計された大家の意向もあり、家具や内装などもかなりデザイン性に富んでいる物を指定されているので、その維持が大変である。建物が2012年度グッドデザイン賞を受賞している。
- ・児童は快適な生活を送っており、職員も別室で快適な業務が出来るスペースを有している。

【第六分園】菜の花ホーム

(1) グループホームと本園との位置関係



(2) グループホームの平面図



(3) グループの状況(単位:人、室)平成24年3月1日現在

グループ名	児童 定員	児童現員		職 員 数	職員配置		部屋数	
		性別	年齢		昼	夜(宿直)		
第六分園 菜の花	6	男 5 女 1	就学前 3 小学生 2 中学生 1	常 非	3 5	1.5	1	<u>2 人部屋 3</u>

(4) 各室の面積(各部屋毎)

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
第六分園菜の花	116.55	13.30

注:「グループ面積計」は、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、宿直室(職員室)の合計の面積値を示している。

(5)グループホームの写真

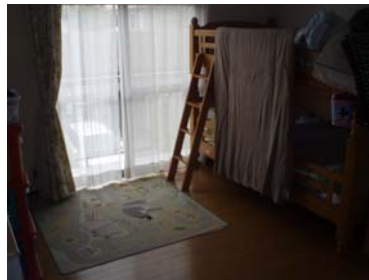
【外観】



【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



(6)間取りの工夫

- ・女子幼児 1 名以外は男子であり、また中学生男子もいるので、構成メンバーを考慮して、女子幼児と小三男子を同室にし、中学生を個室にした。それでも男女同室となるためベッドで部屋を仕切ったりして、生活空間を分けた。
幼児と小学生の兄弟は 3 名同室にし、2 段ベッドと布団を敷けるスペースを確保している。

(7)設備の工夫

- ・庭に野菜や花を植えたりしている。
低年齢児が多いが、トラブルを防ぐためにも、生活時間や空間を分ける工夫をしている。

(8)近隣地域との関係

- ・近隣の付き合いが成熟している地域であり、ホームのことも理解をしてくださり、いろんな方がホームに顔を出して子どもたちを見守ってくださる環境にある。年に 2 回のホームのバーベキューも近隣の恒例行事となっている。幼稚園や小学校の役員等も引き受け、ホーム通信を配布したり、ホームの広報も積極的に行っている。また、民生児童委員の方も協力的である。

(9)その他特記事項

- ・隣市で二件目の物件を探し、新しい区域の古い物件だったが、リフォームをしていただいて、補助(都制度で上限月額 27 万円まで補助)の範囲で賃料を調整した。日当たりがよく、私道に面していること、公園がすぐそばにあることから、幼児の生活環境としては適している。

5 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・全部で本園3グループ(ホーム)、分園6グループ(ホーム)あるが、本園では低年齢児童(幼児、小学校低学年)は男女混合、他のホームは男子(小学生、中学生、高校生の縦割)ホームと女子(中学生、高校生のみの高年齢児童)ホームの3ホームがある。
分園では男子高年齢児童(中高生)ホームが一つあり、それ以外は基本としては幼児、小学生、中学生、高校生の男女混合の縦割りホームである。ただし、完全にきれいな男女混合縦割り構成は困難であり(入所が常に満員状況なのでホームを選ぶことが出来ない)、高年齢児童が多いホームや低学年児童が多いホームや女子が多いホームなどばらつきはある。
- ・男女混合同居については性行動など配慮が必要
- ・なるべく同学年は避けたい(ライバル心が逆作用する場合が見られる)。

(2)各グループの職員体制

- ・基本構成は児童6名を3名職員で担当する。
- ・3名体制において男性1名、女性2名、または男性2名または女性1名と男女が組んで仕事(児童対応)をする。
- ・ベテラン、中堅、新人と経験や対応力に応じて組み合わせる。
- ・特に高年齢児童を担当する場合は職員の経験等を考慮し配置する。
- ・宿直の回数が多くなってしまうので、宿直専門スタッフを週に一度各ホームに組み込む。

(3)各グループの構成の特徴

※注記 上記(1)に記入済み

- ・兄弟(姉妹)はなるべく同じホームとする。

(4)本園と分園の役割分担

- ・グループホーム支援員(都制度)を分園養護主任として配置しており、分園の児童対応の責任と職員の内部スーパーバイザーの役割を果たす。
- ・個別対応職員を本園養護主任として(特に要支援児童の対応)配置しており、本園の児童対応の責任と職員の内部スーパーバイザーの役割を果たす。
- ・園長は園全体の児童支援、職員指導、園運営の責任を持つ。必要があれば分園の泊り等も行う。

(5)その他特記事項

- ・児童には年度おわりに園長が個別面談して、ホーム配置や変更希望等を聞き対応している。
- ・分園での生活をするにあたって児童と3つの約束をしている。①自分のことは自分でやる。②ある程度職員の言うことは聞く③内外にひどく迷惑をかけない。以上の3点が全く守れない場合はいったん本園に戻って生活をする。(空き部屋等を使つての生活)

6 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 本園

① 昼間 4 人～5 人程度：宿直 3 人

② グループホームへの応援職員

- ・応援の内容は勤務が休み等で組めない場合等は本園から応援に行く
- ・また、夜間グループホームで急患や事件等あった場合は本園から援護する
- ・栄養士や調理師が食事作りや児童送迎等に手伝いに行く
- ・児童が不安定な場合が続く場合は主任がホームの支援に入る

(2) グループホーム

昼間 7 人～8 人：宿直 6 人（6 ホーム）

- ・宿直専門スタッフを週に一度各ホームに組み込む。（原則、児童養護施設で働くことを志している 20 歳以上の学生等）
- ・家事援助者（一日 4、5 時間程度のパートタイマー）が入る。
- ・グループホーム支援員（主任）が代泊に入る。
- ・治療担当職員（心理士）が、個別対応が必要な児童に対して、治療を目的とした支援に入る。

(3) 職員への配慮など運用上の工夫

- ・職員の有給休暇や研修出張等に行く場合には、主任や家庭支援専門相談員等が代泊に入る（したがって、勤務表を組むのが難しくなる傾向にある）。

(4) その他特記事項

- ・グループホーム支援員を分園養護主任として配置しており、分園の児童対応の責任と職員の内部スーパーバイザーの役割を果たす。
- ・外部からのスーパーバイズは、「専門機能強化型児童養護施設としての施設機能向上事業（約年間 30 万円の都補助）」として、大学の先生等に来て頂いている。

[勤務表(例)]

平成24年度		日(日)	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	日(土)
園 長	1	公休	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-18	公休	9-17:15
事 務	2	公休	9-15	9-15	9-20	9-15	9-20	公休
事 務	3	休	10-16	10-16	10-16	10-16	10-16	休
本園養護主任	4	公休	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-18	9-17:15	公休
もみじ	5	明-10	公休	10-20:30	10-泊	明-10	10-泊	明-10
	6	10-泊	明-10	10-泊	明-10	公休	公休	10-泊
	7	公休	10-泊	明-14	公休	10-泊	明-10	10-17:15
さくら	8	公休	10-泊	明-14	10-泊	明-12	公休	11-19
	9	公休	10-19	10-泊	明-10	10-泊	明-10	公休
	10	10-泊	明-10	10-18	10-18	公休	10-泊	明-13
	11	明-10						19-泊
	12			14-19			14-19	13-19
	13		14-19		14-19			
もくせい	14	10-泊	明-10	10-泊	明-10	10-19	公休	公休
	15	明-10	10-泊	明-14	公休	公休	10-18	10-泊
	16	公休	公休	10-18	10-泊	明-10	10-泊	明-11
	17					19-泊	明-10	
フリー	18	11:30-19	10-18:15	10-18:15	10-18:15	10-18:15	公休	公休
分園養護主任	19	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-18	公休	公休
コスモス	20	10-泊	明-10	10-19	公休	10-泊	明-10	公休
	21	明-10	公休	10-泊	明-10	公休	10-19	10-泊
	22	公休	10-泊	明-14	10-泊	明-10:45	公休	10-16
	23	休	10-16	10-16	休	休	10-16	10-16
	24						19-泊	明-10
屋久杉	25	明-10	公休	10-泊	明-10	10-14	12-19:45	公休
	26	10-泊	明-10	10-16	10-泊	明-10	公休	10-泊
	27	公休	10-泊	明-16	10-15	10-泊	明-12	12-17
	28						19-泊	明-10
	29		10-15:30	10-14:30	10-15:30			
平成24年度		日(日)	日(月)	日(火)	日(水)	日(木)	日(金)	日(土)
すみれ	30	公休	10-泊	明-14	公休	10-14	10-泊	明-12
	31	10-19	公休	10-17	10-泊	明-10	公休	10-泊
	32	明-10	公休	10-泊	明-10	10-泊	明-10	公休
	33	19-泊	明-10					
	34			13-17		13-17	14-18	
アスター	35	10-18	10-泊	明-14	10-泊	明-12	公休	公休
	36	10-泊	明-10	10-16	公休	公休	10-20	13-泊
	37	明-10	公休	10-泊	明-10	10-泊	明-10:30	10-18
	38						19-泊	明-10
	39		14-18		14-18	14-18	14-18	
けやき	40	公休	公休	10-16	10-泊	明-12	10-泊	明-12
	41	10-16	10-泊	明-14	10-14	10-泊	明-10	公休
	42	10-泊	明-10	10-泊	明-10	公休	公休	10-19
	43	明-10						19-泊
	44			10-15	13-18	13-18		
菜の花	45	明-10	10-12	10-16	10-泊	明-12	公休	公休
	46	10-泊	明-10	10-泊	明-10	10-12	10-20	公休
	47	公休	10-泊	明-16	10-12	10-泊	明-10	10-泊
	48						19-泊	明-10
	49			10-16	10-16		10-16	
家庭支援専門相談員 自立支援コーディネータ 里親支援専門相談員	50	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-18	9-17:15	公休
	51	公休	10-16	10-16	10-16	10-16	10-16	10-16
	52	公休	9-17:15	9-17:15	公休	9-18	9-17:15	9-17:15
臨床心理士	53	公休	10-19:30	9:30-18	9:30-18	9:30-18	9:30-17:45	公休
臨床心理士	54				12-20			10-16
臨床心理士	55					13-18		9-12
治療指導員	56				12-20			10-16
治療指導員	57		10-19		12-20	16-22		
精神科医	58		8:30-12 15-18					
栄養士	59	公休	9:30-17:45	9:30-17:45	9:30-17:45	9:30-18:15	9:30-17:45	9:30-17:45
調理員	60	公休	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-17:15	8:30-17:15	公休
調理員	61	公休	9-17:15	9-17:15	9-17:15	9-18	9-17:15	公休

7 運用上の工夫

(1) 子どもの暮らし方

- ・昭和46年ごろから職員が住み込み制から全員通勤制となり、大舎制の生活は職員より子どもの力関係の方が大きく、さまざまな問題行動や情緒不安定な状況もあり、とくに年上や長期在園児童から年下や最近入所した児童への暴力やいじめ等もあり、何とかそれらを食い止めようとしたことが、小規模化や地域化に踏み切ったきっかけでもあり、安定的な生活が送れるようになった。
- ・また、職員は一人ひとりのケアニーズにしっかりと対応出来やすく、一人ひとりの支援計画にそった支援が出来るようになった。そのためにも、一居室(ホーム)の児童人数を減らしたい(少人数化)という切実な願望があり近年の二葉学園の改革(小規模化、地域化、専門機能強化)を行ってきた。
- ・現在は、各居室間の児童の行き来もなくして、調理も各居室で買い物から食事づくりを担当職員が行うなど、完全小舎化したことによって子どもが日常生活を通じて衣、食、住をはじめ自立に必要な知識や技術を身に着けることが出来るようになった。
- ・分園も現在6つの分園(地域小規模型ホーム2ヶ所、東京都型グループホーム4ヶ所)で、子どもたちは地域で生活している。分園として地域に出したことで、友人関係や通塾、その他地域生活が自然に、かつ日常生活の中で学ぶことが出来るのが最大の利点であろう。小規模化、地域化をすることで児童の成長にとって大きな成果をもたらし、児童は社会に出て比較的安定・自立した生活体験をすることが出来ている。
- ・しかし、職員一人の負担度はとても大きい。小規模化、地域化した施設について職員の労働条件配慮や心理的負担の軽減、力量を高めるための研修・育成システム、孤立化や密室性による危機管理等について施設全体で解消できるシステムづくりを努力しているものの、国や都道府県の職員配置等の制度改善なしには小規模化・地域化の集大成はない。

(2) 食事の提供方法

- ・本園は2年ほど前まで調理室で一部を作るなど半調理を行っており、完全にホームで調理を行ってこなかった。それは児童支援を直接行う保育士・児童指導員が児童対応や対外的な調整等に出かけることも多く、調理を行うことが物理的に困難な状況にあり、居室担当が完全に食事作りを行うことが出来なかったためである。現在は本園もすべてのホームで完全に食材の買い物から食事作りまで居室で行うこととした。
- ・分園はこれまでもホーム担当が食材の買い物から食事作りまですべてを行っている。
- ・家事援助者に食事づくりを主として任せているホームもある。

(3) 権利擁護

- ・各ホームに関わる職員は主担当は3名であるが、その他常に他職員等が入るシステムである。
- ・他職員等とは、園長、主任、心理士、栄養士、調理師、精神科医、宿直専門スタッフ、家事援助者、ボランティア、第三者委員等のことであり、これらの職員等が、時々入ることとしている。その人たちの会議にて各ホームの状況把握なども出し合い交流する。その中で不適切対応等が無いのか、また子どもの様子を把握するとともに要望等も聞くこととしている(密室化を避けるため)。
- ・園長と児童との個別面談等も行い、人権侵害や不適切対応等が無い児童に直接確認する場を設けている。
- ・第三者委員が時々食事に入ったり、個別面談等を行って児童の苦情等へ対応している。

- ・グループホームにおいて児童の権利を守るため、また生活目的を明らかにするために 3 つの約束を児童や職員に徹底している。①自分で出来ることはなるべく自分でやろう ②職員の言うことはある程度は聞こう ③内外に大きく迷惑をかけてはダメです。以上 3 点が守れない場合はとりあえず本園に戻ることに。

(4)職員間の連携・孤立防止

- ・毎日本園との連絡を定期的かつ必要に応じて取る。
- ・緊急な場合は応援に駆け付ける。
- ・パソコン・ランで結び、ネットワークを組んで常に情報共有を行う。
- ・定期的な会議を行い情報交換の場を公式的にも保障する。
職員会議、運営会議、園長主任会議、ケース会議、専門職会議、分園・本園会議、ホーム会議等
- ・ホーム間の交換研修等も行いお互いの状況も共有する取り組みを行っている。
- ・常にさまざまな人が入れるホーム運営に心がけている。

(5)その他特記事項

①記録の管理

- ・データベース化して管理共有している。

②運営費の管理やおこずかいの管理

- ・運営費については全体予算と各ホーム予算、個人別使用指標にそって各ホームに 10 万円を限度として生活費を小口会計責任者に渡して使用する。一か月ごとに事務担当に報告し、精算することとしている。
- ・おこずかいも小口会計担当者を通じて支給し、お小遣い帳等を作成することにより管理している。
児童は小学生、幼児は職員が金庫で管理しているが、中学生から高校生は自己管理である。

③防災等その他

- ・防災計画、避難訓練計画等にそって対応している。
- ・分園も毎月一度は頭上訓練や訓話も含めて毎月避難訓練を行っている。
- ・分園は最寄りの消防署等へも分園の所在や位置づけ等も申し出ている。
- ・火災等が起これば本園や近くの分園から援助に行くこととしている。

8 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ①大舎制で生活していた時よりも生活単位を小規模化し、地域分散化したことによる児童の変化は、何と言っても「我が家」的存在として、施設やホームでの生活を過ごすことが出来るようになり、ホームに対して子どもの居場所としての存在感を抱くようになったことである。
- ②一人一人の支援ニーズに応じた個別の支援計画にそった支援がでやすくなった。また、個が大切にされているという実感を持てるようになり、それが生活意欲の主体性や将来への展望づくりに繋がった。
- ③日常生活について家事や身の回りのことが自然に身につく環境が保障できるようになった(衣食住、健康、経済観念等)。
- ④近所との関係が日常的に持てるようになった。

(2) 職員の変化

- ①他に依存することなく、全てに渡って仕事をこなさなくてはならないので、仕事に関して主体性と責任感が強くなった(衣食住をはじめ日常的な児童支援、対外的調整、事務管理、その他……)。
- ②その分責任と役割が大きく、肉体的にも精神的にも疲労感が蓄積するようになった。

(3) 管理・運営面の変化

小規模化、地域化を進める一方で、ホームや職員の孤立感を解消しないと、事件事故が多くなり、職員も疲弊感が増す。そのため、小規模化、地域化すればするほど全職員によるチームワーク、ネットワークを強化しなくてはならなくなった。

(4) その他特記事項

- ①小規模化等により、児童相談所など関係機関との関係を強化しないと、小規模化したホーム単独では、対応しきれない。学校の先生や児童相談所の福祉司や心理士が気軽に立ち寄れるホームとするため、ホームパーティー等に来て頂く等の工夫をしている。
- ②生活そのものが小規模化、分散化している中で、園としての一体感が無くなってしまう懸念があることから、従来から行っている行事(夏体験プログラム、70キロ・40キロ強歩、クリスマス会、卒園を祝う会等)、児童会等、全体で行うことも続けている。
- ③親対応は、基本的には本園で行うこととしている(精神的に不安定な親も多く、分園での出入りは本児や他児が不安になるときもあるため)。

9 まとめ

- ①現在の人材だけでは、支援困難な児童が多く入所する児童養護施設について十分な支援は出来ない。多くの専門職や地域の方々、関係機関などに手助けして頂くために様々な取り組みを行っていく必要がある。
- ②地域に出した良さを活用するために、地域の関係が良くなるような取り組みの仕掛けが必要である。
- ③小規模化、地域化には職員が長期的に働いていけるシステムづくりが必要である。
- ④また、職員の研修等の実施が必要である。
- ⑤極力、よき実践を行っている施設やホームに職員自ら何泊かして、小規模化や地域化しても上手くいく秘訣など実践として学ぶことも行なって頂きたい。

■ 事例 3 若草園(児童養護施設)

改築後、同一敷地内に本園(管理棟)と1棟2グループを2棟設置。1グループを11人とし、小規模グループができるようにし、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例。

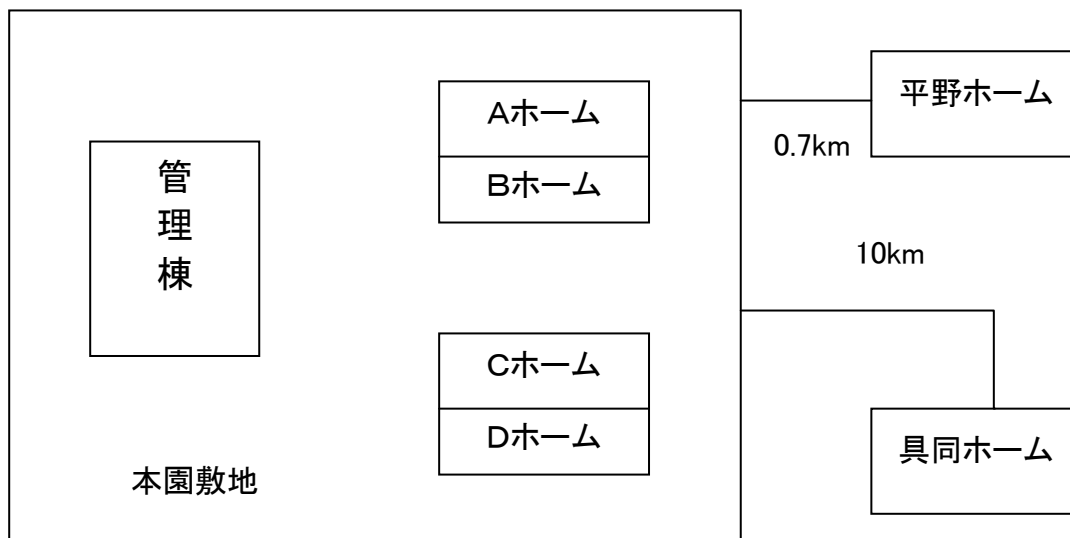
1. 施設の基本状況

- (1)施設名 若草園
- (2)設置主体 社会福祉法人同朋会
- (3)認可定員 56名
- (4)併設施設 児童家庭支援センターわかくさ
- (5)住所 高知県四万十市下田2211

【施設の現状と経緯】

本体施設4ユニット、分園型グループホーム2ヶ所の総施設定員数56名(暫定定員50名)の施設である。分園型グループホームを昭和58年、平成16年に2ヶ所開設。平成19年本園の建て替えと併せて1箇所の分園を建て替えて現在に至る。

【配置図】



【施設の状況】

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢			
A ホーム (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象))	8 名	男 5 名 女 2 名	就学前 2 名 小学生 1 名 中学生 2 名 高校生 2 名	常 勤 3 名 非常勤 0.3 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
B ホーム (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	8 名	男 4 名 女 4 名	就学前 1 名 小学生 2 名 中学生 4 名 高校生 1 名	常 勤 3 名 非常勤 0.2 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
C ホーム (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	10 名	男 4 名 女 4 名	小学生 3 名 中学生 2 名 高校生 3 名	常 勤 3 名 非常勤 0.2 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
D ホーム (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	10 名	男 5 名 女 3 名	小学生 1 名 中学生 4 名 高校生 3 名	常 勤 3 名 非常勤 0.3 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
平野ホーム (分園型 小規模グループケア (国の措置費対象))	8 名	男 1 名 女 4 名	就学前 1 名 小学生 1 名 中学生 1 名 高校生 2 名	常 勤 3 名	個 室 6 部屋	所有
具同ホーム (地域小規模 児童養護施設)	6 名	男 2 名 女 4 名	小学生 2 名 中学生 2 名 高校生 2 名	常 勤 3 名	個 室 6 部屋	賃貸
計	50 名	男 21 名 女 21 名	就学前 4 名 小学生 10 名 中学生 15 名 高校生 13 名	常 勤 18 名 非常勤 1 名	個 室 28 部屋 2 人部屋 12 部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

若草園は昭和 32 年に開設して以来 50 年間に渡って大舎制施設として活動してきた。平成 20 年に新園舎が落成するまでの間、旧園舎は子ども達と職員によって大切に使用され維持されてきた。しかし潮風の影響を受ける立地であること等から老朽化が進み、平成 13 年に施設長が交替する頃には中長期計画として新園舎建設が課題となっていた。

小規模化への取り組みは平成 14 年度から開始した。新園舎建設に際しては小舎制に移行することを理事会で確認し職員にもその旨を伝え協議した。以後、小舎制を実施している施設を見学させていただいたり、職員を派遣しての実習をお願いして準備を重ねた。また小舎制養育研究会に加えていただき研修会へも参加した。

平成 18 年、県との協議の中で新園舎構想を説明し了承を得た。基本構想は出来ていたので設計士と入念に打ち合わせを行い、平成 19 年に着工した。

若草園は昭和 58 年から自活訓練事業として分園を運営してきた経験があった。このため平成 16 年に開設した地域小規模児童養護施設の取り組みや小舎制への移行も比較的スムーズに行うことができた。

[小規模グループケア ～平野ホーム～]

昭和 58 年 3 月 高知県知事より分園方式の児童養護の実験的展開が認可される(自活訓練事業)

同 6 月 借家の改修工事着工

同 7 月 児童 5 人が本園より移動して運用開始(アドラムの家)

平成 19 年 10 月 本園建て替えと併せて平野ホーム(小規模グループケア)竣工

同 11 月 アドラムの家の児童を移動し、名称を平野ホームとして運用開始

[地域小規模児童養護施設 ～具同ホーム～]

平成 16 年 4 月 地域小規模施設の森田ホームを開設(森田は担当職員の名前)

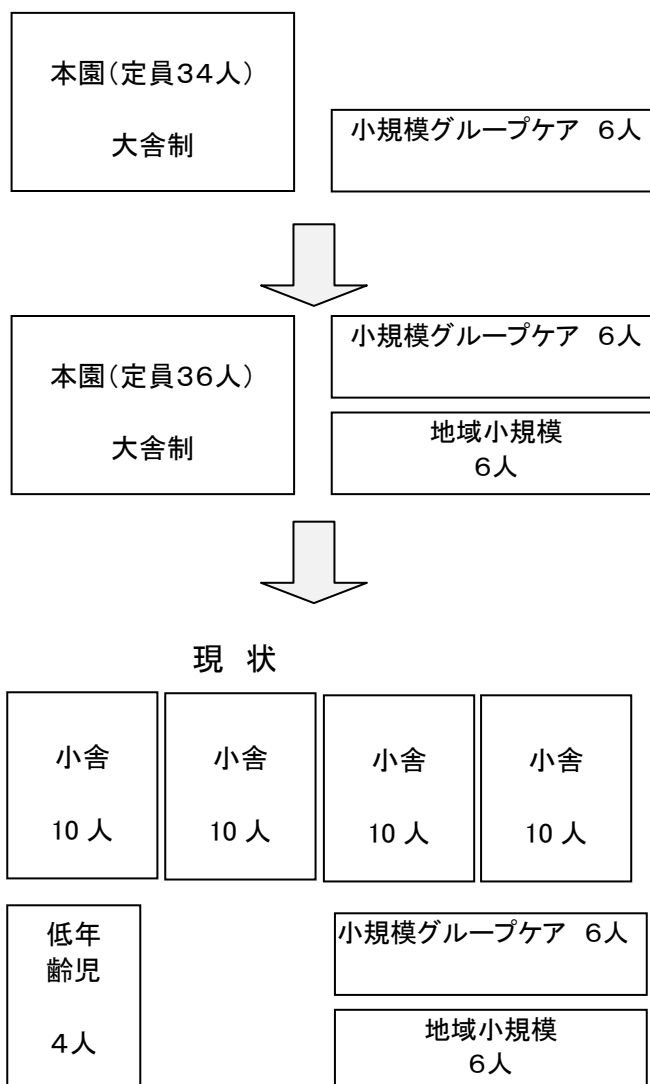
平成 19 年 11 月 分園のアドラムの家が立地する地名に改称された事と併せて、具同ホームと改める

(2)整備の手順

本体施設の建て替えはそれまで運動場として使用していたところに児童居住棟 2 棟をまず先に建設した。同時に敷地外に平野ホーム(小規模グループケア)の建設を行った。居住棟の完成後、子ども達は新園舎へ移動し、事務所をアドラムの家(旧分園)に移して旧園舎を解体した。その後旧園舎の跡地に管理棟 1 棟を建設した。

(3) その他特記事項

【経緯の概要図】



※年度ごとの整備状況等(準備期間、設計、工事期間、引越し等)

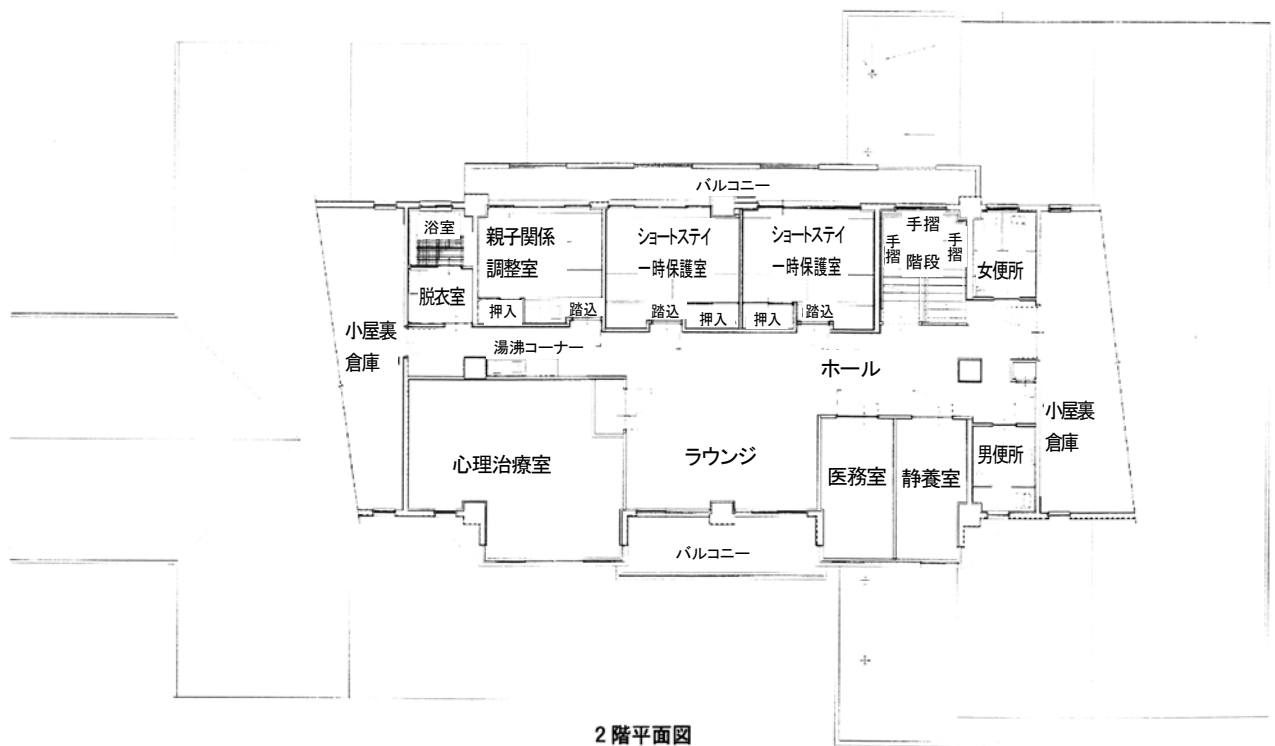
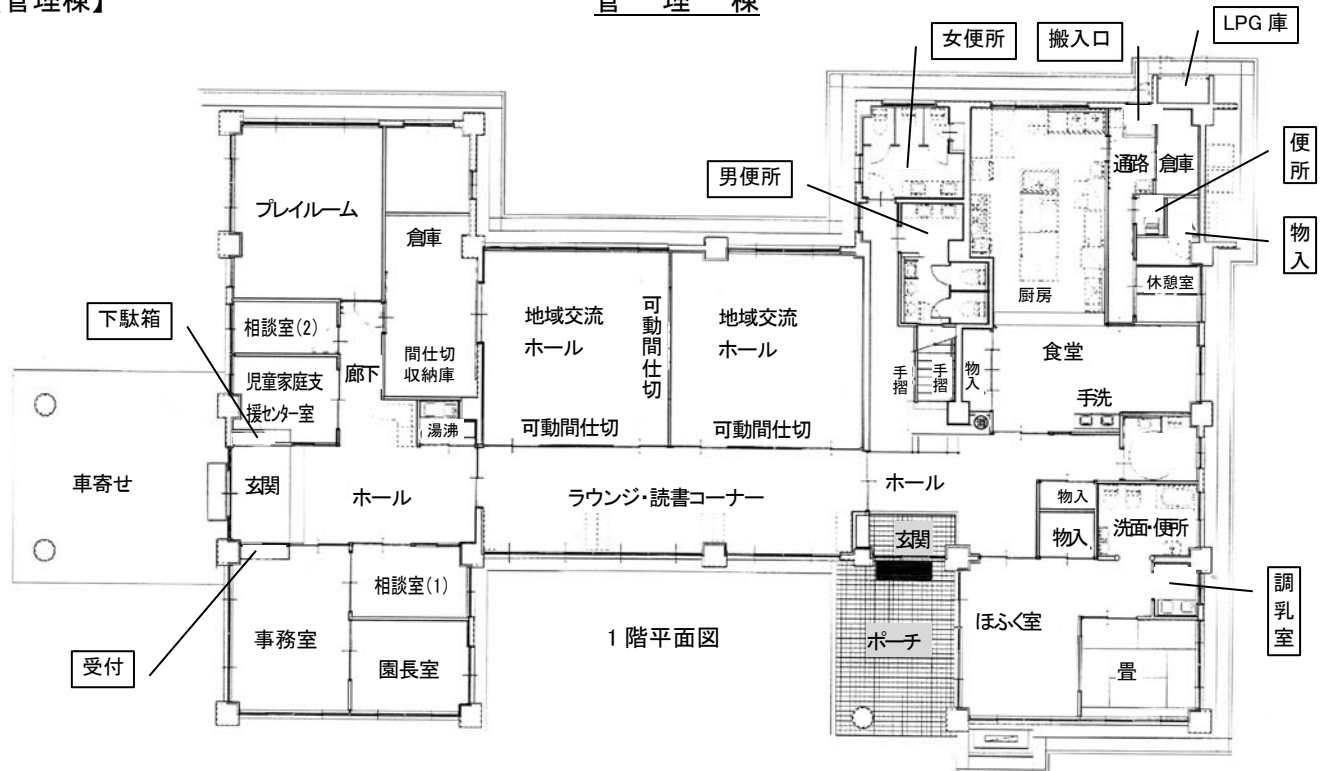
- | | | |
|---------|------|------------------------------|
| 平成 18 年 | 7 月 | 新園舎建設を理事会で決定する。 |
| | 10 月 | 入札により設計事務所が決定する。 |
| | 12 月 | 新園舎の基本構想を理事会が承認。定員 10 名増とする。 |
| 平成 19 年 | 4 月 | 入札により建設会社決定。 |
| | 6 月 | 起工式を行う。 |
| | 10 月 | 小規模グループ平野ホーム引き渡し。 |
| | 11 月 | 本園児童居住棟引き渡し。児童引越。 |
| 平成 20 年 | 4 月 | 本園管理棟引き渡し。 |
| | 5 月 | 落成式。 |

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平図面

【管理棟】

管 理 棟



【東棟 1 階】

児 童 居 住 棟

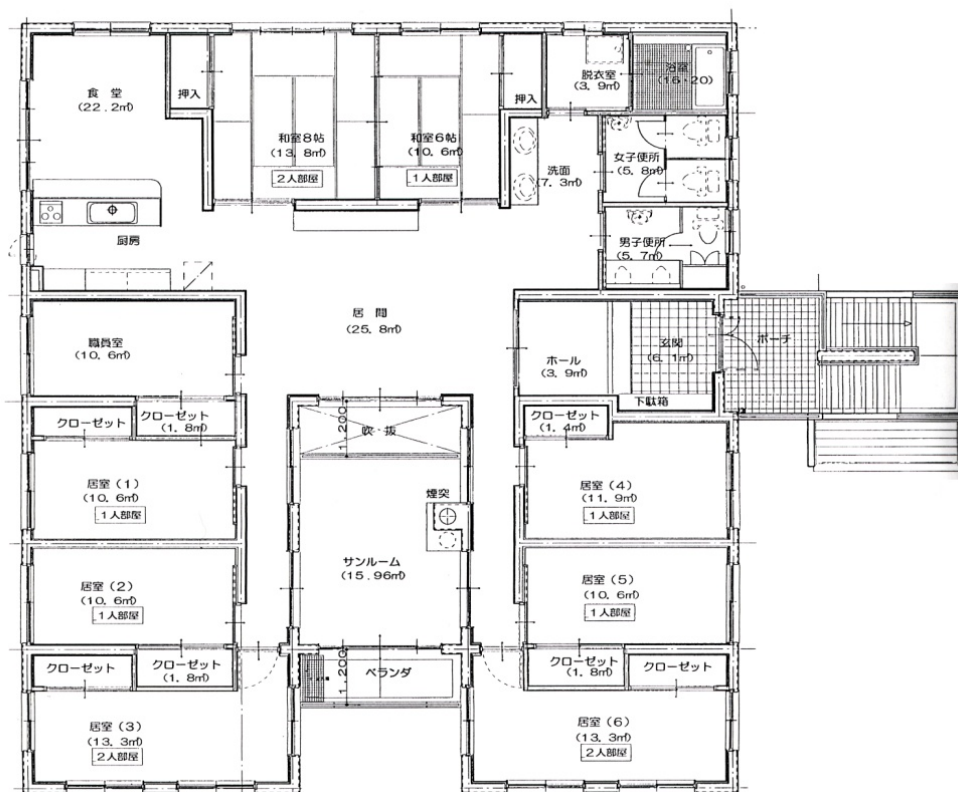


〔工夫した点〕

- 男女混合縦割りで運営している。そのためサンルームを間に挟んで男児と女児の生活空間を分けた。
- 玄関を広くとり、児童の履物の収納スペースを多く確保した。玄関からの出入りを居間や台所、食堂から確認しやすいようにした。

【西棟 2 階】

東棟と西棟は建物の構造は同じである。



(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
A ホーム	8	男 5 女 2	就学前 2 小学生 1 中学生 2 高校生 2	常 勤 3 非常勤 0.3	1.5	1	<u>個 室 4</u> <u>2 人部屋 3</u>
B ホーム	8	男 4 女 4	就学前 1 小学生 2 中学生 4 高校生 1	常 勤 3 非常勤 0.2	1.5	1	<u>個 室 4</u> <u>2 人部屋 3</u>
C ホーム	10	男 4 女 4	小学生 3 中学生 2 高校生 3	常 勤 3 非常勤 0.2	1.5	1	<u>個 室 4</u> <u>2 人部屋 3</u>
D ホーム	10	男 5 女 3	小学生 1 中学生 4 高校生 3	常 勤 3 非常勤 0.3	1.5	1	<u>個 室 4</u> <u>2 人部屋 3</u>
計	36	男 18 女 13	就学前 3 小学生 7 中学生 12 高校生 9	常 勤 12 非常勤 1.0	6	4	<u>個 室 16</u> <u>2 人部屋 12</u>

(3)各施設面積

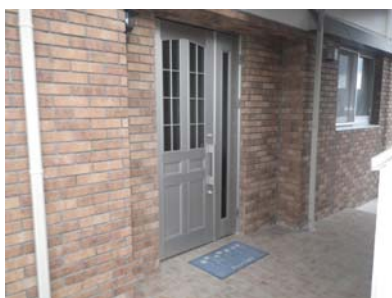
(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
A ホーム	233.65	13.26
B ホーム	233.65	13.26
C ホーム	233.65	13.26
D ホーム	233.65	13.26

注:「グループ面積計」は、玄関、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、サンルームの合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【玄関】



【バス】



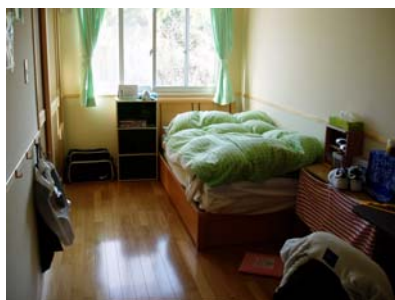
【リビング】



【ダイニング】



【各部屋】



【その他の生活空間】



(5)間取りの工夫

- ・リビングを中央にして各居室へはコの字型に展開しており、男子部屋・女子部屋を方向別に運用できるようになっている。
- ・リビングの隣に和室があり、主に年少児の居室として運用されるが、そこは職員の目が届きやすい事務室・キッチンから近い。
- ・事務室・キッチンから玄関を見通す事が出るので、人の出入りを把握しやすい。
- ・サンルームがあり洗濯干しなどに活用できる。

(6)設備の工夫

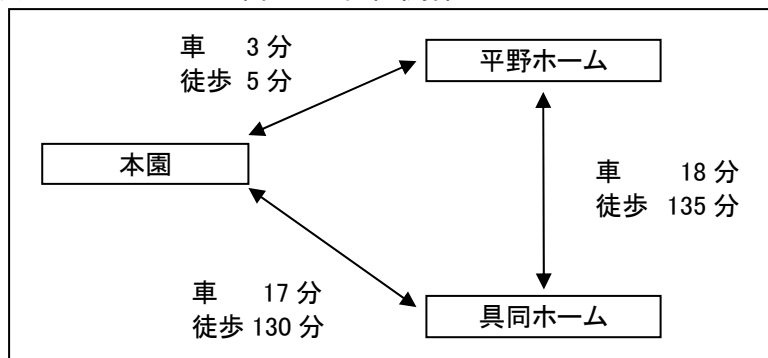
- ・児童居住棟はオール電化されており、家事には火の心配がない。
- ・サンルームには薪ストーブを設置し、冬季の暖房と洗濯干しに重宝している。
- ・小学生以上の居室はフローリングにベッドで現代風。

(7)その他特記事項

- ・本園の各ホームの間取りは共通で東西の棟でも線対称になっている。
- ・室内壁面は珪藻土配合のしっくい仕上げ(一部腰壁あり)。
- ・食堂が若干狭くなってしまった。

4 グループホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1) グループホームと本園との位置関係



(2) グループホームの平面図

[平野ホーム]

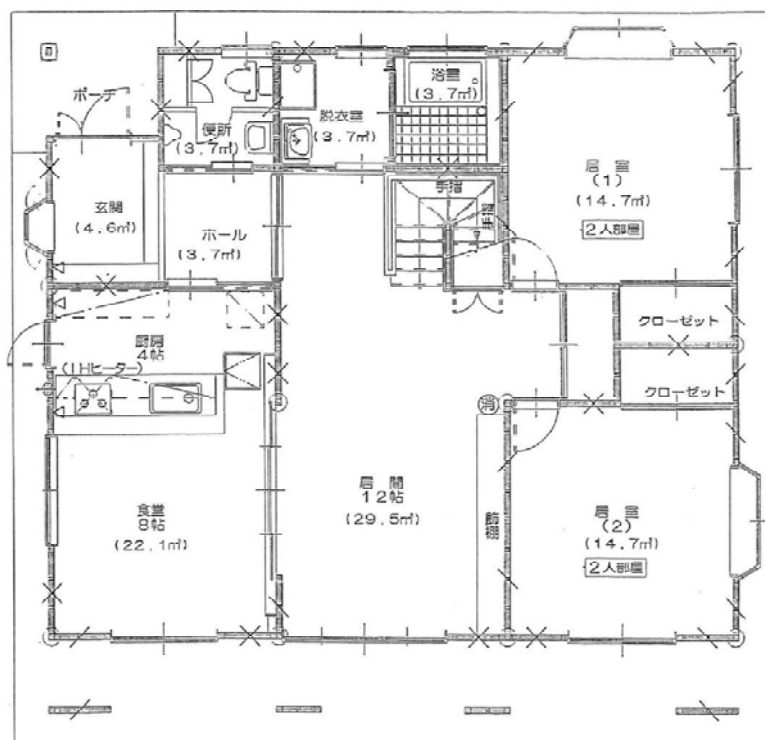
【児童現員】

就学前	男 0名	女 1名
小学生	男 1名	女 0名
中学生	男 2名	女 1名
高校生	男 0名	女 1名

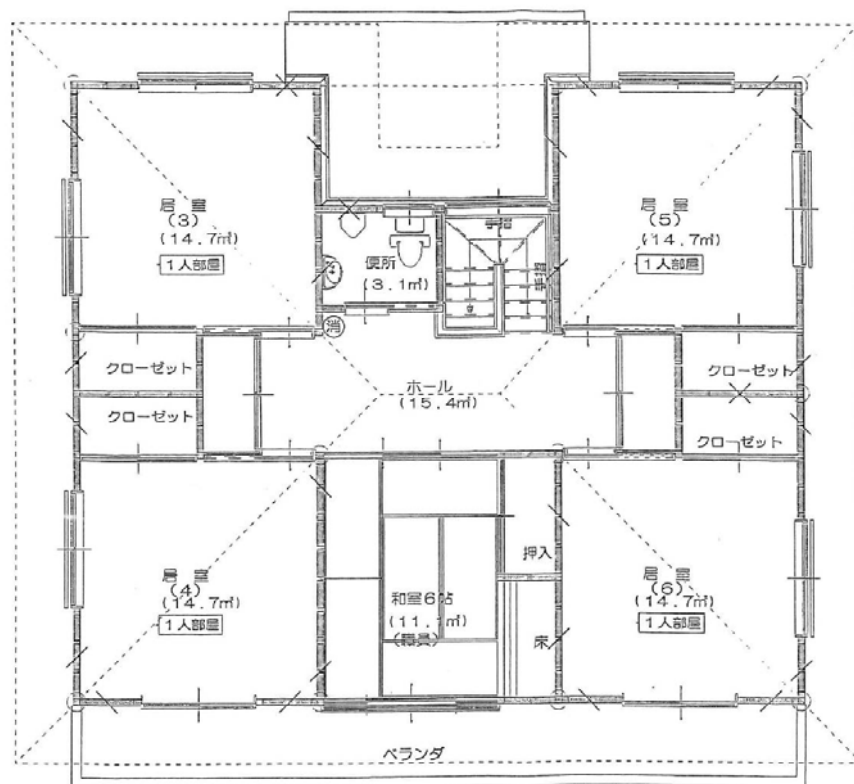
【職員】

常勤	3名
非常勤	0名

1階 平面図



2階 平面図



1階	玄関ホール	8.3 m ²	便所	3.7 m ²	107.82 m ²	2階	階段ホール	15.4 m ²	103.21 m ²
	居間	29.5 m ²	その他	11.12 m ²			居室	58.8 m ²	
	居室	29.4 m ²					職員室	11.1 m ²	
	食堂	22.1 m ²					便所	3.1 m ²	
	浴室	3.7 m ²					その他	14.81 m ²	

〔工夫した点〕

- ・各居室は約8畳の広さがあり、高齢児がゆったりと暮らせるようにした。玄関からの出入りが居間や台所、食堂から確認しやすいようにした。

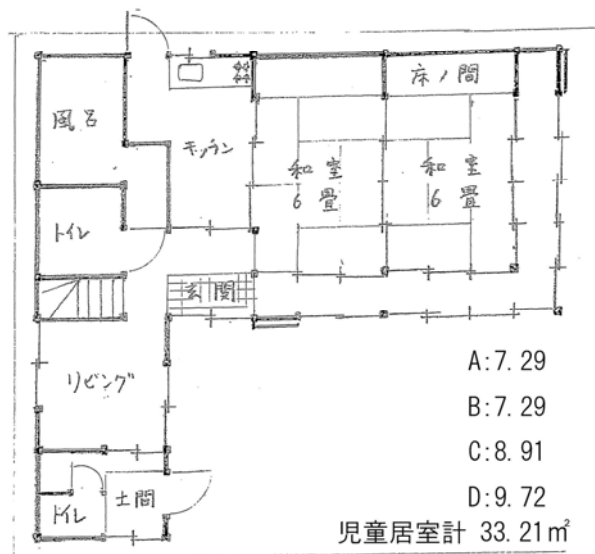
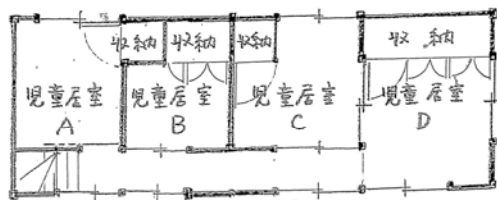
【具同ホーム】

【児童現員】

就学前	男 0 名	女 1 名
小学生	男 1 名	女 2 名
中学生	男 0 名	女 1 名
高校生	男 1 名	女 0 名

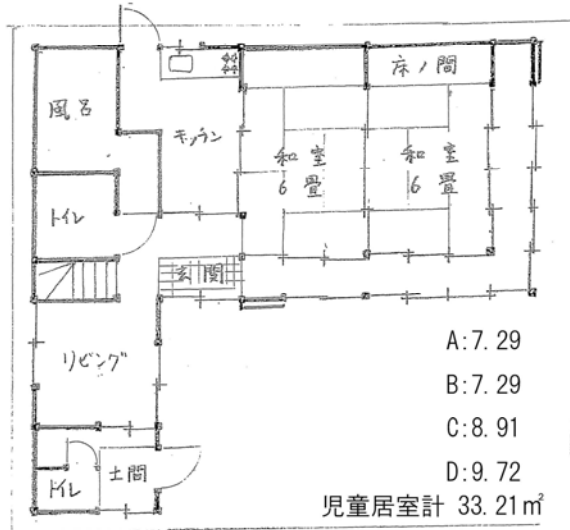
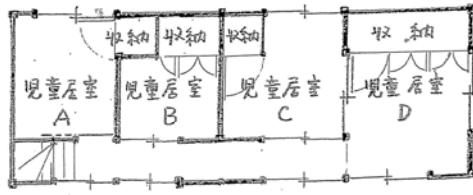
【職員】

常勤	3 名
非常勤	0 名



【工夫した点】

- ・借家である。当物件を探すのに約1年を要した。部屋数が多いことや駐車スペースがあること等を条件とした。



(3)グループの状況(単位:人、室)平成 24 年 3 月 1 日現在

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
平野ホーム	8	男 1 女 4	就学前 1 小学生 1 中学生 1 高校生 2	常 勤 3 非常勤 0.3	1.5	1	<u>個 室 6</u>
具同ホーム	6	男 2 女 4	小学生 2 中学生 2 高校生 2	常 勤 3 非常勤 0.3	1.5	1	<u>個 室 6</u>
計	14	男 3 女 8	就学前 1 小学生 3 中学生 3 高校生 4	常 勤 6 非常勤 0.6	3	2	<u>個 室 12</u>

(4)各室の面積(各部屋毎)

(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
平野ホーム	211.03	16.90
具同ホーム	125.40	8.30

注:「グループ面積計」は、玄関、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、ベランダの合計の面積値を示している。

(5)グループホームの写真

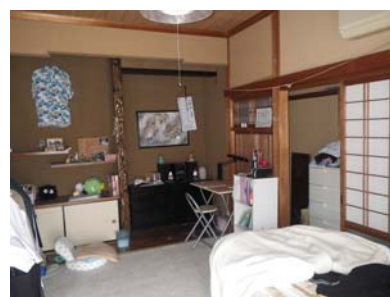
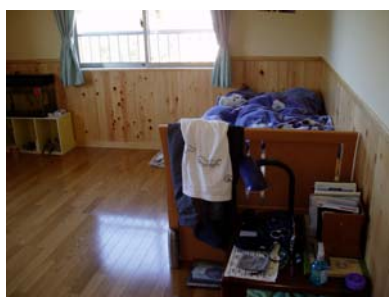
【外観】



【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



【その他の生活空間】(つづき)



(6)間取りの工夫

～平野ホーム～

- ・2Fの児童居室は中央にホール・トイレ・収納・客室などを配置して、各居室は4隅に配置している。
- ・リビング内階段を採用し、動静が把握しやすい。
- ・キッチンが玄関脇なので人の出入りを把握しやすい。

～具同ホーム～

- ・借家であるので部屋数が多い事を念頭に選定した。

(7)設備の工夫

～平野ホーム～

- ・オール電化されており、家事には火の心配がない(冬場は石油ストーブを併用)。
- ・居室はフローリングにベッドで現代風。
- ・各室LAN配線完備(運用は未だ)。

～具同ホーム～

- ・調理コンロ更新の際、オール電化の検討もあったが、調理へのこだわりのため敢えてガスレンジを置き換え。
- ・地デジ化対策時に先駆的に番組録画機器も併せて導入。

(8)近隣地域との関係

～平野ホーム～

- ・空き地を挟んで南隣に要介護高齢者が老老介護で在住しており、福祉事務所からの依頼を受けて、転倒時など緊急応援態勢の一環に加えさせていただいている。
- ・地区会に加わって、地域活動にも参加している。

～具同ホーム～

- ・具同小学校へ読み聞かせのボランティアとして職員が定期的に訪問している。
- ・住宅地を含む四万十市でも大きな地区で、地区の運動会が毎年開催され、それに職員が優秀選手として参加している。
- ・土佐中村一條太鼓保存会に児童2名が入会しており、和太鼓演奏者として活動している(本園にも3名あり)。

(9)その他特記事項

特になし。

5 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・男女混合縦割りでなるべく各ホームが平準な男女年齢配分になるようにしている。

(2)各グループの職員体制

- ・各グループ共通で、男性 1 名、女性 2 名の児童指導員・保育士の 3 人体制。リーダーを選出して各グループ間の調整役などとなっている。本園の 4 つのグループにはフリーの職員が宿直応援に入っている。
- ・各グループには在園期間が長い児童も居るので、家庭との連絡の便宜もあり在職期間が長い職員と若手の職員をバランス良く配置している。
- ・児童や家族との相性を考慮して、職員体制を毎年度初めに更新している。
職員の平均勤続年数は 7 年である。

(3)各グループの構成の特徴

- ・男女混合縦割りで平準化をめざした。ただし、小舎制移行後 5 年が経過して、卒園児・退園児、措置児編入などの子どもの移動により現在はかなりの偏りがみられる。例：Aホーム 7 人中女子 2 名、平野ホーム 5 人中男子 1 名など。バランスが悪くなった時に子どもを移動させづらいデメリットがある。

(4)本園と分園の役割分担

- ・本園には児童家庭支援センターがあり、事務や炊事室、FSW、心理職など職員が多く、応援態勢を築きやすい。
- ・分園は平素担当職員のみで子どもがゆったり過ごせる。また、食事メニューや行事なども独自のプランを立案しているので自由度が高い。戸建ての施設であるので一般家庭に近い雰囲気がある。
- ・分園へ移動する児童は在園期間の長い児童、家庭生活の経験が少ない児童を優先的にしている。

(5)その他特記事項

特になし。

6 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 本園

① 昼間 1.5 人：宿直 1 人

② グループホームへの応援職員：1 人（応援の内容：宿直）

宿直については週 2 回までの許可を労働基準監督署から受けている。担当職員 3 人だけで毎日の宿直をまわすと、職員の宿直日数が週 2 回を上回るので、フリー職員により応援をしている。

また、グループ毎に調理を実施しているが、炊事職員が食材を分配する際、かなりの部分で下ごしらえをした状態で配給している。

(2) グループホーム

昼間 1.5 人：宿直 1 人

グループホームはより家庭的な雰囲気の中で子どもが生活できるように、基本的に担当職員 3 人以外の職員が日中に入る事はないようにしている。職員の急病等さまざまな事情で応援が必要な時には応援できるようには留意している。

(3) 職員への配慮など運用上の工夫

公休日や特別休暇、出張や研修での勤務組み分けは、事前に分かっているものについては 1 月前からの勤務表編成時に工夫してやりくりをしている。本園ではフリー職員による応援を含めて編成している。グループホームでは、どうしても担当職員 3 人では回りきらない場合はフリー職員により応援を入れる事もある。

急用でやむを得ず出勤できない場合などは、日勤になっている担当職員やフリーの職員を宿直に回すなどして対応するので、どうしても勤務予定表通りにはいかないことがある。

(4) その他特記事項

グループホームの職員も週 1 回の全体での職員会、月 1 回の直接処遇会やリーダー会など、施設全体での職員の研鑽の場があり、本園勤務の職員と偏りなくスーパーバイズされている。また、グループホームには養護日誌とは別に分園日報があり、生活資金補充のタイミングで施設長に提出をし、日常の運営を報告している（通常 2 週間に 1 回の頻度）。

[交替勤務表]

若草園は 4 週 6 休、1 日の所定労働時間は 7 時間 15 分である。

	始業時間	就業時間	休憩時間	備 考
A	13:20	21:35	18:00～19:00	
B	9:30	17:45	12:00～13:00	
C	8:15	16:30	12:00～13:00	
宿直	15:20	22:00	18:00～19:00	
宿直明け	5:00	9:50	9:50～16:00	断続勤務
	16:00	21:00	19:00～20:00	

7 運用上の工夫

(1) 子どもの暮らし方

就学児については、平素は学校行事や通学上のさまざまな出来事によって生活が規定されている。本園の各グループの子どもは各ホームの取り組みが個々であったとしても、園庭で遊ぶ時はいっしょになり、また同じ小中学校に通う上においては、大舎制の時のように園全体で毎日が流れているように錯覚してしまうものである（小中学校も郡部にあるため生徒数が少なく、若草園の子どもの比率が高い）。その意味においては、分園である平野ホームも同一小中学校に通っているのに、本園から離れて戸建てになっているとはいえ、学校生活中心の日常生活の上では暮らしの違いは出にくい状況にはある。

今年度（平成 24）、若草園はよりグループ内での絆を強めるために園全体で行っていたサマーキャンプをグループ毎での実施へと転換した。かねてから本園のグループでも花見をそれぞれ別の実施したり、川遊びも独自に連れて行ったり、誕生日会もグループ毎に行うなど、それぞれ家庭の味をだす工夫は数多く取り組んでいる。

同じ取り組みをしても地域小規模施設である具同ホームは、校区が異なることから、子どもが一歩外に出ればすぐに地域の子どもとして受け入れていただいている。

(2) 食事の提供方法

本園各グループでは食材を管理棟の炊事場で一括購入し、各グループに分配している。その際、最近では下ごしらえや弁当のおかずは調理済みにするなど、各グループにて半調理で済むように準備している。メニューは栄養士が 2 週間毎に作成している。

グループホームでは独自のメニューにより担当職員が毎日食材の買い物に行き、調理している。メニューの子どもによるリクエストは本園でも分園でも聞くようにはしているが、本園では食材の買い付けなどの手前、対応速度がやや鈍くなっている。

食器はお茶碗とコップ（マグカップの子どもが多い）、箸・カトラリー類は子ども独自の物が本人の趣向により揃えられている。お気に入りの皿類を持っている場合もある。食器洗いは各グループの方針によって差があるが、片付けまでを子どもにしつけるグループや洗浄まで任せる場合などがある。いずれも職員が収納時に汚れなどはないか確認している。

おやつは子どもの趣向を重視してグループ毎に準備している。休日など年長児が手作りに挑戦する事もある。

(3) 権利擁護

園内に設置された苦情ポスト(意見箱)。苦情解決第3者委員の一覧表の掲示(2箇所)。県の監督部署に直通の「子どもの権利ノート」によるホットライン。施設長による定期的な見回りは行っていない。職員会では各グループのケース報告があり、それを受けて必要に応じて職員や児童から直接個別聴取することは随時行っている

(4) 職員間の連携・孤立防止

職員会議を原則毎週1回行い全職員が参加する。情報を共有し連携を深める努力をしている。

本園では毎日小集会を9:30に実施して全体で引き継ぎをしている。小集会ノートに記録し、小集会后に出勤した職員が閲覧している。各グループでも引き継ぎノートがあり、記入閲覧している。分園の平野ホームも近隣に位置しているので特記事項がある場合は本園の小集会に参加している。

グループホームでは基本的に24時間勤務で交替時には対面して引き継ぎできる事が多い。引き継ぎノートも併用している。本園と分園間では電話連絡により情報共有をする事が多い。予め分かっているものについては職員会で一斉に通知する事も多い。

緊急時の対策は緊急連絡網の整備、電話不通時のためのメールリストの作成(昨年度実施した)、事故対応マニュアルの掲示(各グループとセクション、合計9箇所)し、備えている。

(5) その他特記事項

① 記録の管理

毎月初め、養護日誌、検食日誌、宿直日誌は各グループから施設長に提出し、施設長室のロッカーで保管され、記入後も各職員は閲覧が可能である。分園は、生活資金の仮払金を精算する時に養護日誌、分園日報を施設長に提出している。通常は2週間に1回程度の間隔になる。

② 運営費の管理やおこずかいの管理

子ども毎に「教育費等支出状況一覧表」が各グループにて作成されており、学費や被服について子ども毎に不均衡を生じないように、特に被服費では目安となる金額に沿って運用されている。訓練費・保管金については、昨年来より施行された子ども手当の支給受領も含めて、随時おこずかい帳に記帳しており、毎月末には施設長に提出して、事務方でもチェックと記録を行っている。各ホームでは毎月末、施設としても年に1回以上は通帳や現金との現物の残高照合を行っている。

③ 防災等その他

避難訓練、非常食備蓄は法令等に準拠して実施している。津波の避難場所が若草園の隣地に立地する下田中学校体育館であるため、非常時にいち早く開放する事が出来るように鍵を四万十市から預かっている。実際、3.11東日本大震災では夜半に若草園周辺でも津波警報と共に避難勧告がなされたため、地元住民が自主的に体育館に避難され、中学校の駐車場が満杯になったため園庭を開放し、地元在住の若草園家族は若草園の空室にて一夜を過ごした事もあった。

8 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

～変化した事～

- ・作りたてのご飯が食べられるようになった
- ・少人数で入浴できるようになった
- ・調理や掃除・洗濯など生活場面での手伝う機会が増えた

～変化しなかった事～

- ・(本園の各グループは特に)地域の子どもと遊ばず、別のホームになってしまったかつてからの園内の友人と遊ぶことが多く見受けられる
- ・個室があてがわれても、掃除しない傾向の子どもは相変わらず自分の部屋を掃除しない
- ・大舎制から小舎制へ移行するに際してのグループ編成において、親しかった仲間や慣れ親しんだ職員と別グループとなったことで、移行後 5 年が経過しても、大舎制の頃から在籍の子どもの中には、未だに「大舎が良かった」と言う子どももいる

(2) 職員の変化

- ・玄関から居室の距離が短くなり、行動や表情を感じやすくなった
 - ・家事をこなしながら共に生活しているので、一緒に暮らしている感覚が強い
 - ・子どもが施設を「うちんく(高知弁で我が家の意味)」と呼ぶようになり、日常の普通の家庭生活を提供でき始めている
 - ・調理など実際的なことに職員の手が割かれるので、一緒に遊ぶ時間は減少した
 - ・問題行動が起こった場合、各担当職員が対応する必要があるので責任が増した
 - ・職員のそれぞれの力量が問われると感じている
- (以上、55 周年記念誌の職員寄稿より抜粋)

(3) 管理・運営面の変化

本園が 4 つのグループに分かれた事により、いままで本園では一括管理していた事が各グループで分担して管理するようになったものがある。子ども達の日常の集金などを支出する小口現金や、食材(調味料、台所消耗品を含む)、日用品、寝具、寄付物品など。管理の単位が小さくなったことでどうしてもロスも大きくなる部分もある。寄付物品などは公平に分配するが、それぞれのグループでの趣向もあり消費されないものなどもある。使いかけ、食べかけになってしまうと再分配しづらい側面もある。今後、工夫が必要な側面である。

(4) その他特記事項

担当職員の宿直勤務が増した事で昼間不在である場合が多く、児童相談所や学校、その他関係機関からの電話があった時、すぐにつながらない場合が増えた。(若草園は労働基準監督署から週 2 回までの宿直許可を得ている。)

9 まとめ

- ・小規模化され、1 つのグループで生活の機能が完結するようになれば、家事をこなしながら子どもと関わる技量が求められる。どのように家事を通して子どもと向き合っていくかという方法論、手法を確立していかなければ、子どもは不満を抱いてしまう。
- ・小規模グループとはいえ、子ども 8 人に職員 1～3 人での夕食、併せて 9～12 人での食卓はとても小規模と言い辛い。家庭的な雰囲気とは言え、まだまだこの人数で食事をしている中では十分に家庭的にくつろげるとは言えない。さらなる小規模化が求められる。
- ・大舎制の時は子ども達の生活時間は管理的であり、規則的であったとの見方もあったが、小舎制となりゆとりができた。ゆとりの部分をどのように子ども達にしつけの部分も育てていくか、よく検討する必要がある。
- ・現在の職員配置基準では今の体制は維持できない。施設単独で増配置を行っているが財政的には限界である。
- ・小規模化を進めるうえで職員の資質向上は不可欠であるが、そのための研修や教育のための時間的余裕がない。現状を維持するのが精いっぱいである。
- ・厳しい職務のこともあり、人材確保が困難になってきている。

■ 事例 4 聖園天使園(児童養護施設)

大舎制を改築後に小規模グループ化し、地域小規模児童養護施設を2ヶ所増設する事例。

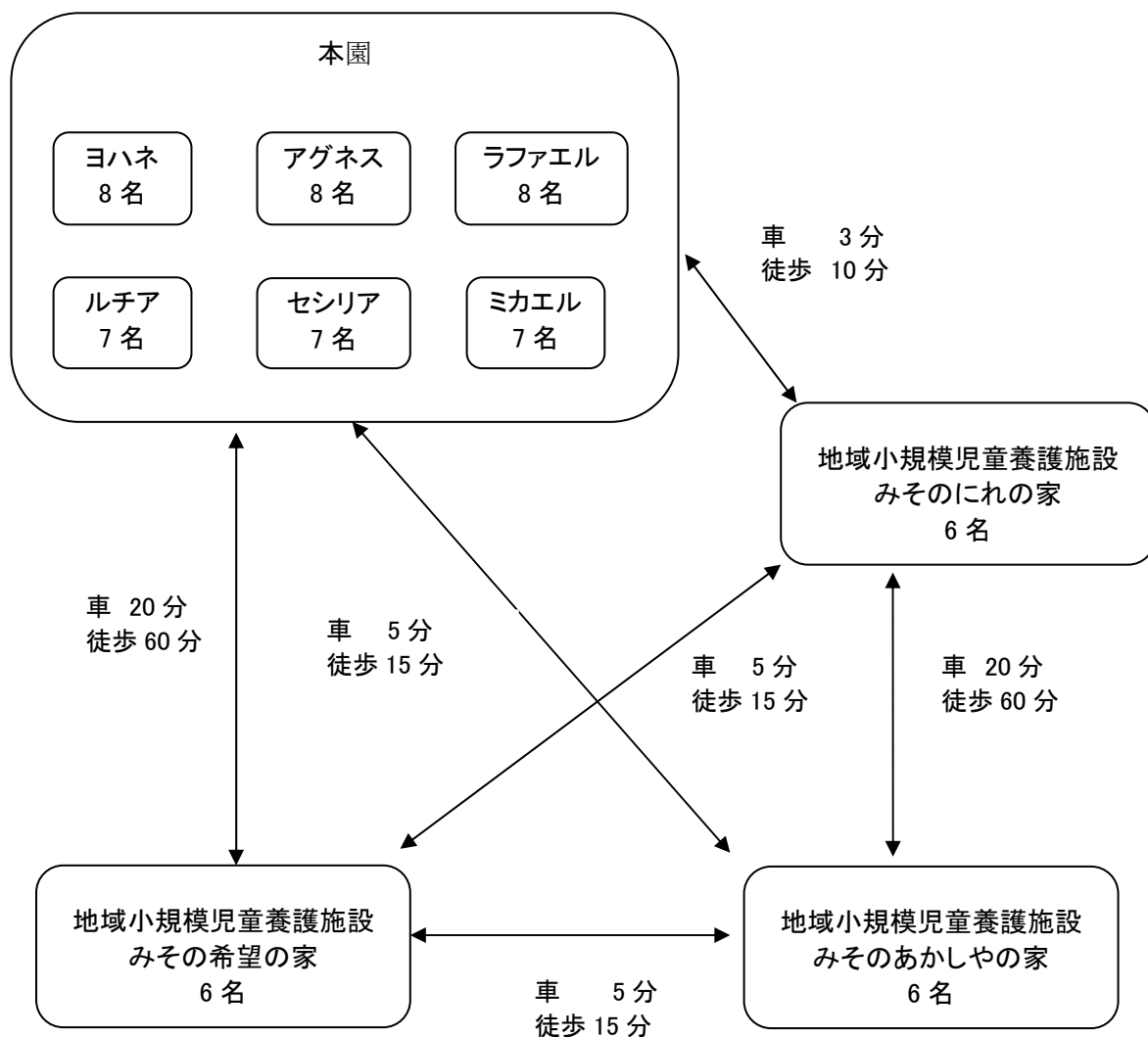
1. 施設の基本状況

- (1)施設名 聖園天使園
- (2)設置主体 社会福祉法人聖心の布教姉妹会（平成25年4月1日より法人名変更予定:社会福祉法人みその）
- (3)認可定員 本園45名 +18名(6名×3施設)
- (4)併設施設 地域小規模児童養護施設 3ヶ所
- (5)住所 秋田県秋田市保戸野すわ町1番58号

【施設の現状と経緯】

【配置図】

秋田駅より徒歩15分 同敷地内に保育短大・幼稚園・修道院あり



【施設の状況】

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／ 賃貸)
		性別	年齢			
ヨハネ (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	8名	男3名 女5名	就学前 8名	常 勤 3名 非常勤 1名	4人部屋 2部屋	所有
ルチア (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	7名	男4名 女3名	就学前 7名	常 勤 3名 非常勤 2名	4人部屋 2部屋	所有
アグネス (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	8名	女8名	小学生 3名 中学生 3名 高校生 2名	常 勤 3名 非常勤 1名	個室 4部屋 2人部屋 2部屋	所有
セシリア (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	7名	女7名	小学生 3名 中学生 2名 高校生 2名	常 勤 3名	個室 3部屋 2人部屋 2部屋	所有
ラファエル (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	8名	女8名	小学生 5名 中学生 2名 高校生 1名	常 勤 3名	個室 4部屋 2人部屋 2部屋	所有
ミカエル (本体施設内 小規模グループケア(国の措置費対象外))	7名	女7名	小学生 5名 中学生 1名 高校生 1名	常 勤 3名	個室 3部屋 2人部屋 2部屋	所有
みその 希望の家 (地域小規模 児童養護施設)	6名	女6名	小学生 3名 中学生 2名 高校生 1名	常 勤 3名 非常勤 2名	個室 1部屋 2人部屋 1部屋 3人部屋 1部屋	所有
みその あかしやの家 (地域小規模 児童養護施設)	6名	女6名	小学生 3名 高校生 3名	常 勤 3名 非常勤 1名	個室 2部屋 2人部屋 2部屋	賃貸
みその にれの家 (地域小規模 児童養護施設)	6名	男6名	小学生 3名 中学生 2名 高校生 1名	常 勤 3名 非常勤 1名	個室 2部屋 2人部屋 2部屋	賃貸
計	63名	男13名 女50名	就学前 15名 小学生 25名 中学生 12名 高校生 11名	常 勤27名 非常勤 8名	個室 19部屋 2人部屋 13部屋 3人部屋 1部屋 4人部屋 4部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

大正 12 年に創設以来、カトリックの理念をもとに児童の養育に携わってきた。時代の変化に伴い、定員変更を行い、100 名→80 名→74+6 名と徐々に変化を遂げてきた。児童の抱える問題の複雑化、多様化により児童の集団人数を少しずつ減らしてきた。

平成 21 年 3 月：地域小規模児童養護施設の実施を法人として決定

平成 22 年 4 月：地域小規模児童養護施設「みその希望の家」開設

平成 24 年 4 月：地域小規模児童養護施設「みそのあかしやの家」「みそのにれの家」開設

平成 24 年 11 月：末本園改築工事完了。オールユニット構造。45 名定員 6 ユニット

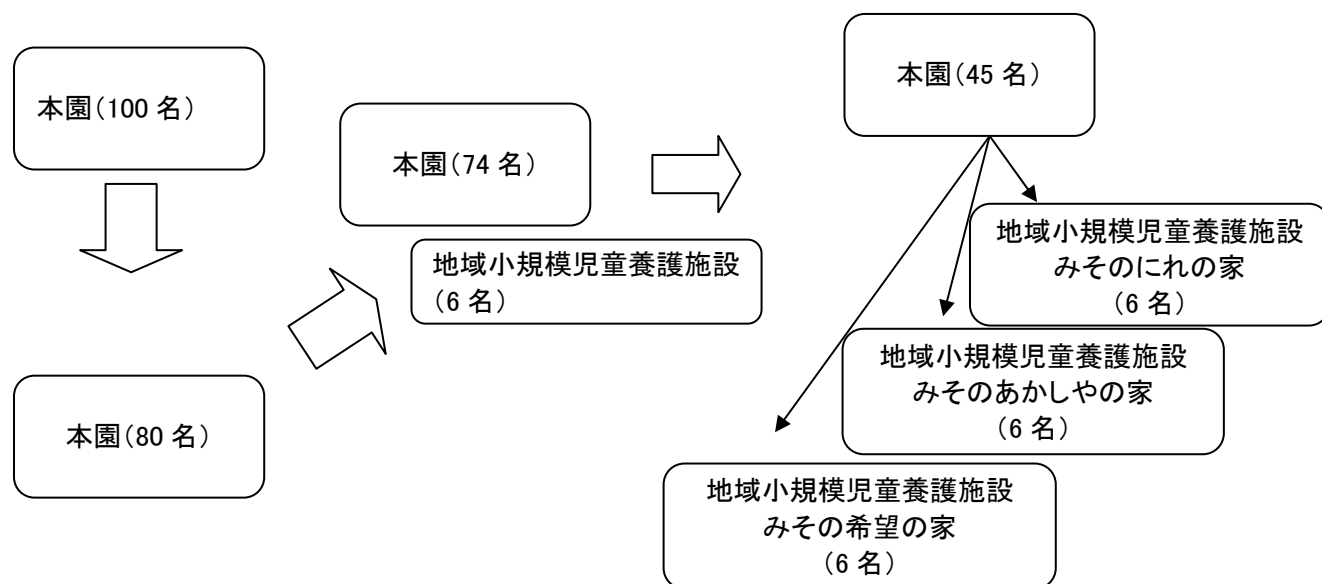
(2)整備の手順

- ・地域小規模児童養護施設開設年度毎に、児童の定員変更を行い、徐々に児童定員（本園）を減らした。当初 80 名定員の大舎制の建物であったが、地域小規模児童養護施設 1 施設開設により、本園定員 74 名とした。さらに、地域小規模児童養護施設が 3 ヶ所になった時点で、本園定員を 45 名とした。
- ・上記により、地域小規模児童養護施設、本園ともに児童にとって同じような生活環境の設定となる。6 人～8 人のユニット形態となった。

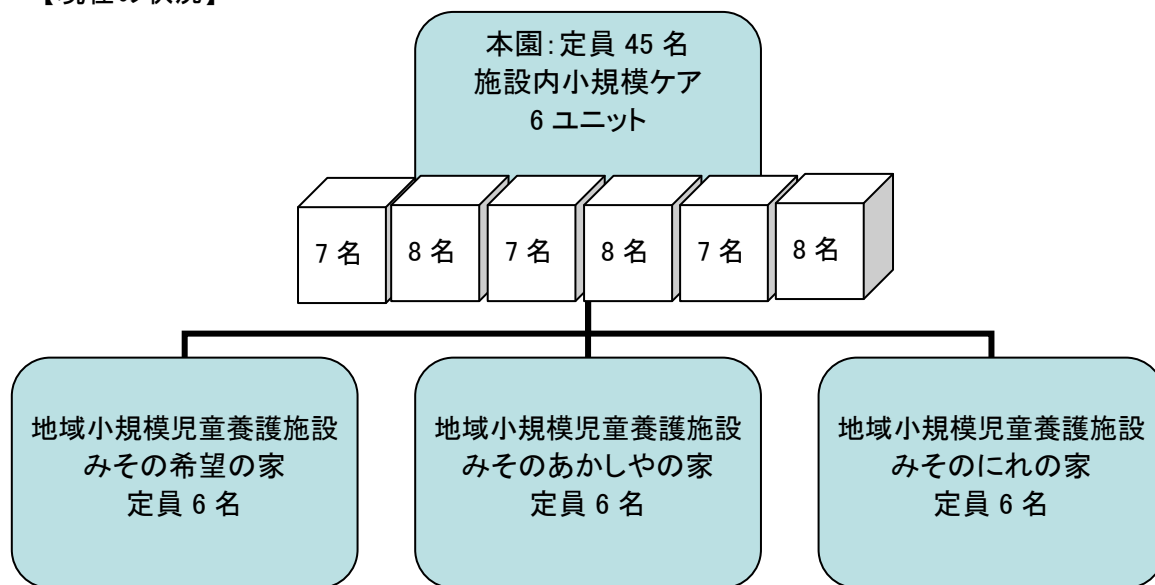
(3)その他特記事項

【経緯の概要図】

※施設構成の変化を表した模式図



【現在の状況】



※年度ごとの整備状況等(準備期間、設計、工事期間、引越し等)

聖園天使園小規模化進行表		
平成 21 年度	・小規模化についての話し合い	法人理事・園長・職員
平成 22 年度	・地域小規模児童養護施設 1 施設開設 ・本園部内にてグループ活動開始	〃
平成 23 年度	・地域小規模児童養護施設増設・本園改築 (ユニット化)について話し合い ・秋田県への協議・申請→受理 ・児童、保護者への説明 ・3 月末より改築工事開始	〃
平成 24 年度	・年度当初、定員変更の申請 74→45 ・4 月地域小規模児童養護施設 2 施設増設 ・11 月末、本園改築工事完了→引越 ・12 月 1 日より新園舎(オールユニット)により生活を始める	〃

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平面図

【1階】



【工夫した点】

- ・施設機能部分(事務室・会議室・多目的ホール等)と住宅機能の境目を明確にした。
- ・児童の玄関ホールを風通しや、除湿等も考え、広く明るいイメージになるよう配慮。
- ・1F は幼児が主になるユニット編成であり、各ユニット共に中庭に自然な形で出入りできるようにリビングの窓は大きくしている。テラスを広く雨よけ機能も広くし、幼児期の遊びの幅が広がるように工夫した。
- ・多目的ホールを明るく開放的な空間とし、一面を広げるとグラウンドと一体となり大人数での行事が可能な構造となっている。

【2 階】



〔工夫した点〕

- ・2F・3Fは学童のユニット。縦割り構成であるが、児童の入所ニーズにこたえられるよう2部屋ある2人室も個室への変更が可能な構造になっている。
- ・基本的に中高生が個室、小学生が2人室である。
- ・2F 一部には、施設機能としての図書室、心理面接室、プレイルーム、クールダウン目的の静養室(防音)が設けられている。
- ・各ユニット間の行き来はできない。(非常時は開錠する。)
- ・職員室(宿直室兼務)がユニットの間にあり、宿直者は両方のユニットの管理を行う。
- ・児童居室面積を1人当たり8.3㎡とし、基準よりもゆとりを持った部屋にしている。

【3 階】



〔工夫した点〕

- ・3F は男子児童のユニット
- ・ベランダから続く非常階段から各階への出入りを防ぎ、外部からの不法侵入者も阻止するため防犯感知器を取り付けている。
- ・防火対策、非常時対策、児童事故防止として各ユニットのキッチンコンロを幼児はIH、学童はガスとしている。

(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
ヨハネ	8	男 3 女 5	就学前 8	常 勤 3 非常勤 1	3	1	個 室 0 4 人部屋 2
ルチア	7	男 4 女 3	就学前 7	常 勤 3 非常勤 1	3	1	個 室 0 4 人部屋 2
アグネス	8	女 8	小学生 3 中学生 3 高校生 2	常 勤 3 非常勤 1	3	0.5	個 室 5 2 人部屋 2
セシリア	7	女 7	小学生 3 中学生 2 高校生 2	常 勤 3	3	0.5	個 室 4 2 人部屋 2
ラファエル	8	女 8	小学生 5 中学生 2 高校生 1	常 勤 3	3	0.5	個 室 5 2 人部屋 2
ミカエル	7	女 7	小学生 5 中学生 1 高校生 1	常 勤 3	3	0.5	個 室 4 2 人部屋 2
計	45	男 7 女 38	就学前 15 小学生 16 中学生 8 高校生 6	常 勤18 非常勤 3	18	4	個 室18 2 人部屋 8 4 人部屋 4

(3)各施設面積

(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
ヨハネ	94.00	16.00
ルチア	94.00	16.00
アグネス	107.00	12.00
セシリア	107.00	12.00
ラファエル	107.00	12.00
ミカエル	107.00	12.00

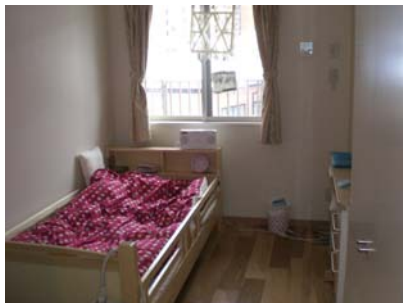
注:「グループ面積計」は、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間の合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

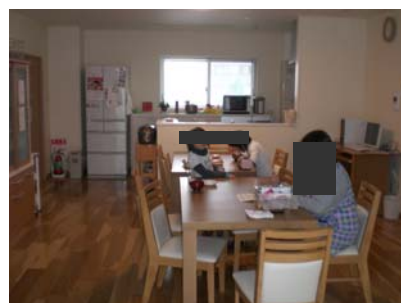
【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【バス】



【その他の生活空間】



(5) 間取りの工夫

- ・プライベート空間の確保(中高生1人室・小学生2人室)
- ・小学生の生活支援と、家事業務が同時に行えるようにする

(6) 設備の工夫

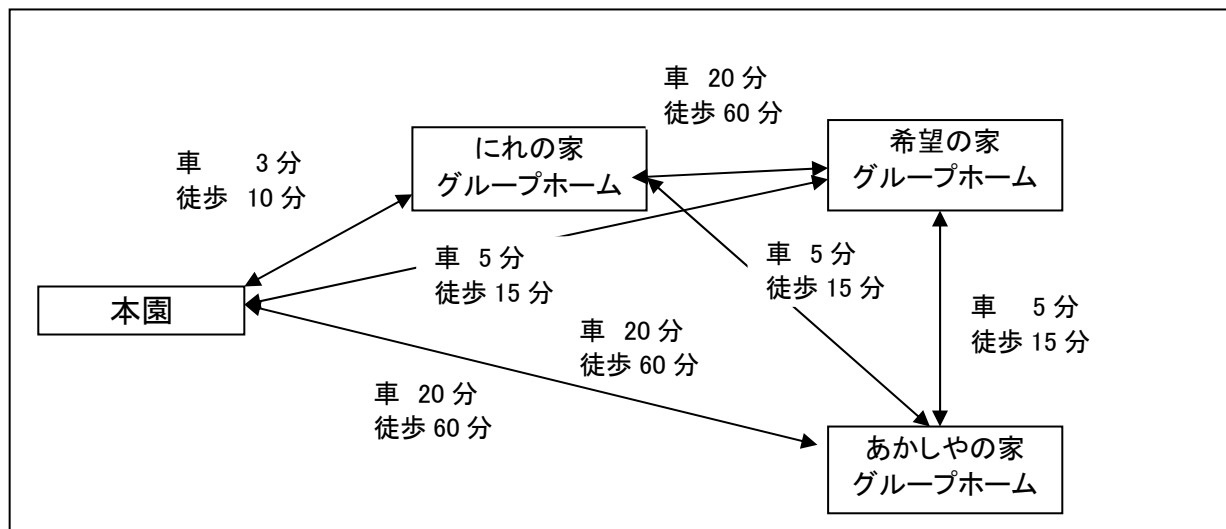
- ・一般的な家庭により近くなるよう、キッチンや浴室、収納家具・家電も考慮
- ・ユニットごとの玄関に表札とインターホンを設置
- ・廊下面積を広く、ゆとりのある空間で人的摩擦を緩和

(7) その他特記事項

- ・マンション型の建物になり各階に2ユニットの玄関がある。児童は1Fの主玄関より土足のまま自分のユニット玄関より出入りする。2ユニット間に1つの職員室兼宿直室を配置している。

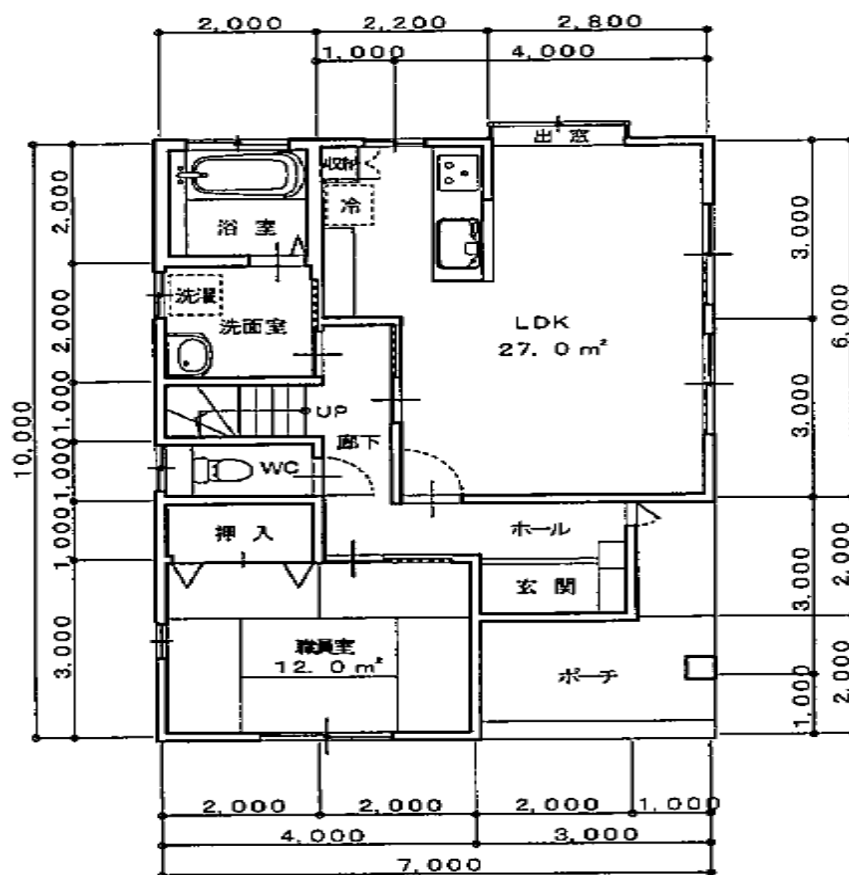
4 グループホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1)グループホームと本園との位置関係



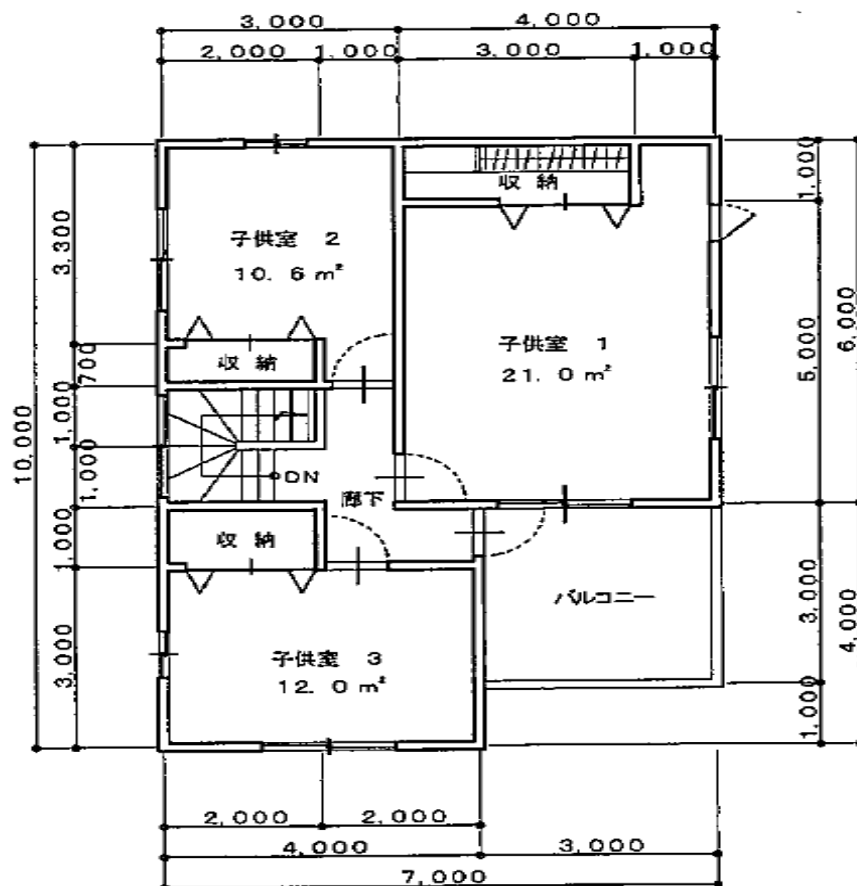
(2)グループホームの平面図

【みその希望の家 : 1階平面図】



(縮尺 1:100)

【みその希望の家 : 2階平面図】



(縮尺 1:100)

【児童現員】

小学生	男 0 名	女 3 名
中高校生	男 0 名	女 3 名

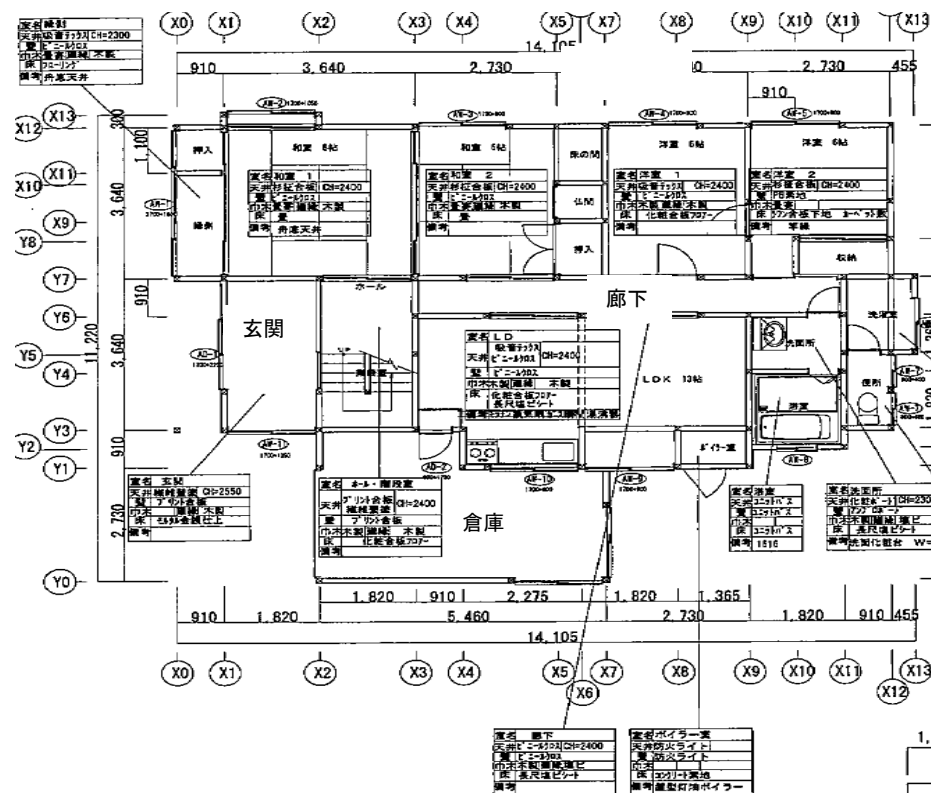
【職員】

常勤	3 名	保育士
非常勤	2 名	宿直専門員

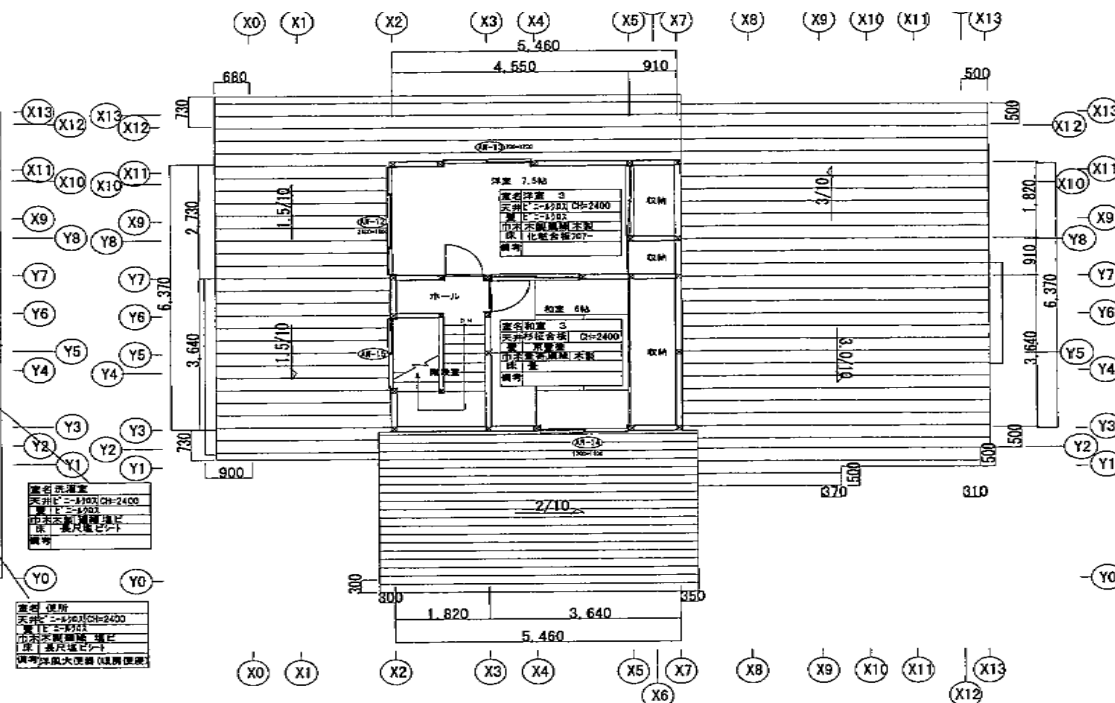
〔工夫した点〕

- ・中古住宅を法人が購入。
- ・居室面積の差が大きいため、児童の状況(姉妹・関係性・年齢)を考慮し生活している。

【みそのあかしの家】 1階既存平面図 1/100



2階既存平面図 1/100



2階既存平面図 1/100

【児童現員】

小学生 男 0名 女 3名
 中高生 男 0名 女 3名

【職員】

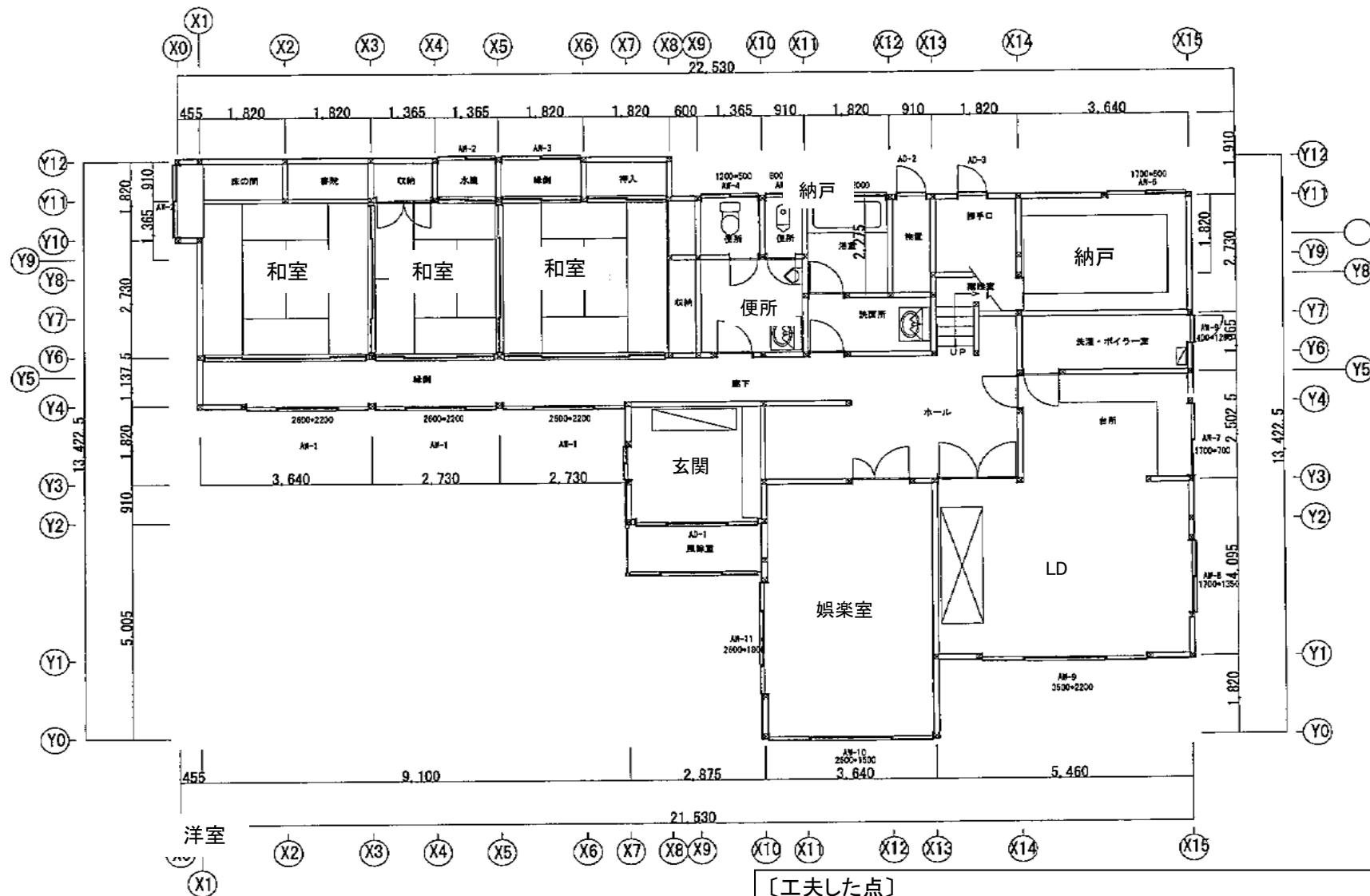
常勤 3名
 非常勤 1名 宿直専門員

【工夫した点】

- ・賃貸物件ではあるが、秋田県の補助金を活用させていただき、全管理フォーム。
- ・共有スペースの充実と、朝の時間を考慮し、トイレを増設した。

【みそのにれの家】

1階既存平面図 1/100

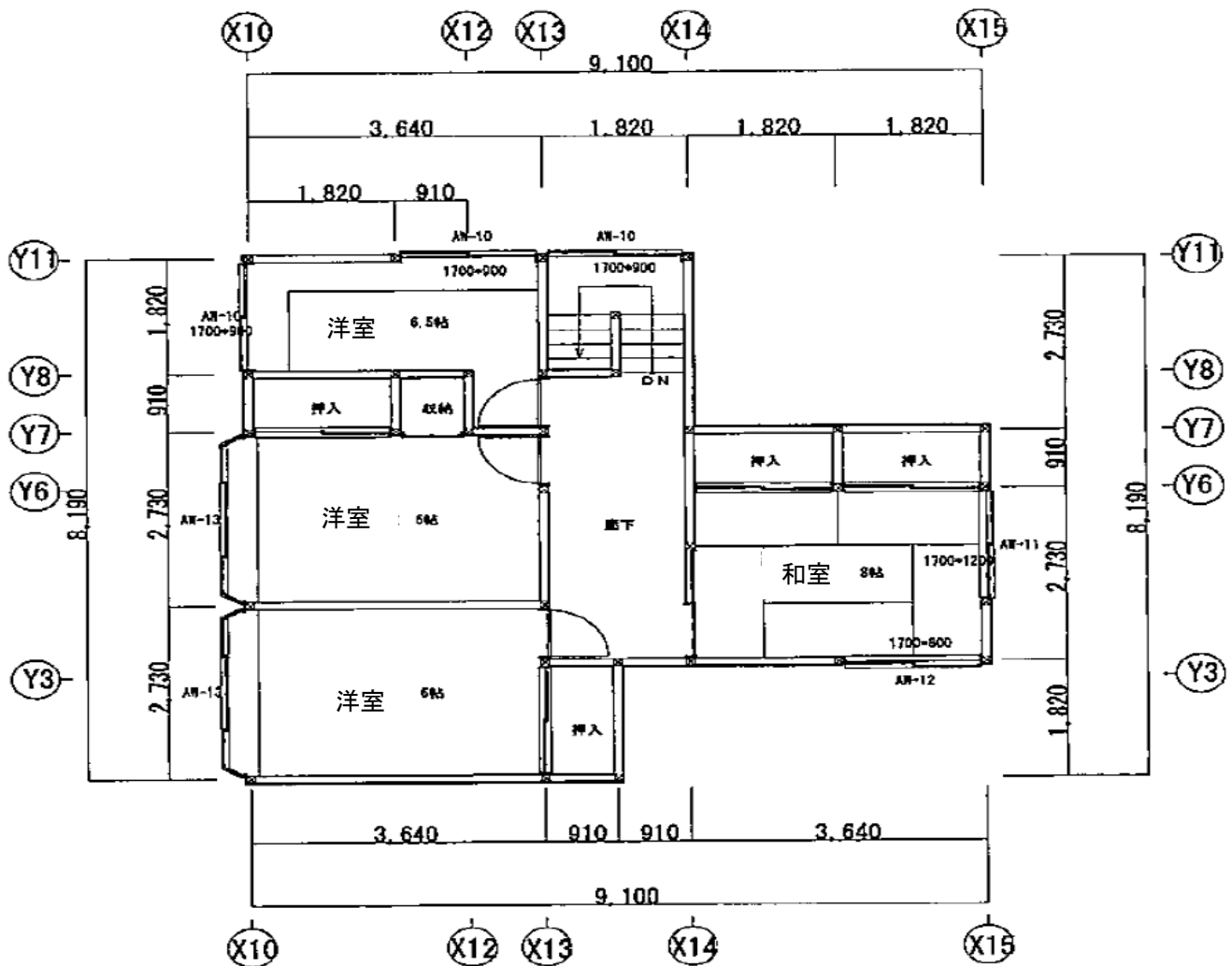


【工夫した点】

- ・賃貸物件ではあるが、秋田県の補助金を活用し、全館リフォーム。
- ・男子児童の生活であるため、娯楽室を設ける。
- ・本園に近く、本園補助が入りやすい。
- ・部屋数が多く、一時保護やショートステイ事業の受け入れとしても活用している。

【みそのにれの家】

2階既存平面図 1/100



【児童現員】

小学生	男	3名	女	0名
中高学生	男	3名	女	0名

【職員】

常勤	3名
非常勤	1名 宿直専門員

(3)グループの状況(単位:人、室)平成24年3月1日現在

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
みその希望の家	6	女 6	小学生 3	常 勤 3	2	1	個 室 1
			中学生 2	非常勤 2			2人部屋 1
			高校生 1				3人部屋 1
みその あかしやの家	6	女 6	小学生 3	常 勤 3	2	1	個 室 2
			高校生 3	非常勤 1			2人部屋 2
みそのにれの家	6	男 6	小学生 3	常 勤 3	2	1	個 室 2
			中学生 2	非常勤 1			2人部屋 2
			高校生 1				
計	18	男 6 女 12	小学生 9 中学生 4 高校生 5	常 勤 9 非常勤 4	6	3	個 室 5 2人部屋 5 3人部屋 1

(4)各室の面積(各部屋毎)

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
みその希望の家	120.00	19.00
みそのあかしやの家	138.00	12.00
みそのにれの家	232.00	13.00

注:「グループ面積計」は、居室、廊下、台所、風呂、トイレ、居間の合計の面積値を示している。

(5)グループホームの写真

【外観】



【玄関】



【各部屋】



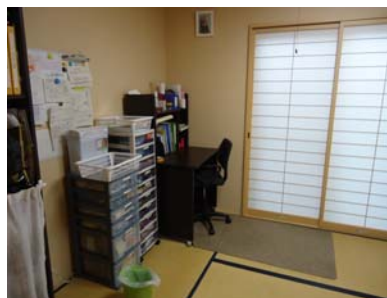
【リビング】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



【その他の生活空間】(つづき)



(6)間取りの工夫

3人室が広く、小学生が自室兼遊び場として使用している。兄弟で入所の場合は、兄弟が同じ居室を使えるようにしている。

(7)設備の工夫

一般住宅と同等の設備。また、宿直専門員が夜間に一人勤務になる場合が多いのでホームセキュリティの導入をしている。(不審者侵入、児童の怪我、その他問題に対応:ストラップ型のボタンを押すと警備会社が来てくれる。)

(8)近隣地域との関係

地域小規模児童養護施設をはじめるにあたり、町内会長を通じて町内の方への説明をしている。(児童養護施設自体を知らない方もいるので、説明を丁寧に行っておいたほうが良い。)

引越し前に隣接している住宅には、児童・職員であいさつに伺っている。

(9)その他特記事項

希 望:法人所有の一軒家。5LDKの築年数7年の住宅である。

あかしや・にれ:賃貸契約 全館リフォーム。不動産、大家さんとの交渉が必要。

全 体 と し て:児童の居室面積等が基準を満たしているかどうかを確認。

食材の買い出しや、その他の庶務的なことができる場所かどうかの確認。

近隣の他者受け入れ態勢のリサーチ。

5 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

本園は幼児：横割り・女子学童：縦割り・男子学童：縦割りの構成になっている。グループの人選に関しては、児童間のストレスの薄さを意識し、基本的な生活が送れるような配置をしている。また、兄弟についてはできる限り同じユニットでの生活ができるよう心掛けている。

地域小規模児童養護施設は縦割り構成で、平均的に小学生が3名、中高生が3名のスタイルになっている。

本体施設内小規模グループケアでは、学童は縦割りの構成であるが、幼児に関しては現在のところ横割りの構成にしている。長期的目標としては、園全体で縦割りができるように検討中である。

幼児以外のグループは男女別となっている。

(2)各グループの職員体制

各グループに3人の保育士・指導員を配置。地域小規模児童養護施設のみ宿直専門員各グループごとに2-3名配置。幼児部の管理宿直として、大学生をアルバイトで雇い入れている。職員の配置については、なるべく次々と担当が変わらないような配置を心掛けている

(3)各グループの構成の特徴

幼児以外は男女別の生活。今後自然な形で低学年から男女混合、全館縦割りが出来るよう検討している。安全・安心を第一に考慮したグループ構成を考慮している。

(4)本園と分園の役割分担

本園と地域小規模児童養護施設の基本的生活については、食事面以外変わらないが、児童への支援として、よりチームワークを要する児童(家族問題、学校問題、反社会的行動、発達障害等の複数絡み合っている児童)については本園に、愛着形成を主な養育目標とする児童は地域小規模としている。

(5)その他特記事項

地域小規模児童養護施設への宿直や緊急時の対応について、宿直専門員だけでなく本園よりFSW、栄養士、副園長等の本園職員のかかわりを増やしている。小規模化により職員も分散化される中で、地域小規模児童養護施設の職員の孤立を防ぐねらいと、児童・職員の問題の抱え込みを防ぐことをねらいとしている。

◎直接処遇職員のローテーション

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
本 園																									
ヨハネ	宿明																								
	早番																								
	遅番																								
ルチア	宿直																								
	中番																								
	公休																								
	公休																								
アグネス	宿明																								
	早番																								
	遅番																								
セシリア	宿直																								
	中番																								
	公休																								
	公休																								
ラファエロ	宿明																								
	早番																								
	遅番																								
ミカエル	宿直																								
	中番																								
	公休																								
	公休																								
小規模																									
職員宿直	宿直																								
	宿明																								
	早番																								
	遅番																								
	公休																								
小規模																									
職員宿直	宿直																								
	宿明																								
	早番																								
	遅番																								
	公休																								

6 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

〔本園〕

- ・昼間 2人:宿直 1人
- ・グループホームへの応援職員:2人(応援の内容:宿直・部活の送り迎え)
児童の生活スタイルにあった、勤務時間に配慮しているが、断続勤務時間になるべく短くなるように、職員のメンタルヘルスに気を付けている。

〔グループホーム〕

- ・昼間 2人:宿直 1人
- ・児童の生活スタイルにあった、勤務時間に配慮しているが、断続勤務時間になるべく短くなるように、職員のメンタルヘルスに気を付けている。
本園との勤務形態になるべく差異の少ないように心がける。

(2) 職員への配慮など運用上の工夫

職員のリフレッシュ休暇や、出張・研修の際には、副施設長やFSW等のフリーの職員の応援をしている。

(3) その他特記事項

- ・定期的な施設長・SV・FSW・心理を含めたグループのケースカンファレンスの実施。
- ・電話連絡・電話会議による連絡調整。

7 運用上の工夫

(1)子どもの暮らし方

- ・本園分園の児童ともに、基本的な生活習慣において大きな差異がないように配慮している。
- ・一番大きな違いは、地域小規模児童養護施設では職員が調理を行なっているのに対して、本園では調理員が一括して調理を行なう給食となっている点である。今後は、段階的に本園も職員調理の方向へ進んでいく予定である。

(2)食事の提供方法

- ・本園：厨房で調理後、各ユニット職員が厨房に受け取りに行く。各部のユニット食堂で配膳。各ユニット食器戸棚にある食器を使用。グループ毎に食事。
- ・小規模：職員が作った料理を、食卓に配膳。食器を選び、食事にあつた配膳をする。

(3)権利擁護

- ・各小規模・本園に意見ボックスを常設。週1回の開錠。
- ・全職員児童によるCAPの受講
- ・年1回の職員面接(施設長)・アンケート実施

(4)職員間の連携・孤立防止

- ・児童養護施設向けの児童支援ソフト「園—支援」を通じて、各ユニットと園長・副園長のPC共有化。日誌、連絡事項、各記録物の作成・閲覧に活用。

(5)その他特記事項

- ・記録の管理
 - ◇日誌・ケース記録等の現物は、園長の確認後各ユニットで施錠棚にて管理。
- ・運営費の管理やおこずかいの管理
 - ◇給食費等の仮払い(週精算)伺い簿のメールにて園長の承認を受ける。
 - ◇小口現金・日用品等の管理は各ユニットで行う。大きな出費に関しては本園に随時報告、伺いをする。
 - ◇本人支給金に関しては、各ユニットの職員室で管理。児童の要望に応じて随時。
- ・防災等その他
 - ◇各ユニットごとに、消火器設置。月1回の消火訓練を行う。
 - ◇災害時に備え、本園に発電機、備蓄食料準備。各ユニット災害グッズを常設。

8 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・児童間のストレスが減った
- ・食卓を囲む時間が楽しい雰囲気となった。
- ・生活に「あたりまえ」が増え、それを喜ぶようになった。
- ・相手のことがよくわかるようになった。
- ・衝突が減った。

(2) 職員の変化

- ・義務があたりまえになった。
- ・子どもたちをより「愛おしく」思えるようになった。
- ・時間の流れが「ゆっくり」となった。
- ・児童の良いところがわかるようになった。
- ・職員同士も、良い面が増えるようになった。
- ・職員に「家庭力」が備わり、職員を通じて「家庭」を感じるようになった。
- ・自分の力不足を実感した。学ぼうと思った。
- ・一人勤務が不安になるときがある。
- ・児童との距離が近い分、中途半端な気持ちは見透かされる。

(3) 管理・運営面の変化

- ・本園と小規模の9つのグループの問題共有に時間がかかる。
- ・問題意識の共有が難しい。
- ・職員配置によって、ユニットの特色が出やすい。

(4) その他特記事項

- ・地域小規模児童養護施設を開始し、これまで閉鎖的だった施設が地域の中での生活に変化したことで、町内会や「お隣さん」との付き合いが増え、支援して下さる方が増えた。
- ・多目的ホールを利用して、地域の民生・児童委員、学校関係者、短大学生、マスコミ関係者、児童相談所関係者等を招いて【地域セミナー】を開催している。【地域セミナー】は、これらの関係者が、外部講師等の講話を聞くことで、園児に対する理解を深めることを目指しているものである。また、職員に対しては、養育技術の向上・獲得を目的とした外部講師等による講義(演習)を実施している。さらに、入所児童を対象に、お互いの権利を守り、よりよく生活をしていくための知識を獲得するための講話を実施している。

9 まとめ

- ・どんなことをするにも、職員のチームワークが必要。職員同士のモチベーションを上げ、その効果が児童に反映するような組織作りと、法人が小規模化のハード面を整えてくれることにより、職員として子どもに何を伝えられるかを確認しあうことが必要。
- ・秋田県の補助事業として多額の補助金をいただき実現した。県側の児童養護に関する理解と実行力がないとこのような大規模な補助事業は無いと考え、感謝している。
- ・児童の「あたりまえの生活」を保障することで、子どもたちの中にある【施設】は「暗い」というイメージを軽減する。
- ・職員も児童も「義務」から「あたりまえ」に変わった。行事の楽しみ方が拡がり、やきまり事が変化した。
- ・小規模化への移行前は児童も職員も不安が多かったが、小規模化を進めていくにつれ良さに気づき、課題が明らかになった。それらについて話し合いをしながら、「臨機応変」に生活をする事ができている。今後も問題は山積することと思うが、全面改築・オールユニット化という目に見えるビジョンが園の長期的な「家庭的養護」を意味づけるものとなり、職員間の意識統一が根本的に変化したように感じている。

■ 事例 5 堀川愛生園(児童養護施設)

改築後も定員を維持しつつ、同一敷地内において本園は管理棟で、別棟で小規模グループケアを設置し、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例。

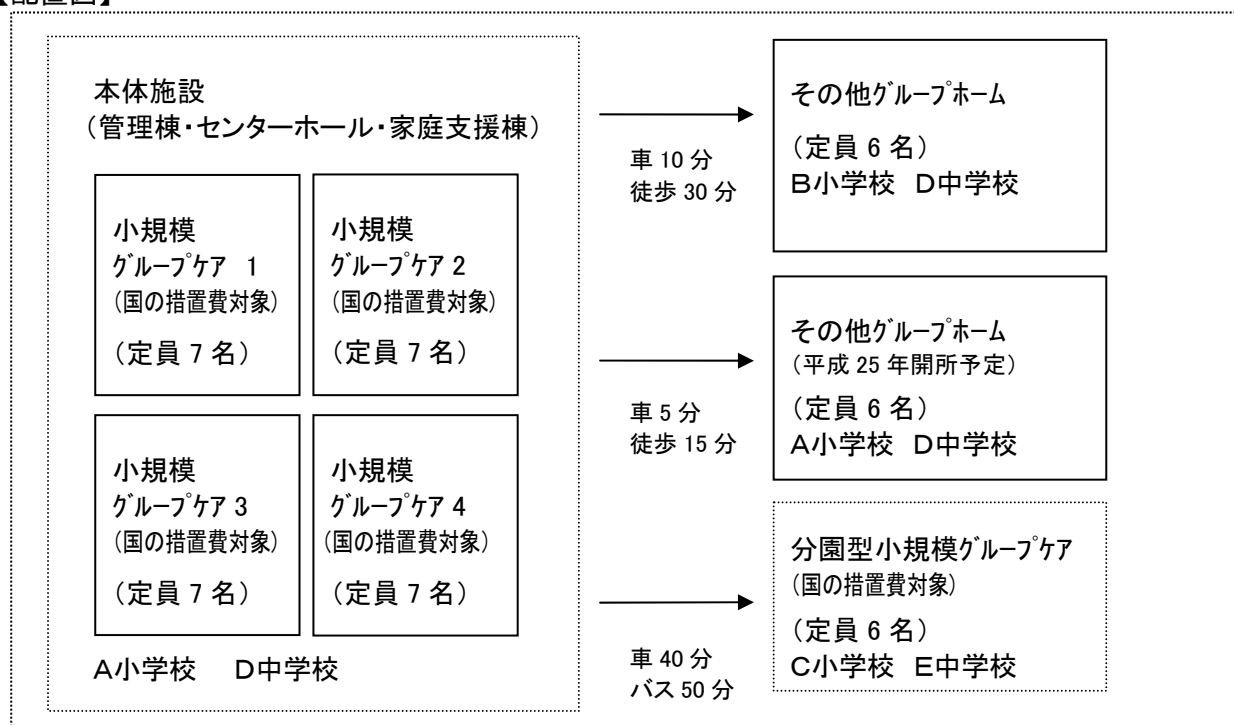
1. 施設の基本状況

- (1)施設名 堀川愛生園
- (2)設置主体 社会福祉法人 堀川愛生園
- (3)認可定員 46 名
- (4)併設施設 なし
- (5)住所 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内 94

【施設の現状と経緯】

本体施設小舎制、分園型グループホーム 2 ヶ所の総施設定員数 46 名の施設である。昭和 20 年創設以来小舎制養育を開始。昭和 26 年移転に合わせ本園敷地内 5 軒の小舎建設。昭和 58 年に高野ホーム、平成 4 年、平成 12 年に分園型グループホームを 1 ヶ所ずつ開設。オール小舎型の施設として運営している。現在本園 4 小舎、高野ホーム園舎改築中。

【配置図】



- 平成 24 年 4 月より平成 25 年 3 月までは施設改築等により定員 40 名で運営。平成 25 年 4 月よりグループホーム 1 軒を開所予定。これにより定員 40 名に地域小規模グループホーム定員 6 名を加えて 46 名に戻しての運営を予定している。

- 改築後、本園４軒の児童舎は全て定員７名となる。各児童舎は男女別で男児小舎２軒、女児小舎２軒となる。これに地域小規模グループホーム定員６名と分園型小規模グループホーム定員６名を２軒加えて４６名となる。

【施設の状況】(平成 25 年 3 月時点)

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢			
グリーンホーム (本体施設内 小規模グループ ケア(国の措置費対象))	7 名	女 7 名	小学生 3 名 中学生 3 名 高校生 1 名	常勤 2.5 名	個室 1 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
シルバーホーム (本体施設内 小規模グループ ケア(国の措置費対象))	7 名	女 7 名	就学前 1 名 小学生 3 名 中学生 2 名 高校生 1 名	常勤 2.5 名	個室 1 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
ブルーホーム (本体施設内 小規模グループ ケア(国の措置費対象))	5 名	男 5 名	小学生 5 名	常勤 2.5 名	個室 2 部屋 3 人部屋 1 部屋	所有
ゴールデンホーム (本体施設内 小規模グループ ケア(国の措置費対象))	6 名	男 6 名	中学生 6 名	常勤 2.5 名	個室 0 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
高野ホーム (その他グループホーム)	7 名	男 7 名	小学生 1 名 中学生 3 名 高校生 3 名	常勤 3 名	個室 1 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
金沢ホーム (分園型 小規模グループケア (国の措置費対象))	6 名	男 2 名 女 4 名	小学生 1 名 中学生 1 名 高校生 4 名	常勤 3 名	個室 1 部屋 2 人部屋 1 部屋 3 人部屋 1 部屋	賃貸
計	38 名	男 20 名 女 18 名	就学前 1 名 小学生 13 名 中学生 15 名 高校生 9 名	常勤 16 名	個室 6 部屋 2 人部屋 13 部屋 3 人部屋 2 部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

- ・当園は昭和 20 年 10 月の創設以来、小舎制養護を実践し続けてきた。
- ・昭和 26 年 3 月に現在地に移転し本園敷地内に 5 軒の小舎を建てる。
- ・昭和 44 年に 4 軒の小舎の改築。
- ・昭和 56 年に現在の管理棟(体育館・図書室・職員宿舎など)を新築。
- ・昭和 57 年 8 月～昭和 62 年 3 月まで郡山市内にグループホームを設置。
- ・昭和 58 年 7 月に棚倉町内に現在の高野ホームを設置。
- ・平成 4 年 11 月～平成 7 年 3 月まで棚倉町内に自活訓練事業としてグループホームを設置。
- ・平成 12 年 10 月に白河市内に現在の金沢ホームを設置。
- ・平成 24 年 7 月～平成 25 年 3 月(予定)本園 4 小舎、高野ホーム園舎改築事業。

(2)整備の手順

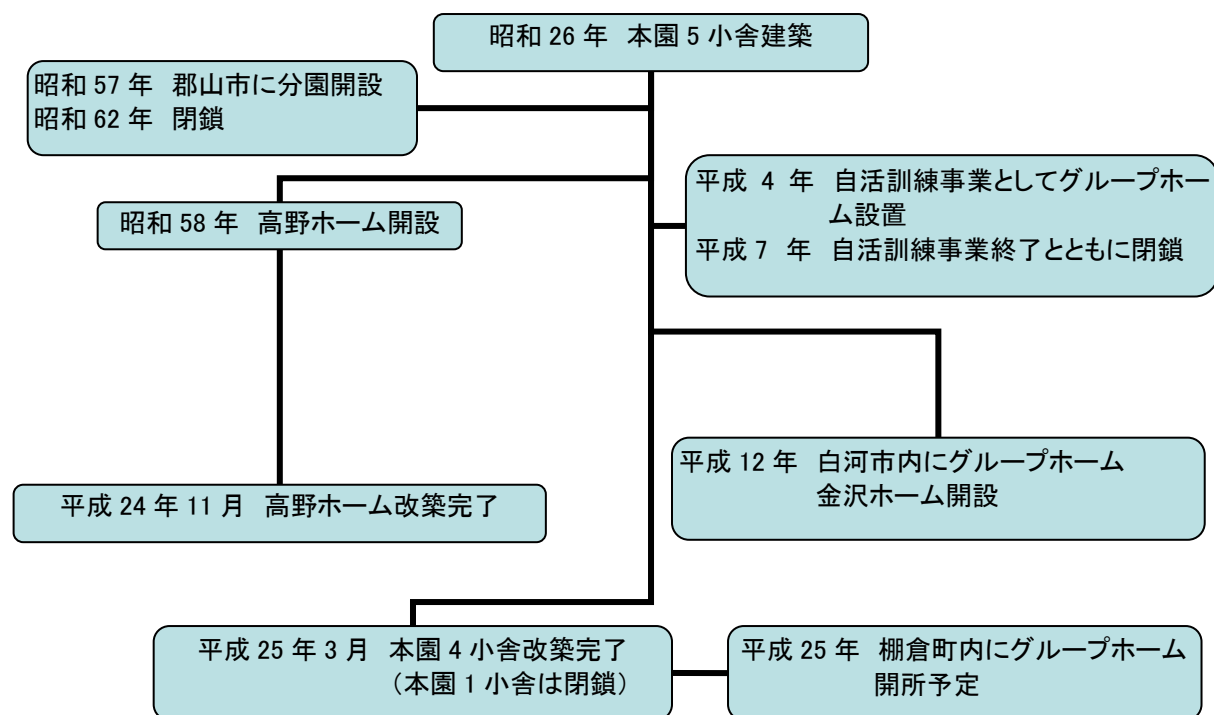
- ・現行の園舎改築事業では
 - ①平成 24 年 7 月～11 月末日 本園グラウンドに小舎 2 軒を建築。
 - ②同時期に高野ホームは仮設の小舎(棚倉町内木造戸建住宅)にて生活。
 - ③平成 24 年 11 月末、本園 2 軒および高野ホーム完成。
 - ④平成 24 年 11 月末～平成 25 年 3 月末(予定)、本園 2 軒およびセンターホール(多目的研修棟)、家庭支援棟を建築。既存小舎は解体撤去。2 軒の小舎および高野ホームは新築小舎に引越し、生活を始める。本園 2 軒は園内仮設小舎および仮設の小舎(棚倉町内木造戸建住宅)にて生活。
 - ⑤平成 25 年 3 月末、本園小舎 2 軒完成、引越し、生活を始める。

(3)その他特記事項

今回の園舎改築事業では 1 軒の分園(金沢ホーム)について借家のために手を着けることができなかった。しかし、築 50 年を越える木造平屋建て住宅は老朽化が問題となっており、地域内でグループホームを運営するのに適した住居を模索している。

【経緯の概要図】

※施設構成の変化を表した模式図



※平成 25 年度は本園 4 小舎、地域小規模グループホーム 1 軒、地域グループホーム 2 軒
合計 7 軒で運営する。

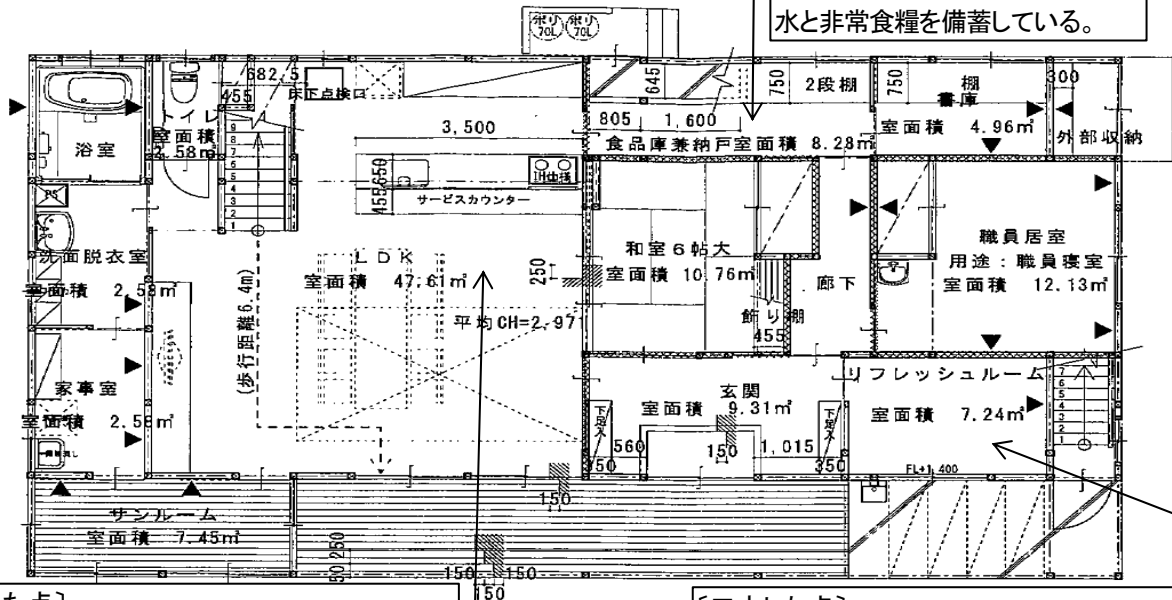
※年度ごとの整備状況等(準備期間、設計、工事期間、引越し等)

平成 17 年	高野ホーム改築について園内検討会立ち上げ	実質化にいたらず断ち切れ
平成 22 年 3 月	東日本大震災被災	小舎の倒壊は免れる
平成 23 年 10 月	福島県より 24 年度耐震化基金の補助打診	耐震性に不安のある小舎の改築を決断
平成 24 年 1 月	設計会社と契約し基本設計開始	検討期間が短期間であるためできる限りの資料を集める
3 月	工事期間の仮設住居として棚倉町内に土地付き戸建住居を購入	24 年度で改築事業終了後に地域グループホームとして用いることを想定
4 月	福島県に耐震化基金を用いての園舎改築事業を申請	
7 月	工事開始	
11 月	本園 2 小舎、高野ホーム完成	
平成 25 年 3 月	本園 2 小舎、センターホール、家族支援棟完成(予定)	本園小舎解体撤去のため一斉引越し

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平面図

【1 階】



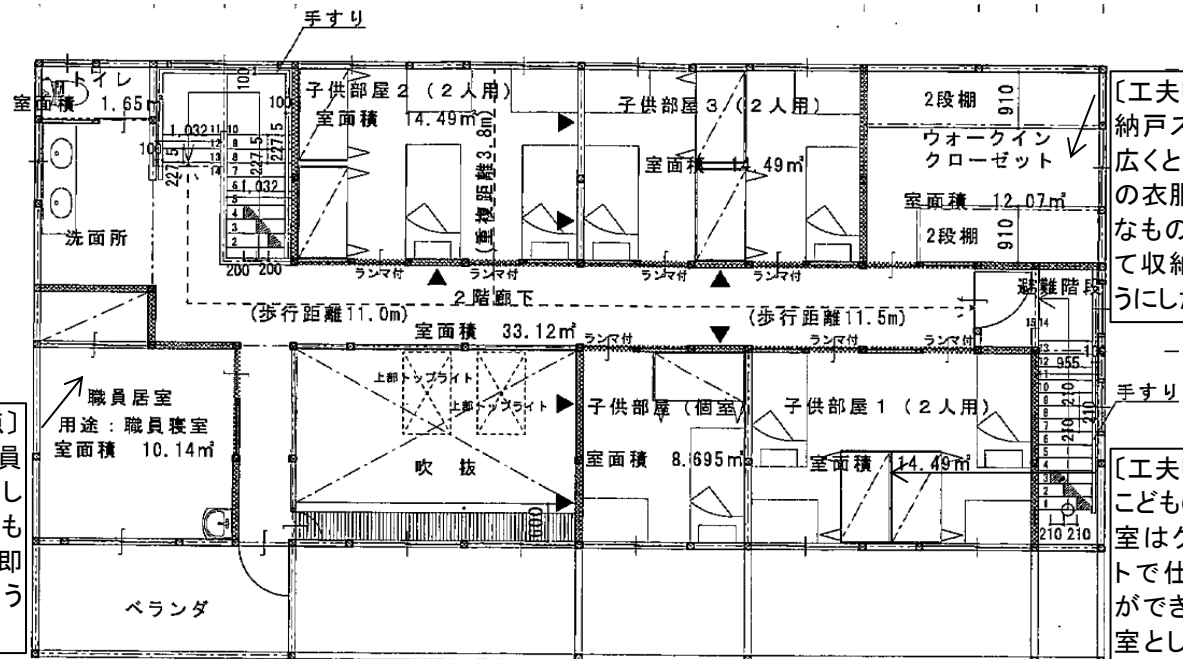
【工夫した点】

吹き抜けのリビングは、天井部分に明かり取りを設け、日中は自然光で明るさを保っている。また、こどもが帰宅した際の様子を確認するため、リビングを通過して2階に上がる構造にしている。

【工夫した点】

こどもが落ち着かなくなったとき、独りになって落ち着くことのできる空間を用意した。周りの壁はクッションラバー加工してある。感染症に罹患した際にも使用している。

【2 階】



【工夫した点】

2階にも職員居室を設置し夜間のこどもの対応に即応できるようにした。

【工夫した点】
納戸スペースを広くとり、こどもの衣服等、必要なものを整理して収納できるようにした。

【工夫した点】
こどもの2人居室はクローゼットで仕切ることができ、1人居室としても使用可能。

(2)グループの状況(平成 24 年 11 月 30 日現在)

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
グリーン ホーム	7	女 7	小学生 3 中学生 3 高校生 1	常勤 2.5	1.5	2	個室 1 2人部屋 3
シルバー ホーム	7	女 7	就学前 1 小学生 3 中学生 2 高校生 1	常勤 2.5	1.5	2	個室 1 2人部屋 3
ブルーホーム (仮)	6	男 5	小学生 5	常勤 2.5	1.5	1	個室 2 3人部屋 1
ゴールドデン ホーム(仮)	6	男 6	中学生 6	常勤 2.5	1.5	2	個室 0 2人部屋 3
計	26	男 11 女 14	就学前 1 小学生 11 中学生 11 高校生 2	常勤 10	6	7	個室 4 2人部屋 9 3人部屋 1

※(仮)は仮設ホーム。平成 25 年 3 月末には新ホームの工事完了引越しの予定

(3)各施設面積

(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
グリーンホーム	255.71	13.04
シルバーホーム	255.71	13.04
ブルーホーム(仮)	98.96	9.95
ゴールドデンホーム(仮)	109.56	11.03

注:「グループ面積計」は、居室(児童、職員)、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、サンルーム、和室、家事室、洗面脱衣室、食品庫、書庫(スタッフルーム)、玄関、リフレッシュルーム、ウォークインクローゼットの合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【玄関】



【和室】



【浴室】



【食品庫】



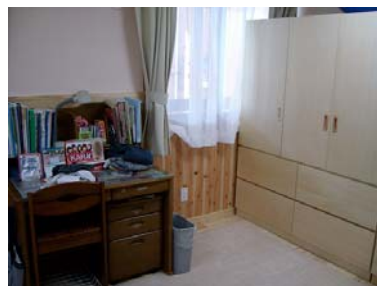
【リフレッシュルーム】



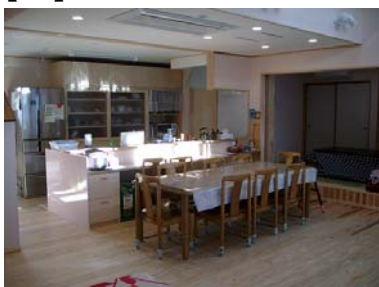
【こども部屋 2】



【こども部屋】



【LD】



【DK】



【2 階洗面】



(5)間取りの工夫

- ・木造建築にし、木の温もりを感じられるように設計されている。
- ・こどもの2人部屋は可動式タンスにより1人部屋に間仕切ることができる。その時のために二人部屋には扉を二箇所、室内灯も二箇所に分けている。
- ・小舎にはリフレッシュルームを設け、心身の状態が不穏であるときに独りで落ち着くための空間を配備している。
- ・小舎には職員の居室が2部屋(1階と2階)に配置されている。
- ・こどもは帰ってくるとリビングルームを通り階段へと向かうようになっている。
- これにより、学校、外出先から帰ってきたこどもを常時担当職員が迎えることができる。
- ・対面式のキッチン进行設けることにより、食事作り中の職員でもこどもの様子を把握しやすくしている。

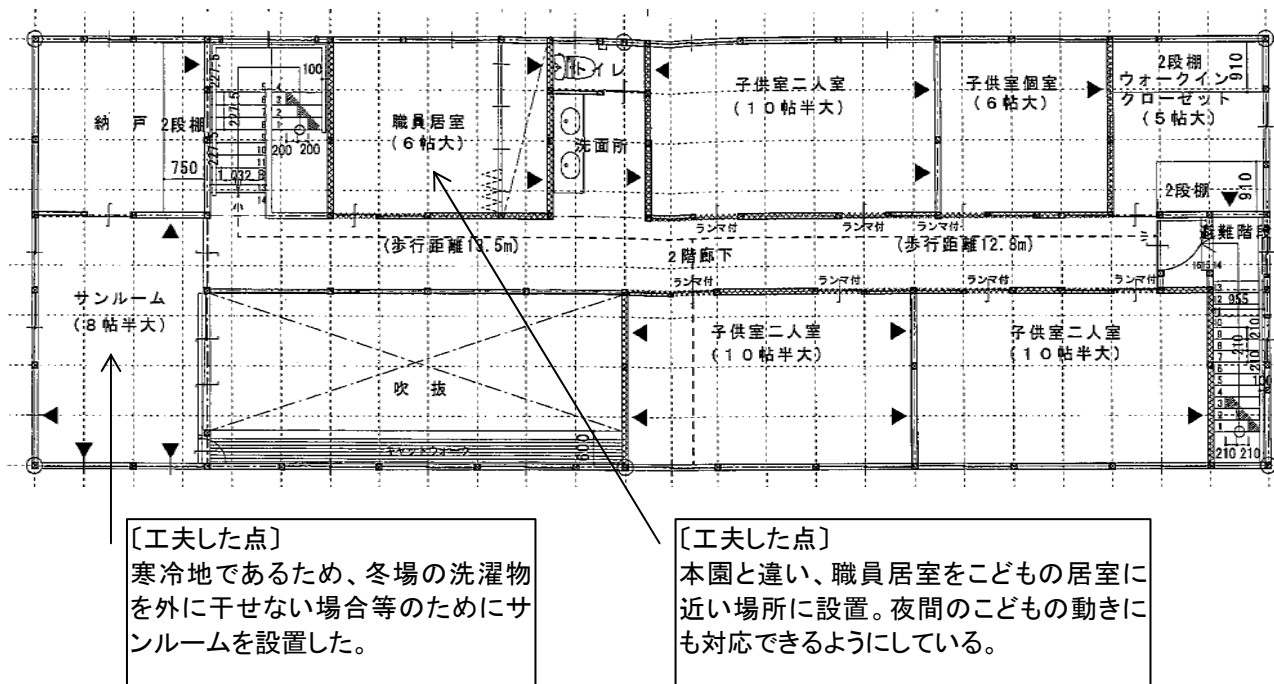
(6)設備の工夫

- ・寒冷地であるため、床下スラブヒーターを設置し、夜間電力を使用し床下を暖め暖気で家全体を保温している。(室内空調は補助的に用いている)
- ・オール電化により将来的には太陽光発電装置を設置し省エネルギー化に配慮している。
- ・天井に採光窓を取り付けるなど、日中は自然光のみで明るい室内となっている。

(7)その他特記事項

- ・今回の園舎前面改築事業は2011年1月から設計業者との基本設計作業に入り、3月末までに完成させるという厳しいスケジュールではあったが、全職員がこれに関わり、こどもたちからも意見の聴き取りを行うなど愛生園の家作りに重点を置いて行った。また、什器備品等においても職員が中心となって準備を進めてきた。それぞれの「家」の独自性を重視するとともに、園としてのまとまりを欠かない配慮は職員個々人が十分にしてきた。
- ・現在、園舎前面改築中で11月末に分園(地域グループホーム)を含む3軒が完成し、生活を始めている。残りの2軒は来春3月末に完成予定となっている。
- ・堀川愛生園園舎改築事業は福島県を通しての耐震化基金を補助金としている。

2 階



(3)グループの状況(単位:人、室)平成24年11月30日現在

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
高野ホーム	7	男 7	小学生 1 中学生 3 高校生 3	常 勤 3 非常勤 0 計 3	2	2	<u>個 室 1</u> <u>2 人部屋 3</u>
金沢ホーム	6	男 2 女 4	小学生 1 中学生 1 高校生 4	常 勤 2 非常勤 0 計 2	2	2	<u>個 室 1</u> <u>2 人部屋 2</u> <u>3 人部屋 1</u>
計	13	男 9 女 4	小学生 2 中学生 4 高校生 7	常 勤 5 非常勤 0 計 5	4	4	<u>個 室 2</u> <u>2 人部屋 5</u> <u>3 人部屋 1</u>

(4)各室の面積(各部屋毎) (単位: m²)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
高野ホーム	329.63	15.58
金沢ホーム	100.00	10.00

注：各ホームの「グループ面積計」には以下の面積が含まれている。

高野ホーム：居室（児童、職員）、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、サンルーム、和室、家事室、洗面脱衣室、食品庫、書庫（スタッフルーム）、玄関、ウォークインクローゼット、夫婦職員スペース。

金沢ホーム：居室（児童、職員）、廊下、台所、風呂、トイレ、居間、物置、職員居室（別棟）。

(5) グループホームの写真

【玄関】



【浴室】



【和室】



【こども1人居室】



【リビング】



【サンルーム】



【2F 洗面所】



(6) 間取りの工夫

- ・構造的には本園小舎と同じになっている。ただし、リフレッシュルームは設置していない。
- ・土地が横に広がっていたためこどもの居室は本園小舎よりも広がっている。
- ・2 階洗面所の隣に職員居室を配置し、夜間のこどもの動きに即応できるようにしている。

(7) 設備の工夫

- ・設備も本園小舎と基本的には同じ仕様となっている。
- ・1 階の職員居室は職員として一家族で住み込みもできるように、2DK、浴室、トイレを別に設置している。

(8) 近隣地域との関係

- ・約 30 年前から地域グループホームとして設置運営してきた。当初は地区内で反対の声も上がるなど受け入れてもらうのに苦労はしたが、現在は地区の中でも近隣小学校とも大変良い関係ができています。
- ・近隣住民も含めて世代交替があり、今回の改築事業も温かく見守ってもらえた。

(9) その他特記事項

- ・現在、残る地域グループホームについて建物の老朽化のため、移転、新設を検討中。

5 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・平成 24 年度より、本園ではこれまでやってきた男女混合縦割りのグループホーム体制から、男女別縦割りのこども編成にした。
- ・本園男児ホームは男児の関係上(兄弟等)、中学生男児と小学生男児に分けた。
- ・グループホームについては男女混合の方針は変えてはいないが、現在、高野ホームは男児のみのホームとなっている。

(2)各グループの職員体制

- ・各ホームには職員 2 名が住み込む形となっている。
- ・職員人事によりやむを得ず担当職員の交替も考えられるが、できる限り一人の職員が長くこどもを担当できるように考えている。
- ・職員の平均勤続年数は 10 年、短いときで 3 年、長いときは 30 年以上。
- ・スーパーバイズについては各ホームのチーム会議に担当スーパーバイザー(直接処遇兼務)が入り、個々のケースや処遇面について適宜助言・指導を行っている。

(3)各グループの構成の特徴

- ・本園は男女別となり、女児ホーム 2 軒、男児ホーム 2 軒となっている。
- ・分園も高野ホームは男児のみとなっている。もう 1 軒の金沢ホームは男女混合縦割りの構成になっている。

(4)本園と分園の役割分担

- ・本園、分園とも各小舎を 3～4 名の職員(ホーム担当職員、男性指導員、交替職員)で担当し、チームとして職員間の話し合いを密にしている。
- ・各チームにはスーパーバイザーが担当として配置され(1 人で 3 チームを担当)、チームミーティングにも関わっている。
- ・施設長はスーパーバイザーよりスーパーバイズの報告、各チームの課題や問題点についての報告、相談を受ける。
- ・月に 2 度の職員会議を通して各ホームの課題や問題点を全職員で共有し、よりよい問題解決について話し合っている。

(5)その他特記事項

特になし。

◎ 勤務表について

愛生園の職員は直接処遇職員 16 名のうち 15 名が住み込みで勤務している。これまでは、1 軒の小舎に 1 名の担当職員が住み込んでいた。交替の職員も含めて勤務体制は断続 8 時間勤務(朝 6 時～8 時 30 分、午後 3 時 30 分～10 時 うち夜間休憩 1 時間含む)となっている。新しくなる小舎には 2 名の職員居室を配置した。これにより、担当職員と担当児童指導員の 2 名が住み込む形となる。交替職員は 2 軒の小舎の交替をしている。これにより 1 小舎あたり 2.5 人体制となる。愛生園はこの先 1 小舎あたり 3 人体制を目指している。3 人体制が組めると 1 軒の小舎に常時 2 名の職員が勤務する形が取れる。以下に 2 軒の小舎の現在の出勤表を参考にあげてみる。

		月	火	水	木	金	土	日
小舎 A	担当職員	○	公休	公休	○	○	○	○
	児童指導員	○	○	○	公休	公休	○	○
小舎 B	担当職員	公休	○	○	公休	○	○	○
	児童指導員	○	公休	公休	○	○	○	○
	交替職員	B	A	A	B	A	公休	公休

※ 火曜日、水曜日は小舎Bが 1 人勤務、木曜日は小舎Aが 1 人勤務となる。

※ 平均すると 1 日あたり 1.7～1.8 人の職員配置となっている。

※ 1 小舎 3 人体制が組めると常時 2 人が可能となり、1 日は 3 人勤務もある。交替で有給休暇をとるなど勤務に余裕が持てるようになる。

6 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 本園

①昼間 1.5 人:宿直(ホーム住み込み)2 人

②グループホームへの応援職員:0.5 人(応援の内容:担当職員が公休日の交替要員)

* 当園は各ホーム完全住み込み、断続勤務で運営しているため休みの日を除いて各職員がこどもと朝から夜まで生活をともにしている。

(2) グループホーム

昼間 2 人:宿直(ホーム住み込み)2 人

* 交替職員が 1 名配置されている。(常時 2 人体制)

(3) 職員への配慮など運用上の工夫

* 本園には交替職員が 3 名おり、6 軒のホームを週 2 日ずつホーム担当職員が公休のときに入っている。男性職員 5 名および施設長は各ホーム担当として入っている。

(4) その他特記事項

- ・現在は、分園グループホームを除き 2.5 人体制で臨んでいる。週の内、5 日は女性職員と男性職員がペアでホームに入り、2 日間だけは女性職員 1 人で入ることとなる。
- ・高野ホーム(分園)は常時 2 人体制、金沢ホーム(分園)については女性職員 2 人と必要に応じて施設長がカバーしている。

7 運用上の工夫

(1) 子どもの暮らし方

- ・本園は 5 軒の小舎に分かれての生活ではあったが、園の行事(こどもの日、小学生・中学生キャンプ、運動会など)や学校の長期休み期間のグループプログラムは男性指導員を中心に行われてきた。
- ・分園は大きな園の行事(新入学祝い会、クリスマス、卒業を祝う会など)のみ本園に来て、キャンプ等は分園独自で企画実施されてきた。
- ・平成 24 年度は園舎改築の年でもあり、園の行事運営にも支障をきたすため、これまでの行事の持ち方などを振り返りつつ、各ホーム単位での運営に切り替えた。各ホームの職員チームで企画、こどもとともに内容の検討、実施にいたるようにした。
- ・生活上では、本園各小舎には浴室がなかった。そのため入浴は管理棟で行わなければならなかった。改築後は各小舎に浴室を設けることができた。

(2) 食事の提供方法

- ・愛生園では分園はもちろん本園でも基本的に各小舎単位で担当職員が毎食調理し食事を提供している。
- ・食材について、本園は調理員を中心にメニューを統一し、一括購入した後で各小舎に分けている。分園は毎食自主的にメニューを作成(調理員のアドバイスは受けている)、食材を購入し調理して食事を提供している。
- ・各小舎では個人の茶碗、箸、湯呑みなどが管理されている。
- ・衛生管理については、調理員が中心となって各職員の意識向上、食品衛生や感染予防のための園内研修を年に 2 回ほど予定している。

(3) 権利擁護

- ・第三者委員および園職員による苦情解決委員会を設置している。園の所定の場所に意見箱を設け定期的に苦情解決委員が開封している。意見の大小に拘わらず施設長に報告を上げ、人間関係のトラブルであれば当事者からの聴き取りを行うなど具体的な行動に移し、結果を園内に周知するようにしている。
- ・各小舎内で起こったトラブルについては、基本的には各小舎担当職員がチーム体制で解決に当たるが、その際はスーパーバイザーを通して施設長に報告をする。
- ・こどもからの要望等、施設長が直接聞く。
- ・高校生会を定期的に持ち、施設長が高校生と園の生活について話し合う場を設けている。

(4)職員間の連携・孤立防止

- ・引継ぎはこどもの就寝時間後やこどもが学校に行っている間に時間を工夫して行っている。
- ・緊急時の応援体制はフリーの職員、複数体制で落ち着いている小舎の職員が応援に行くこともある。
- ・断続 8 時間勤務のため、職員居室にて体を休める時間以外は職員室にて過ごすようにしている。それにより先輩から処遇面のアドバイスを受けたり、食事作りの仕方を教えてもらう良い機会となっている。また、平日の昼食は任意ではあるが出勤の職員は一緒に食事をするようにしている。食事前には出勤職員により連絡・報告・相談の時間をとっている。
- ・分園を含め、小舎間での連携・連帯を最も重要なことと考え、そのために月 2 回の職員会では各ホームでの問題の共有化や、ケースを上げての検討など、ホーム運営や処遇に関して職員全体のコンセンサスを得るように話し合っている。

(5)その他特記事項

①記録の管理

記録については、ホーム日誌、給食日誌等についてはホーム担当職員が管理。こどもの記録については月単位で纏めたものを園長室のキャビネットに管理している。
その他、事務日誌、職員会議の記録、平日の連絡・報告・相談の記録等は事務室にて管理している。
また、こどもの心理面接の記録も事務室の所定の位置で管理している。

②運営費の管理やおこずかいの管理

本園での金銭管理は事務室の金庫、こどもの預金通帳は園長室の金庫で管理、小遣い等の現金は事務室の鍵つきロッカーで一括管理している(小遣いは都度、必要な額を担当者が手渡ししている。こどもは小遣帳をつけ金銭管理をしている。)
分園ではスタッフルームで担当職員が管理している。

③防災等その他

本園では月に一度(主に月末)防災・避難訓練を行っている。
分園も防災計画等は管理している。

8 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

・これまでも小舎運営を続けてきたので、こどもたちの生活上の変化はないが、今回の園舎改築事業により生活環境が大きく変化したため、本園においても集団プログラムを見直し、各小舎の独自性を活かした個別プログラムへと移行を計画している。

例えば園が行ってきた夏のキャンプも小学生・中学生といった集団プログラムから、各小舎単位でのキャンプの計画、実施を行った。それぞれの小舎のメンバーのキャラクターを重視しつつ実施されるプログラムにより、より家庭的なキャンプとなったとの評価がなされている。

(2) 職員の変化

・今回の園舎改築事業により、仮設ではあるが本園のグループホーム 1 軒を地域に出して生活している。本園での生活と違い、地域の中での生活はこどもたちにとっても新鮮な受けとめをしている。また、職員も本園の中での生活と違い、本園との距離を感じながらの不便さはあるが、他のグループホームの影響がない分、こどもの生活の落ち着きは確保されていることを実感している。

(3) 管理・運営面の変化

地域グループホームは高野ホームで片道 3 キロ、金沢ホームでは 24 キロあるが、それぞれの地域グループホームの職員が孤立しないように常に配慮してきた。金沢ホームは距離は遠いが、こどもたちが学校に行っている日中帯は本園に来て連絡・報告・相談といった情報交換やこどもの個別のケースを園長、スーパーバイザー、心理職員などに相談したり、他の職員との交流を通しての気分転換などを行っている。休日の職員を含め、完全住み込みという環境から、職員個々の結びつき、関係性は高く保たれている。このような密なる関係性(家族的)を受け入れた職員により園の運営は引き継がれてきた。愛生園の特徴であり、強みと言えるところである。

(4) その他特記事項

・もとから小舎制なので大きな変化はないが、新しい家に移ったこどもたちは生活にゆとりが出てきている。特に、本園では夜間(19:00～21:00)に入浴のためこどもたちが管理棟に来ていたが、新しい家、仮設のホームにはユニットバスが設置されているので夜間のこどもの動きがなくなった。これにより、各家の時間のゆとりができた。

9 まとめ

- ・平成 24 年度の園舎改築事業は、福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業補助金の補助により実現した。これに至る経緯は、福島県児童家庭課との長年にわたる施設改修についての打ち合わせがあった。福島県としても大きな金額となれば、次年度の県費歳出の予算化が必要であり、議会等を経ての決定となるため、申請即交付とはいかない。関係所轄官庁との綿密な打ち合わせが必要であることを改めて感じさせられた。
- ・小規模化することにより、グループホーム(家)での生活をどのようにデザインするか、イメージ作りが大変だと思う。できる限り「家庭」にこだわり、家庭的養護を行なってきたが、現場をささえる職員個々のモチベーションの維持が鍵となっている。日常生活に流されることなく、園の養育理念に則り、適切かつ迅速な対応がこども一人一人になされているが、自己検証だけでなくスーパーバイザーによる定期的な訪問観察(一定時間スーパーバイザーが小舎の現場でモニタリングする)を行い、職員に対するスーパービジョンを行っている。
- ・当園では職員個々人のスキルアップのための園外の研修やスーパーバイザーによる園内研修を通しての教養プログラムの習熟に勤めている。

■ 事例 6 春光学園(児童養護施設)

幼児寮、男子寮、女子寮のうち、男子寮と女子寮を大規模修繕して小規模グループにした事例。

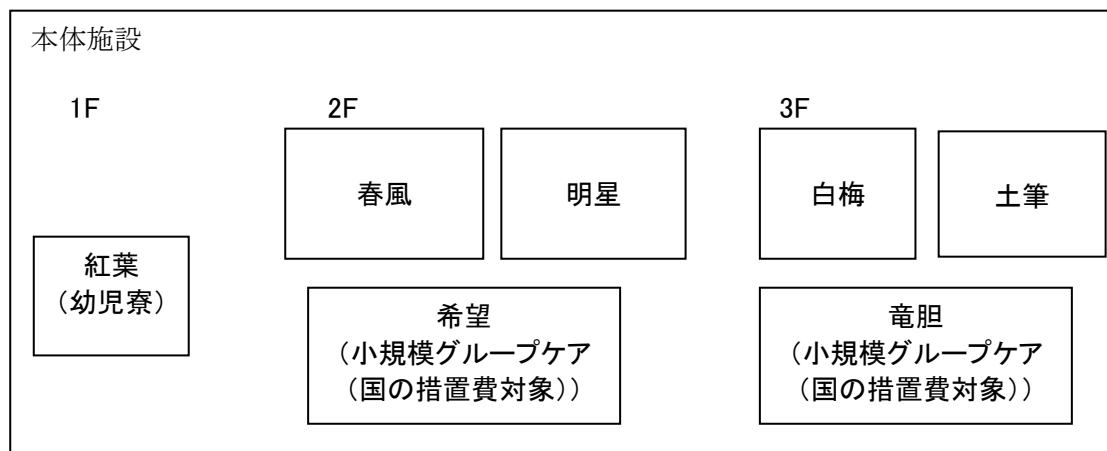
1 施設の基本状況

- (1)施設名 春光学園
- (2)設置主体 社会福祉法人春光学園
- (3)認可定員 80 名
- (4)併設施設 保育園 他に保育園の分園 2ヶ所を運営している。
- (5)住所 神奈川県横須賀市小矢部2-14-1

【施設の現状と経緯】

本体施設 7 ユニット総施設定員数 80 名の施設である。昭和 62 年に 1 度全面改修し、平成 24 年大舎制をユニット制に転換改修した。

【配置図】



【施設の状況】

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢			
紅葉 (幼児寮)	20 名	男 9 名 女 9 名	就学前 18 名	常 勤 8 名	4 人部屋 1 部屋 7 人部屋 2 部屋	所有
明星	10 名	男 10 名	中学生 8 名 高校生 2 名	常 勤 7 名 非常勤 1 名	個 室 2 部屋 2 人部屋 4 部屋	所有
春風	14 名	男 14 名	小学生 14 名		2 人部屋 4 部屋 3 人部屋 2 部屋	所有
希望 (小規模グループケア (国の措置費対象))	6 名	男 6 名	中学生 1 名 高校生 5 名		個 室 6 部屋	所有
白梅	10 名	女 9 名	小学生 4 名 中学生 2 名 高校生 3 名	常 勤 8 名 非常勤 1 名	個 室 4 部屋 2 人部屋 3 部屋	所有
土筆	14 名	男 6 名 女 9 名	小学生 15 名		2 人部屋 4 部屋 3 人部屋 2 部屋	所有
竜胆 (小規模グループケア (国の措置費対象))	6 名	女 6 名	中学生 5 名 高校生 1 名		個 室 6 部屋	所有
計	80 名	男 45 名 女 33 名	就学前 18 名 小学生 33 名 中学生 16 名 高校生 11 名	常 勤 23 名 非常勤 2 名	個 室 20 部屋 2 人部屋 15 部屋 3 人部屋 4 部屋 4 人部屋 1 部屋 7 人部屋 2 部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

- ・大正 11 年に設立された財団法人横須賀隣人会は、南洋諸島から浦賀港に引き揚げてきた孤児を収容するために、昭和 20 年 12 月 1 日に児童養護施設を開設する。
- ・昭和 34 年と昭和 36 年にわたって全面改築を行う。
- ・昭和 62 年に全面改築を行う。
- ・平成 17 年 7 月に施設を一部改修して小規模グループケアを1ユニット導入する。
- ・現園舎は昭和 62 年に全面改築された大舎の建物で、築 20 年が経過し、給排水関係、電気関係等の設備はすでに耐用年数を過ぎており、居室等の改修の如何にかかわらず、改修の必要性が避け難い状況にあるとともに、内部改修がほとんど行われていないため荒廃した生活環境下にあった。県下の児童養護施設が次々と改築され小ユニット化が進む中、ハード面での立ち遅れは如何ともし難く、老朽化等している園舎で子ども達を生活させること自体に大きな問題があり、存立基盤にかかわることと考えたことから、改修を計画した。

(2)横須賀市における児童福祉施設等の整備計画

横須賀市は平成 18 年 4 月に中核市として児童相談所を設置した時点で児童相談所、療育相談センター、乳児院、児童養護施設、重症心身障害児施設及び知的障害児入所施設を整備する方針を持っていた。平成 20 年 4 月に児童相談所と療育相談センターが整備された。平成 23 年 4 月に乳児院と児童養護施設が新設された。重症心身障害児施設は平成 26 年 4 月に開設が予定されていた。続いて、知的障害児入所施設の整備も考えられた。

(3)神奈川県所管地域における児童養護施設の施設整備

本園は、横須賀市が中核市として児童相談所を設置する平成 18 年まで神奈川県所管の施設であった。定員は 85 名で、横須賀市以外に神奈川県所管地域、横浜市、川崎市、相模原市の定員を持っており、他の自治体の施設整備が進む動向を無視できない状況にあった。ちなみに、平成 22 年度時点での神奈川県所管施設の児童養護施設の施設整備状況は 15 施設中7施設が全面改築によるユニット化を図り、2 施設については、既存施設を改修してユニット化を図っていた。さらに 1 設が全面改築によるユニット化計画が進行中であり、未着手の施設は 5 施設あったが、内 3 施設は全面改築による整備を計画する状況にあった。

(4)大規模修繕による施設改修という結論に至った経緯

- ・法人が改築を計画しても、実現は横須賀市の計画に取り上げられることが前提であり、仮に取り上げられたとしても、(2)の施設整備が続くことを考えると、実現するのは平成 28 年度以降に大きくズレ込むことになることが懸念された。
- ・現行の施設整備の仕組みでは、所管する自治体が計画に盛り込んで予算化しない限り、国の予算や制度を利用することは出来ない。全国的にみても、自治体の財政状況が厳しいことで施設整備に踏み切れない児童養護施設が少なくないと思われるが、財政の厳しさは、横須賀市においても例外ではなく、平成 28 年度以降に改築できる確たる見通しが立ち難い状況であった。
- ・老朽度調査をクリアーすることで隘路があり、耐震診断を行った結果、建築基準法の耐震強度で問題がなかった。
- ・こうした諸般の事情を勘案して、平成 21 年 3 月に法人は大規模修繕として取り組む以外に道はないと判断し、横須賀市が計画する施設整備の谷間にあたる平成 23 年度の実施を目指すことにした。

(5)整備の手順

大規模修繕による個室化・ユニット化改修工事の手順は、次の通りである。

- ・平成 21 年 11 月、横須賀市の主管課に最初の打診を行う。
- ・平成 22 年 3 月、横須賀市長の学園視察が実現し、大規模修繕の概要説明を行う。
- ・平成 22 年 7 月、理事長と施設長が横須賀市長を訪問して、協力を要請する。
- ・平成 23 年 3 月、横須賀市の予算化を受けて、法人理事会は大規模修繕による個室化・ユニット化の施設整備工事を行うことを決定する。
- ・横須賀市の厳しい財政状況があったため、2 階と 3 階の学童寮の工事を国及び横須賀市の補助対象事業として実施し、幼児寮の改修工事については、法人の独自事業として自己財源により実施することとした。
- ・大規模修繕として施設の改修を行うことを横須賀市と協議し、居室等の拡充を図るために施設定員を 85 名から 80 名に定員減を図ることを確認する。
- ・工事は対象となる建物内にある生活用具、備品等を当該建物内に置いたまま実施し、工事終了後はそのまま当該建物内でそのまま使用することとしたため、仮設園舎を自己財源で設置することとした。
- ・単年度での工事期間では実施が困難であるため、平成 23 年度と平成 24 年度の 2 ヶ年度にまたがる工期とするため、国及び横須賀市と事前協議を行った。

(6)その他特記事項

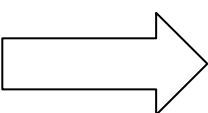
工事費等に要した費用は、総額で 14,423 万円を要した。収入は、国と市からの施設整備補助金等 5,793 万円、県共同募金会配分金 400 万円、自己資金 8,230 万円により賄った。

【経緯の概要図】

※施設構成の変化を表した模式図

(旧)定員 85 名

(新)定員 80 名

幼児寮		幼児寮
(2 階) 学童・男子寮		学 童 寮 2 階フローア ユニットA(10 名) ユニットB(14 名) ユニット(6 名)
(3 階) 学童・女子寮		3 階フローア ユニットA(10 名) ユニットB(14 名) ユニット(6 名)

※年度ごとの整備状況等(準備期間、設計、工事期間、引越し等)

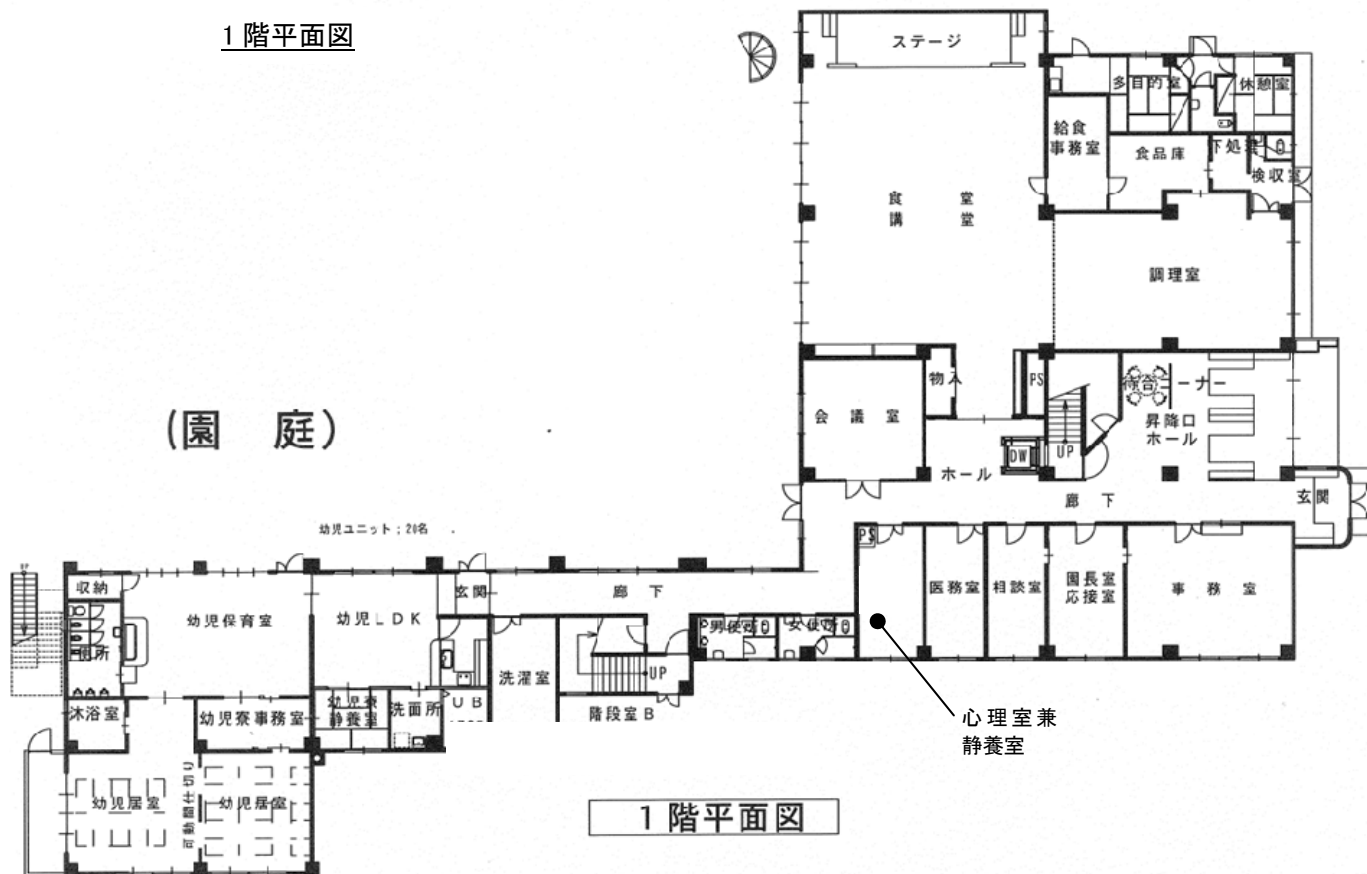
区 分	期 間
準備期間及び設計	平成 20 年 10 月～平成 23 年 6 月
入札	平成 23 年 8 月上旬
仮設棟設置工事	平成 23 年 8 月中旬～9 月下旬
3 階の子ども達が仮設棟へ引越し	平成 23 年 9 月下旬
3 階部分の解体・改修工事	平成 23 年 10 月上旬～12 月中旬
3 階の子ども達が改修された施設へ引越し	平成 23 年 12 月下旬
2 階の子ども達が仮設棟へ引越し	平成 23 年 12 月下旬
2 階部分の解体・改修工事	平成 23 年 12 月下旬～平成 24 年
2 階の子ども達が改修された施設へ引越し	平成 24 年 3 月上旬
仮設棟の幼児向け改修工事	平成 24 年 3 月下旬
1 階の子ども達が仮設棟へ引越し	平成 24 年 3 月下旬
1 階部分の解体・改修工事	平成 24 年 3 月下旬～6 月上旬
1 階の子ども達が改修された施設へ引越し	平成 24 年 6 月上旬
仮設棟の解体工事	平成 24 年 6 月上旬
高圧受電設備の更新工事	平成 24 年 6 月上旬～中旬
竣工	平成 24 年 6 月中旬

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

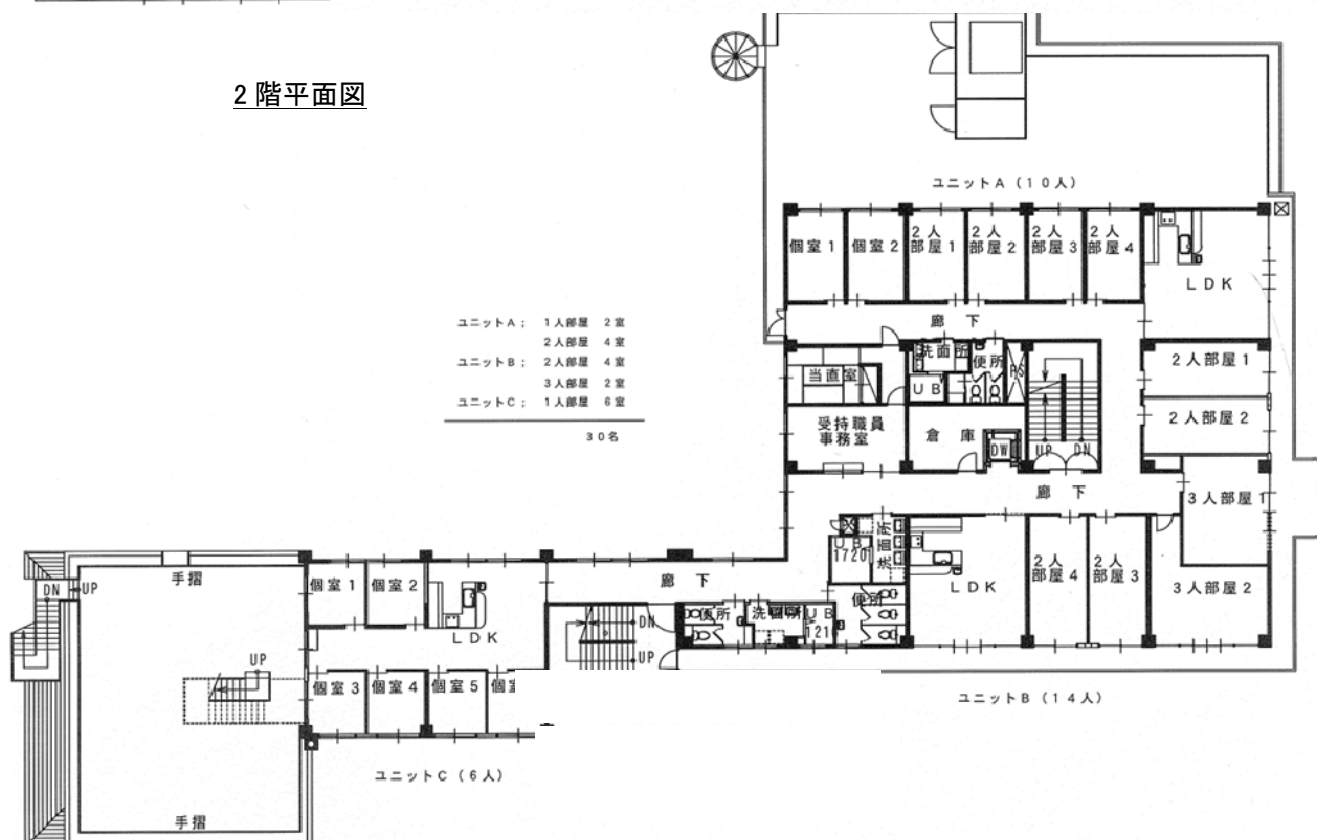
(1) 平図面

〔施設配置図〕

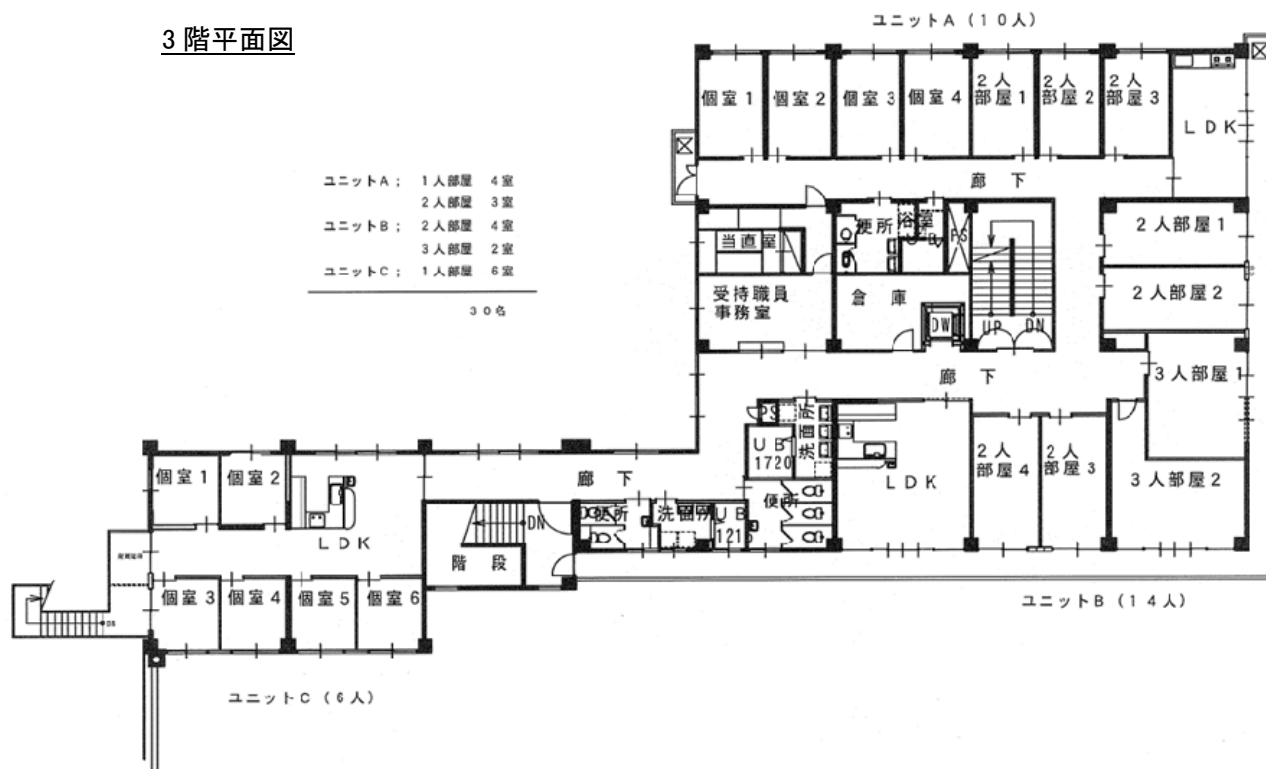
1 階平面図



2 階平面図



3 階平面図



(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性 別	年 齢		昼	夜(宿直)	
紅葉	20	男 9 女 9	就学前 18	常 勤 8	4	1	4人部屋 1 7人部屋 2
明星	10	男 10	中学生 8 高校生 2	常 勤 7 非常勤 1	4	1	個 室 2 2人部屋 4
春風	14	男 14	小学生 14				2人部屋 4 3人部屋 2
希望	6	男 6	中学生 1 高校生 5		2		個 室 6
白梅	10	女 9	小学生 4 中学生 2 高校生 3	常 勤 8 非常勤 1	4	1	個 室 4 2人部屋 3
土筆	14	男 6 女 9	小学生 15				2人部屋 4 3人部屋 2
竜胆	6	女 6	中学生 5 高校生 1		2		個 室 6
計	80	男 45 女 33	就学前 18 小学生 33 中学生 16 高校生 11	常 勤 23 非常勤 2	16	3	個 室 20 2人部屋 15 3人部屋 4 4人部屋 1 7人部屋 2

(3)各施設面積

(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
紅葉	198.70	25.50
明星	143.90	11.68
春風	188.22	18.17
希望	132.15	8.25
白梅	143.90	11.68
土筆	188.22	17.57
竜胆	132.15	8.25

注:「グループ面積計」は、居室、台所、食堂兼居間、風呂、トイレ、廊下の一部の合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【トイレ】



【リビング】



【居室】



【バス】



【その他の生活空間】



(5)間取りの工夫

個室化・ユニット化改修工事は、既存の施設の改修ということで多くの制約がある中、次のような工夫を行った。

- ・経費の節減を図るために、現行の間仕切りを大きく変更することは極力避けた。
- ・大浴場 2 ヶ所を幼児寮のキッチン、ダイニング、浴室及び居室兼静養室に充てることで生活空間の拡大を図った。
- ・幼児寮の静養室兼年少用居室は、職員室から子どもの様子を常に観察できるように観察窓を設置した。
- ・幼児寮の居室は、これまで 1 室であったものを年長、年中、年少の 3 室に分割し、併せて危険防止のために二段ベッドを廃止した。
- ・定員は 85 名から 80 名に定数減を図り、子ども 1 人当たりの居室面積の確保に努めた結果、学童寮居室の面積については、個室で 8.25 m²～11.64 m²、2 人部屋と 3 人部屋で 5.82 m²～8.25 m²と国基準を大幅にクリアできた。
- ・学童寮の 2 人部屋と 3 人部屋については、1 人当たりの占有面積で個室と同程度の広さを確保した。
- ・職員が住み込んでいた空きスペース、娛樂室、図書室および作業室を居室の拡充に活用した。
- ・温もりを持たせるために居室とダイニングルームはフローリングにした。
- ・廊下部分については落ち着いた雰囲気を出すために木目調の腰壁を使用した。

(6)設備の工夫

- ・既存の二段ベッドは桧造りの頑丈な物であったので、経費を節減するため一段ベッドに加工して再利用した。
- ・幼児寮のダイニングルームと保育室には床暖房を設置した。これにより冬期は快適な生活が実現できるようになった。
- ・幼児寮については、風邪等の流行性疾患を予防するため居室兼静養室を整備し、換気設備を充実させた。
- ・学童については、1人1人に専用の学習机、袖机、イス、洋服ダンスを購入した。
- ・各ユニットで食事を摂るため、ダムウェーター(食品など物品を運ぶための小型エレベーター)を設置し、配膳車を購入して利便性を図った。
- ・経費を節減するため既存のエアコンを移設して2室で有効に利用できるようにした。
- ・改修工事に伴う電気容量の増加に対応するため、LEDを導入し、高圧受電設備の更新を行った。
- ・プライバシーに配慮して居室に鍵を設置したが、少数の子どもが部屋に閉じこもる等の弊害が出ている。
- ・開閉が容易にできるようにドアを吊り戸の引き戸を導入したが、軽過ぎて予想以上に故障が発生した。

(7)その他特記事項

- ・横須賀市は新設する施設と当学園の定員を持ってニーズを充足できるとしてきた計画があったことから、大規模修繕による大幅な定員減は望めず、5名減がギリギリの線であった。
- ・神奈川県は、平成10年以降入所ニーズが増加する中、児童養護施設の定員減を認めてこなかったという経緯があり、これまで再整備をした施設にあつては1ユニット当たりの子ども数が10名を超えることが多く、後に国が示した1ユニット当たり6名～8名の子ども数や本体施設の定員の45名といった基準とは異なっている。

4 グループホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

※該当なし

5 各グループの構成を決める上で配慮していること

※グループホームの運営はしていないため、配慮していることについては“3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと”の中で記載済み。

6 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

- ・学童寮は、朝夕の時間帯について極力勤務が厚くなるように配慮している。
- ・小学生が中心のユニット(14名)の食事時間については複数の職員を配置することとしている。
- ・幼児寮については、朝夕の時間帯は最低3名の職員を配置することとしている。
- ・幼児寮の園内保育については、最低2名の職員を配置することとしている。
- ・学童寮については、2階フロアと3階フロアの職員が交互に勤務するようにして、子どもと職員が男女の違いを超えて、交流出来るようにしている。
- ・学童寮の夜勤については、男女がペアになるようにしている。
- ・公休の取得については、勤務表を作成する前に希望を聞いて、調整している。
- ・児童相談所の通所や行事の開催が予定されている時は、必ず勤務日となるように調整して、職員が休日に出勤しないようにしている。
- ・看護師を常勤職員として配置することにより、保育士や児童指導員であるケアワーカーが休憩時間に通院等の業務に時間を割くことが極力少なくするように配慮している。

[交替勤務表]

職種ごとの勤務時間帯表

		0	1	2	3	4	5	6	6:30	7	8	9	9:30	10	11	11:30	12	12:30	13	13:30	14	14:30	15	15:30	16	17	18	19	20	21	22	22:30	23	24
施設長																																		
副施設長																																		
統括主任																																		
指導員・保育士	3F学童寮	A																																
		A																																
		C																																
		D																																
	2F学童寮	A																																
		A																																
		C																																
		D																																
	幼児寮	C																																
		D																																
		G																																
		H																																
	共通	E																																
		F																																
		G'																																
		H																																
家庭支援専門相談員																																		
心理士																																		
看護師																																		
事務書記																																		
職員事務																																		
栄養士																																		
調理員																																		

7 運用上の工夫

(1) 子どもの暮らし方

- ・学童寮については 6 ユニットを整備したが、内 2 ユニットについては構造上の問題から個室の整備が出来なかったため、小学生を中心としたユニットと中高生のユニットに分けた横割りの編成とした。
- ・幼児寮については、縦割りで運営している他施設でいじめ等の問題が発生していることを考慮して形態を変更せず、幼児寮として存続させた。
- ・幼児寮の居室は年少、年中、年長に 3 分割したことで年齢に合った生活リズムが取り易くなった。
- ・生活はユニット単位で行うことを原則とした。
- ・ユニット毎に食事を摂ることとし、食堂を廃止した。
- ・学習机や洋服ダンス等を新調することで、子ども自身が私物の管理を行う意識づけの援助がし易いように配慮した。
- ・部屋割で相性の悪い子ども同士が同室になるのを避けるように配慮した。
- ・長屋方式のために、幼児寮と学童寮 2 ユニットを除いては、ユニットの区切りが必ずしも明確にならない面が残っている。
- ・生活単位を横割りから縦割りに移行するのは慎重に検討することとし、大きな変更はしなかったため、一部のユニットで課題が認められた。平成 25 年度からは子どもの力関係や集団作りという観点から、一部縦割りの要素を加味する方向で検討する。

(2) 食事の提供方法

- ・主食のご飯は各ユニットで職員と子ども達で用意する。
- ・ごはん以外の主食、主菜及び副菜は、調理職員が調理室で調理したものを配膳車に乗せ、ダムウェーター(食品など物品を運ぶための小型エレベーター)を利用して各ユニットに運んでいる。
- ・月 1 回、各ユニットの子ども達が希望する献立によるリクエストメニューの日を設けて子ども達と職員が旧食堂で一堂に会して食事を摂る機会を設けて、子ども達と職員が交流する機会としている。
- ・月 1 回、各ユニットで栄養士と調理職員が巡回して、料理体験を実施するようにしている。
- ・ユニット化により生活スタイルが変わることで、食器類は家庭で普通に使用している陶器類に変更し、調理器具の購入を行った。
- ・最終的には各ユニットでの食事作りを目指しているが、10 名を超えるユニットで自主調理することには、キッチンの広さ等で限界があるとの指摘が出ている。
- ・ユニット調理の試行については、職員の配置数の関係から学習支援等との競合が避けられないので、日課の見直しを行う中、学習支援にボランティア等を導入する方向で検討している。

(3) 権利擁護

- ・施設長による「子どもアンケート」を実施して、子ども達の部屋割や担当職員の決定に反映させている。平成 25 年度から子どもの担当職員については、主担当者と副担当者を配置することとした。
- ・「食事アンケート」を実施して、食事の内容の改善に反映させている。

(4)職員間の連携・孤立防止

- ・自立支援計画の立案に向けて、園内カンファレンス、児童相談所との個別ケースについての検討会、学校と児童相談所とのネットワークミーティングを施設長、副施設長、家族支援専門相談員、心理職員、看護師といった職種が参加して実施し、関係機関間との協働関係の構築を目指して取り組んでいる。
- ・平成 21 年度から職員会議や運営会議の他に、「性教育委員会」、「食育委員会」、「行事・研修委員会」及び「広報委員会」を設置して、全職員の参加を基本に取り組んでいる。
- ・ユニット化を期に、学園としての一体感を保持するために、男子寮と女子寮を廃止して、学童寮に統合して、職員間の交流を意識的に作り出すように組織を変更した。

(5)その他特記事項

- ・運営費の管理については、これまでも、交通費やレクリエーションに要する費用を各寮に一定額の管理を委ねていたもので、とくに変更はしていない。その他の基本的な運営に必要な費用は管理を委ねていない。
- ・職員については、施設長による個別面接と意向調査を実施して、職員の園内異動等に反映している。

8 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・個室や2人部屋になり、自分のプライベートな時間が持てるようになった。
- ・部屋割等で子どもの要望を聞くことが可能になり、相性の悪い者同士が同室になるのを避ける工夫ができるようになった。
- ・食事がゆったりと摂れるようになった。
- ・集団が小さくなったことで子ども間のトラブルが減少した。
- ・ユニット化により上下関係による子ども間の威圧が減った。
- ・個室や2人部屋になったことで生活環境が改善され、整理整頓が苦手の子どもの影響が少なくなり、整理整頓や掃除が出来る子どもが増えた。
- ・ユニット化することで生活単位としてまとまりが出来たことで、食事、入浴、洗濯等の移動の動線が大幅に少なくなって職員から声掛けされる場面が減少した。
- ・毎日、入浴が出来るようになった。
- ・勉強に集中する子どもが増えた反面、自室で勉強するため職員の眼がとどきになくなった。
- ・小さい子ども達は、各ユニットでご飯を炊き食事の準備や後片付けをするため、興味を持って手伝うようになった。
- ・居室の拡充に重点を置いたため、無駄な空間が少なくなったことで学園の建物内で遊べる場所が無くなったと考えている子どもがいる。
- ・年長の子ども達は面倒くさいことが増えたと受け止めている面がある。
- ・子どもが個室に閉じこもってしまう等の問題があり、部屋割等で難しさを感じている。

(2) 職員の変化

- ・ユニット化によって最低必要な職員数を必ず確保しなければならなくなったため勤務のやり繰りが厳しくなり、昼間の時間帯に保育士及び児童指導員以外の職員が応援に入ることが必要になった。
- ・職員が各ユニットに別れて勤務するため職員間の触れ合いが少なくなり、業務がその人任せになる面が見られるようになった。とくに新採用職員へ指導・支援が困難になった。
- ・ユニット化により新たな業務が増える等の人手不足に対応するため、新たに非常勤職員を雇用した。
- ・生活単位がまとまったことで仕事の動線が少なくなった。
- ・キッチンやダイニングが整備されたことで、調理することが身近に感じられるようになり、ユニット毎に料理体験やユニット調理に取り組もうとする意識が芽生えた。
- ・生活単位が分割されたことで、生活の細かいところに目が届きにくくなった。

(3) 管理・運営面の変化

①これまでの運営面の問題点

- ・学童寮はこれまで男子寮と女子寮に分かれていたが寮間の連携や協働がうまく行かず、日課やルールにも微妙な違いが生じて、幼児寮を含めてあたかも学園内に三つの学園があるような風通しの悪い面が認められた。
- ・幼児寮と女子寮は職員構成が女子職員だけということからくる特有の運営の困難さがあった。
- ・子ども達の男女比が違うことから、女子寮に小学生低学年の男子を入所させることが常態化していたが、それに対応する男子職員の配置がなかった。

②個室化・ユニット化による管理運営面の改善点

- ・施設のユニット化を機に男子寮と女子寮を廃して、学童寮として一体化し、職員の勤務をクロスさせることにより、子どもと職員が男女の違いを超えて触れあう生活場面を作りだすよう変更した。
- ・男子と女子が混在するユニットや幼児寮については、男子職員の関わりを担保するため、職員の男女比を変更する必要性が生じ、平成 25 年度に向けて職員の増員を図り、新たに男子職員を増強して、各寮・各フロアーの職員の男女比を変更し、最低でも複数配置することとした。
- ・神奈川県児童福祉施設協議会が取り組んでいる各種行事に学園全体で取り組む体制に変更し、学園としての一体感を醸成していくことにした。
- ・運営方針を「職種を超えて皆で子どもを育てる」という方向性に変更して、各寮や担当者の抱え込みを排除して、家庭支援専門相談員、心理職、看護師、栄養士、調理職員といった他の職種の関わりを強化して、組織として対応するようした。職員の配置については、家庭支援専門相談員、心理職、主任、副主任等の基幹となる職員の参加の中で決定することとした。
- ・個室化やユニット化により入所の受け入れで年齢等の制約が多くなったので、利用する子どものニーズに応えるため、できるだけバランス良い入所受け入れが出来る子どもの部屋割を検討していくこととした。

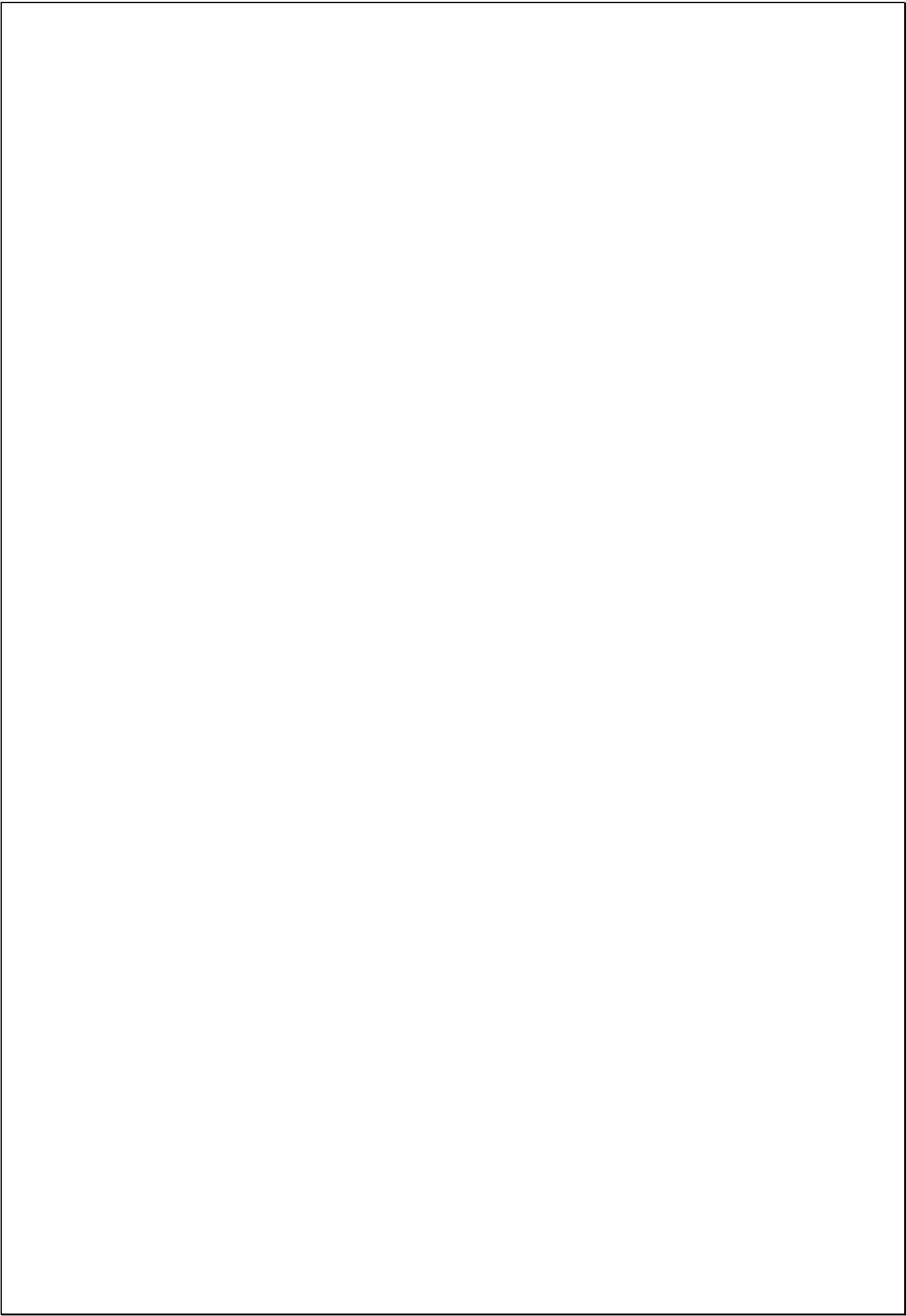
(4) その他特記事項

- ・平成 20 年度、特別支援級に在籍する児童は 1 名に過ぎなかったが、平成 25 年 4 月には普通級に在籍する者が 55%、特別支援級に在籍する者が 45%になる見通しである。これは、子ども達の学力や能力を把握した適切な就学援助がなされたことで増加した面に加え、この 5 年間を見ても子ども達の問題が重篤化し、子ども達の質に大きな変化が起きていることの現れのように思われる。
- ・施設の小規模化・ユニット化は、生活単位が増加するわけであるから、前提条件として職員増が担保されなければ必然的に人手不足が起き、職員の離職等の矛盾が生起するのは自明のことであるので、国が示した目標値をさらに引き上げて職員を配置する必要がある。
- ・平成 25 年度から、当園においては、横須賀市の最低基準の条例化(満 2 歳以上満 3 歳未満 2 対 1、3 歳以上の幼児 3 対 1、少年 4 対 1)を受けて、保育士及び児童指導員を増員する予定である。

9 まとめ

- ・当該自治体の施設整備計画等の進捗状況等から止むを得ない選択肢として、大舎制の建物の大規模修繕工事によりユニット化を図った。ユニット化の視点で言えば、各ユニットの独立性が十分担保出来ない面が残ったが、とにかくにも既にユニット化を図っている他施設の最後尾に辿りつけたというのが率直な感慨である。
- ・大舎であり、職員が住み込んでいた居住スペース等を利用することができたため、最近再整備された施設に比較すると、全体としてやや広めのスペースを確保することができた。
- ・大舎制の建物の大規模修繕によるユニット化であったために、夜勤者の数を3名のまま移行できたことで、職員への負担増を最小限に止めることができたが、反面、ユニット化の目指すところとは、ズレが生じているのかもしれない。
- ・中高生については、子どもアンケートの結果からも個室の整備が大多数の子ども達のニーズに合致していたことがわかったが、反面入所受け入れで制約が多くなり、特に、年長児の受け入れが困難になった。
- ・学園の生活が楽しいと言う子どもの割合が15ポイント高くなった。
- ・自立度の低い子どもにとってはユニット化の中で生活することの難しさがあり、今まで見えていたと思っていたことが、意外と見えていないという現実を教えられ、1人1人の子どもを正確に理解することの大切さや部屋割等の難しさを思い知らされた。
- ・ユニットの運営や子どもの集団構成等で想定しなかった課題も見つかったので、常に子どもの視点に立った見直しを行いながら、最善の運営を心掛けていく所存である。
- ・施設の定員については、国の動向もあり出来る限り削減したいという考えもあったが、行政が求める定員と現在抱えている職員数を考えると85名から80名に減員するのが精一杯であった。3の(7)のその他の特記事項にも記載したが、児童養護施設の施設整備については大都市部が先行して取り組んできたというこれまでの経緯と自治体からの入所ニーズに答えるためには定員減が出来なかったという面(定員増を改築の条件とした自治体もある)があり、国が示した本体施設の定員45名等の方向に急激に転換することは、財政的な問題や里親制度の振興等の難しさから困難が大きいと考えられるので、国においては、こうした経緯と各自治体の実態に即した柔軟な対応をお願いしたい。
- ・学童寮については、大幅な定員減はできないことから、6人ユニット(個室のみ)2ヶ所、10人ユニット(個室と2人部屋)2ヶ所、14人ユニット(2人部屋と3人部屋)2ヶ所としたが、将来の小規模化を見据えて、10人ユニットについては全てを個室化して6人ユニットと7人ユニットに、14人ユニットについては、3人部屋を2人部屋とすることで12人ユニットにすることで、小規模化に向けて本体施設の定員削減が可能な形態とした。これにより本体施設の定員は11人の減員が可能となり、定員を70名程度に下げて、新たに2ヶ所の地域小規模児童養護施設・グループホーム等を立ち上げる計画をしているが、実現は容易ではない。
- ・大規模改修による改修工事であったが、計画立案から完成までに4年の期間を要した。この間、予算化に向けた横須賀市との折衝では、市長や主管課の理解と前向きな対応が不可欠であったことを改めて実感している。

■ 乳 児 院



■ 事例 1 東京恵明学園乳児部(乳児院)

施設を全て小規模グループケア化している事例。

1 施設の基本状況

- (1)施設名 東京恵明学園乳児部
 (2)設置主体 社会福祉法人 東京恵明学園
 (3)認可定員 35名 暫定定員 33名
 (4)併設施設 東京恵明学園児童部(児童養護施設)
 (5)住所 東京都青梅市友田町2丁目714番地1

【施設の現状と経緯】

本体施設5ユニットと別棟2ユニット、施設定員35名のオールユニット型施設である。

【施設の状況】(平成24年3月)

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢			
のぞみ室 (本体施設内小規模グループケア 国の措置費対象外)	6名	男2名 女4名	0歳 1名 1歳 3名 2歳 2名	常勤4名 非常勤1名	2部屋	所有
まなみ室 (本体施設内小規模グループケア 国の措置費対象外)	6名	男2名 女3名	0歳 1名 1歳 2名 2歳 2名	常勤4名	2部屋	所有
なごみ室 (本体施設内小規模グループケア 国の措置費対象外)	6名	男2名 女4名	0歳 2名 1歳 2名 2歳 1名 3歳 1名	常勤4名 非常勤1名	2部屋	所有
みのり室 (本体施設内小規模グループケア 国の措置費対象外)	6名	男3名 女3名	1歳 3名 2歳 2名 3歳 1名	常勤4名	2部屋	所有
あゆみ室 (本体施設内小規模グループケア 国の措置費対象外)	3名	男1名 女0名	0歳 1名	非常勤1名	1部屋	所有
虹の家 (本体施設内小規模グループケア 国の措置費対象)	4名	男3名 女1名	2歳 2名 3歳 2名	常勤3名 非常勤1名	1部屋	所有
光の家 (本体施設内小規模グループケア 国の措置費対象)	4名	男1名 女3名	2歳 1名 3歳 3名	常勤4名	1部屋	所有
計	35名	男14名 女18名	0歳 5名 1歳 10名 2歳 10名 3歳 7名	常勤23名 非常勤4名	11部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

〔別棟 2 グループのグループケア取り組みの経緯〕

- ・平成 21 年 4 月 1 日 学園全体での小規模グループケア設置の検討を開始した。
- ・平成 22 年 6 月 1 日 具体的に 2 グループ設置の方針を確認し、準備を開始した。
- ・平成 22 年 9 月以降各グループで改築前の予定居室で実際に生活体験を行った。
- ・平成 22 年 12 月 1 日平成 23 年度職員体制を発表し、担当職員で検討委員会を設置し養育体制や勤務時間の検討や備品、物品など準備を進めた。
- ・平成 23 年 4 月 1 日小規模グループケア 2 室(児童 4 名×2)を開始した。これにより、本園の各居室人数を 6 名×4 室 3 名×1 室(ベビー室)とすることができた。

〔本園 4 グループのグループケア開始の経緯〕

- ・本園の取り組みは、平成 13 年の改築時よりユニット型の養育システムであったことから、定員の変更(45 名から 35 名)、グループの児童数を減らす(1 グループ 10 名⇒8 名⇒6 名)ことによって、小規模グループケアの基準を満たすことになった。
- ・平成 24 年 7 月東京都所管課より 3 名視察
- ・平成 24 年 8 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課より 3 名視察
- ・平成 24 年 10 月 1 日小規模グループケア 2 室(児童 6 名×2 室)を申請し承認された。
同時に 4 室を申請したかったが年度途中のため職員採用が困難で 2 室とした。
- ・平成 25 年 4 月 1 日残りの 2 室を小規模グループケアに申請し、合計 4 室の小規模グループケア体制を確立(行政の承認を受ける)する予定である。

(2)整備の手順

〔別棟 2 グループの小規模グループケア開設のための整備〕

- ・平成 13 年 8 月現在の本園改築により、小規模化、家庭的養育を目指した現在の本園建物が完成した。
- ・平成 21 年 4 月 1 日定員を 45 名から 35 名に変更。
- ・平成 22 年 12 月 1 日職員宿舎を「安心子ども基金」の補助金を得て改築を開始し、翌年 3 月小規模グループケア 2 室が完成した。この時、別棟の職員宿舎が工事の対象であったので児童の生活には全く支障はなかった。
- ・平成 23 年 4 月 1 日小規模グループケア 2 グループ(児童 4 名×2)を開始した。
職員は正職員 4 名と正職員 3 名+非常勤職員 1 名の各グループ 4 人体制とした。

(3) その他特記事項

- ・平成 13 年建物新築の趣旨は、養育担当制に基づくケアの連続性、家庭的養育、地域支援の充実であった。
- ・小規模化に向けては、職員全体の取り組みとして、話し合いを重ねた。
- ・職員の提案で、実際に子どもたちと小規模生活を体験してみた。
- ・職員全員(調理や心理や FSW なども含め)が個人的にも意見を出しあい、検討した。
- ・約 4 年間職員が手分けをして全国約 20 施設の小規模グループケアを見学させていただいた。

【経緯の概要図】

①平成 13 年全面改築

本園	定員 45 名
4 ユニット	(10 人×4)
1 ユニット	(5 人×1)



②平成 21 年 4 月定員変更

本園	定員 35 名
4 ユニット	(8 人×4)
1 ユニット	(3 人×1)



③平成 23 年 4 月

小規模グループケア 2 ヲ所 設置

本園	定員 27 名
4 ユニット	(6 人×4)
1 ユニット	(3 人×1)



別棟(園舎改築)

小規模 グルー プケア 4 名	小規模 グルー プケア 4 名
--------------------------	--------------------------

④平成 25 年 4 月(予定) 定員 35 名 小規模グループケア 6、他 1 グループ

本園

小規模グ ループケア 6 名	小規模グ ループケア 6 名	小規模グ ループ 3 人 ベビー室	小規模グ ループケア 6 名	小規模グ ループケア 6 名
----------------------	----------------------	-------------------------	----------------------	----------------------

本園内 別棟

小規模 グルー プケア 4 名	小規模 グルー プケア 4 名
--------------------------	--------------------------

※ベビー室はグループケアの扱いではないので小規模グループとしている。

※年度ごとの整備状況等(準備期間、設計、工事期間、引越し等)

●本園の全面改築

1. 準備期間

①平成 10 年法人で改築決定 建設委員会を法人、各施設に設置検討開始

2. 設計経過

②平成 10 年秋 設計事務所の決定 基本設計の検討、基本設計建設計画承認

③平成 11 年 実施設計確定、承認 東京都建設計画及び補助金等承認

3. 工事期間

①平成 12 年 8 月工事開始

②平成 13 年 8 月建設完了引渡し

③1 年間は I 社の社宅を借用し、社宅を利用したの仮園舎生活を送り、この時家庭的な生活実践を体験し、ユニット型養育システムの新園舎建設の妥当性の確認と生活方法のあり方を検討できた。

4. 引渡し及び移転

①建物引渡しは平成 13 年 8 月 25 日

②引越しは平成 13 年 9 月 3 日

5. 本園の生活機能

①定員 45 名を 10 名 4 室と 5 名 1 室で生活することとし、2 室ずつを年長児、年少児に分けて養育したが、入所数の減少により暫定定員が続いた。

②平成 21 年定員を 45 名から 35 名に減員し、承認された。これにより 8 名 4 室と 3 名 1 室に変更した。

③同時期に、4 室を 4 ヶ月以上の子どもの縦割り養育に変更し、愛着形成を重視した体制にした。

●本園内 別棟の改築

1. 平成 21 年より小規模グループケアの設置と場所等の検討を開始した。

2. 平成 22 年春別棟にあった職員宿舎 2 室を改築し、2 グループを設置することを決定。

3. 平成 22 年都の職員宿舎の用途変更許可と「安心子ども基金」800 万円を使つての改築が承認され 12 月工事を開始した。

4. 平成 23 年 3 月工事完了し、23 年 4 月より小規模グループケア 2 室を設置した。これにより本園 6 名 4 室、3 名 1 室、別棟 4 名 2 室のオールユニット型の体制が出来上がった。ただし、23 年にはグループケアの条件を満たしていないことから、6 ユニットの小規模グループケアは申請していない。

5. 引越しは同一敷地内であることと増築的な形なので簡単に終わった。

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

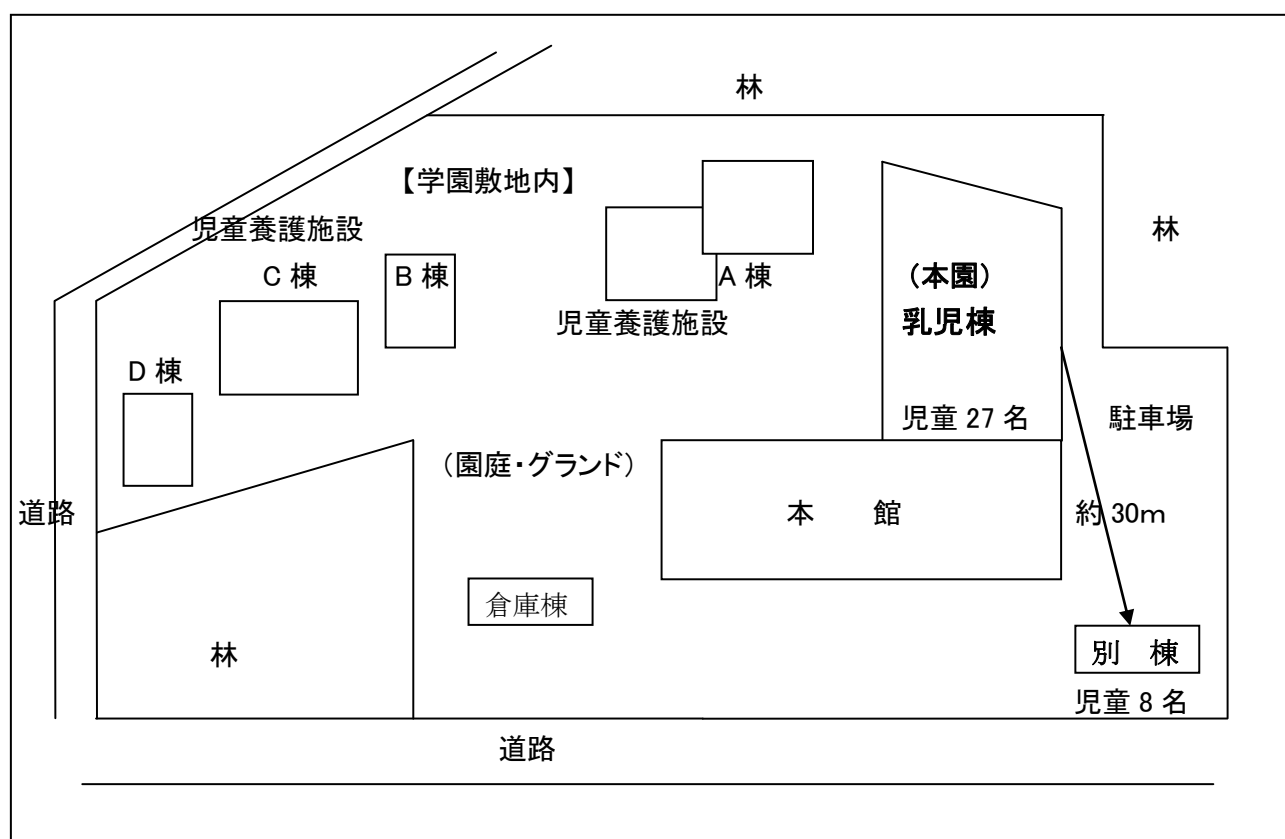
(1) 平図面

平成 13 年、養育担当制を基本とし、家庭的な生活、子どもと職員が少人数で関わることのできる、現在の建物を新築し本園の体制を作った。平成 23 年 4 月 1 日には 2 つの小規模グループケアを設置し、オールユニット化が整ったことになり、平成 24 年 10 月には、新たに 2 グループが承認され、平成 25 年 4 月 1 日には同じく 2 グループの小規模グループケアを申請することにしており、計 6 グループの小規模グループケアを整備する予定である。

現状では、人的配置や建物、運営体制など課題は多く、行政支援の拡充を期待しながら養育内容の充実や人材育成の課題に取り組んでいきたいと考えている。

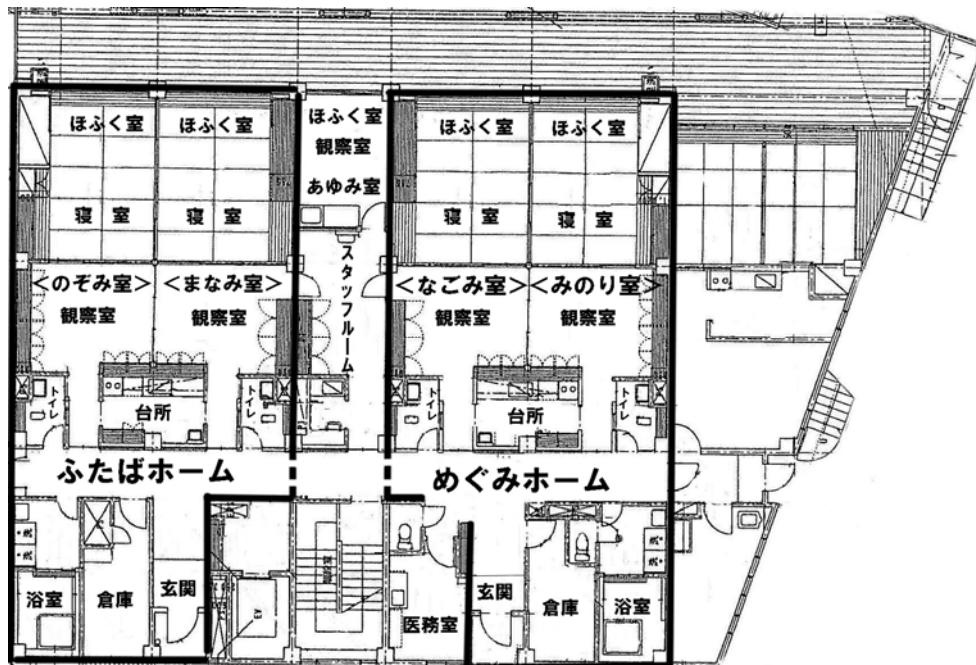
[建物配置図]

本体施設 5 ユニットと別棟 2 ユニット 施設定員 35 名のオールユニット型施設である。



(2) 平面図面

【本園】



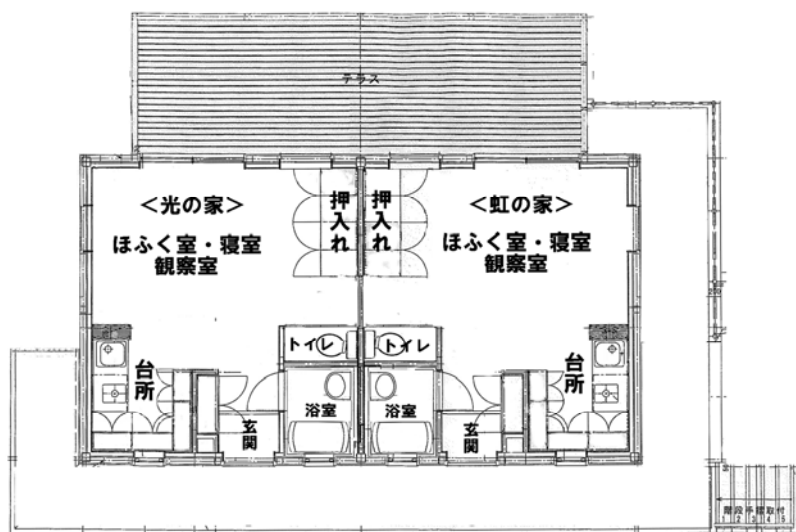
※ベビー室は、ほふく室、観察室である「あゆみ室」に該当する。

〔工夫した点〕

- ・2グループに1つの台所を居室に設けたこと。電磁調理など子どもの安全に配慮した。
- ・ホームに1人の夜勤なので2グループの行き来を容易にした。
- ・ベビー室はスタッフルームの隣にして多くの職員の目が届くよう配置した。
- ・トイレは各グループに1ヶ所一人用を作った。
- ・児童の生活スペースと洗濯室、休憩室等職員スペースを分けた。

【別棟】

あかりホーム



〔工夫した点〕

- ・夜間は夜勤者が泊まることで、生活上の移動はなくし、小規模グループの良さを最大限追求した。
- ・子どもたちがそれぞれの家で落ち着いて生活できるよう間をドア1枚だけにした。
- ・2室1名夜勤なので本園との連絡体制を整えた。コンピューターをLANで結び情報の共有化を容易にした。
- ・各室ワンルーム型にして家庭的な設備は全て整えた。狭い空間をベランダの設置により、遊び場所の広がりや2室の交流、援助を可能とした。
- ・別棟なので不審者対応のため自動照明、セコムへの非常通報システム設置を設置

(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員			職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢			昼	夜(宿直)	
のぞみ室	6	男 2 女 4	0 歳 1 歳 2 歳	1 3 2	常 勤 4 非常勤 1	2	0.4	2
まなみ室	6	男 2 女 3	0 歳 1 歳 2 歳	1 2 2	常 勤 4	2	0.4	2
なごみ室	6	男 2 女 4	0 歳 1 歳 2 歳 3 歳	2 2 1 1	常 勤 4 非常勤 1	2	0.4	2
みのり室	6	男 3 女 3	1 歳 2 歳 3 歳	3 2 1	常 勤 4	2	0.4	2
あゆみ室	3	男 1 女 0	0 歳	1	非常勤 1	1	0.4	1
虹の家	4	男 3 女 1	2 歳 3 歳	2 2	常 勤 3 非常勤 1	1	0.5	1
光の家	4	男 1 女 3	2 歳 3 歳	1 3	常 勤 4	2	0.5	1
計	35	男 14 女 18	0 歳 1 歳 2 歳 3 歳	5 10 10 7	常 勤 23 非常勤 4	12	3	11

注：平成 25 年 4 月より夜勤職員を 1 名(フリー担当)増やし、4 名体制とする。フリー担当はベビー室及び 3 夜勤者のフォロー勤務を行う。

(3)各施設面積

(単位:㎡)

グループ名	グループ 面積計	寝室・ 観察 室・ほ ふく室	トイレ	玄関・ 廊下	台所	風呂	倉庫	ベランダ	園庭・グラウンド
本園 のぞみ室	79.2	37.4	3.0	30.8	6.6	10.0	8.3	10.9	個々の建物に 付帯せず、園 敷地内に児童 養護施設と共 有で、約 1200 ㎡がある。
本園 まなみ室	79.2	37.4	3.0					10.9	
本園 なごみ室	79.2	37.4	3.0	30.8	6.6	10.0	8.3	10.9	
本園 みのり室	79.2	37.4	3.0					10.9	
本園 あゆみ室	18.38	11.1	—	—	—	—	—	7.2	
本園内 別棟 虹の家	30.6	13.5	1.2	2.8	3.2	2.3	—	7.6	
本園内 別棟 光の家	30.6	13.5	1.2	2.8	3.2	2.3	—	7.6	

注：「寝室・観察室・ほふく室」が、居間・居室としての生活空間となっている。

(4)グループの写真

〔本園 4 グループ全て同じ間取り〕

【グループ入口】



【居室】



※3.(5)〔本園〕で説明している“引き戸”



【リビング＆居室】



【リビング＆台所】



【玄関】



【台所】



【ベビー室】



【トイレ】



【浴室】



【廊下】



【プレイルーム】



【スタッフルーム】



〔別棟 2グループ全て同じ間取り〕

【玄関】



【居室】



【キッチン】



【トイレ】



【浴室】



【ベランダ】



(5)間取りの工夫

【本園】

- ・小規模縦割り養育を考える際、0ヶ月から概ね3ヶ月の乳児は、感染症や事故などのリスクが高いことや発達上の配慮から、専用の居室(あゆみ室＝ベビー室)を設けた。
- ・本園の4グループの居室は、夜間2グループを1人の夜勤者で見ることから、2グループの間を引き戸にし(「3.(4)グループの写真」【居室】に示されている“引き戸”を示している)。
、両室が行き来できるようにした。また、双方の職員がお互いに連携することが可能なように、引き戸に小さなガラス窓を複数つけた。
- ・居室内にある台所には入り口には半分の高さのドアをつけ、子どもの入室ができないよう安全に配慮している。

【別棟】

- 2グループも1人の夜勤者であることから、夜間は引き戸を開け両室が行き来できるようにした。非常の際は、ベランダから避難ができるよう避難路を設置した。

(6)設備の工夫

【本園】

- ・1ユニット2グループとし、それぞれのユニットに共用の玄関、台所、浴室を設置し、トイレは幼児用を各室に設けた。特に、台所は養育室内部に作り、大半の食事をここで作ることができるよう設備した(調理室は別に設置し集団給食の基準を満たすようにしている)。
- ・2つのユニットの間にベビー室とスタッフルームを設け、相互の独立性を保つと同時に、子どもの安全と職員間の協働が可能なようにスタッフルームからユニットへの移動ができるようドアを設けた。
- ・廊下側には、3つの玄関があり、反対側にはベランダを設け多方面の避難路を確保した。

【別棟】

- ・2グループ共にワンルームマンション型の部屋とし、それぞれに玄関、キッチン、浴室、トイレを設けた。
- ・両グループの間に、夜間や緊急時用のドアを設けている。
- ・窓側には幅1.5メートルの木製ベランダを作り相互の交流や、洗濯物干し、子どものプレイスペースとしても使えるようにした。

(7)その他特記事項

ここで当学園の構成を文章中の呼び方と学園の呼び方を整理しておく。

【本園】 2ユニット＝2ホーム

4グループ＝4ルーム + ベビー室

【別棟】 1ユニット＝1ホーム

2グループ＝2ルーム

*したがって、3ユニット6グループ+ベビー室となっている。

4 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

【本園】

ベビー室は感染症や事故の危険等を配慮し3ヶ月未満児3名とし、月齢が3ヶ月を過ぎると、他の4グループに移動する。4グループは3ヶ月以上の縦割り養育体制として、愛着関係を重視し、在園中は基本的には他のグループに移動をしないようにしている。一時保護委託、病虚弱児については、個々のケースを判断しグループを決めることにしている。

【本園内別棟】

本園と離れていることや建物の構造上からと夜勤職員1名ということ等で、概ね10ヶ月以上の縦割りで養育することにした。欠員が生じた場合には1歳を超えた新入所児を対象にしている。

職員勤続年数は、短いと2年、長いと8年で平均勤続年数は4.0年である。

(2)各グループの職員体制(平成24年4月1日現在)

本園は、2グループは正職員5名、2グループは4名+非常勤職員の配置で基本5名体制としている。別棟は正職員4名と正職員3名+非常勤1名の4名体制とし、計28名が養育体制に入る職員で、応援職員としては主任、看護責任者の2名を配置している。養育体制の正職員は30名、常勤的非常勤は3名で、合計33名である。なお、ベビー室は看護責任者の管理下で有資格の非常勤保育士が担当している。職員配置基準は(財源根拠は)国基準22名、小規模グループケア加算2名、個別対応職員加算1名、小規模グループケア夜間宿直加算1名、指導員特別加算・自立支援指導員加算など国措置費加算により1名、調理員等から1名流用、東京都サービス推進費を財源とした配置2名 合計30名である。非常勤職員については措置費等の業務省力化加算や非常勤職員加算等を財源としている。職員配置の人件費は財源確保や職員採用、人材育成などの工夫や努力と同時に、配置基準が引き上げられるまでは、かなりの困難を覚悟する必要がある。

(3)各グループの構成の特徴

本園のグループでは、ベビー室以外は職員のチームカラー以外特別な特徴はない。ただ、別棟のグループとの違いとしては、一時保護や重度の病虚弱児の対応をしているので、入所児童のケースによって若干の違いがある。各グループは、グループ会議で話し合いそれぞれの独自性を持ちながら生活できるよう企画運営を行っている。ただし、ユニット内2グループ間の調整とユニット間どうしの調整は、リーダー会議や養育会議を通して、大きな差異や独走、孤立など避けるよう配慮をしている。

(4)その他特記事項

なし。

5 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

1グループ 昼間2人:夜勤1/2人 計 職員は基本本園5名体制、別棟4名体制で勤務を組んでいるが、1室2人の日勤だけでは対応できない時があり、1ホーム5人体制が必要となる日がある。また、子どもの養育時間に様々な事務業務等を持ち込むことができないことや、1人で6人の子どもの見る時間を少なくするために、時間外勤務の多くなることが勤務時間を組む上で難しい課題となっている。

(2) 職員への配慮など運用上の工夫

前月に勤務表を作成するのでその際に公休希望を出してもらい調整する。また、子どもの状況や、職員の状況に柔軟に対応できるよう、数種類の勤務パターンを用意し臨機応変に対応できるようにしている。また、概ねユニット内の調整とするが、常勤的非常勤職員の加算配置を行い応援ができるようにしている。

(3) その他特記事項

基本的に全ユニットが小規模なので、特別にそのためのスーパービジョンを行うことはしない。当学園では人材育成として「目標管理制度」を行っているので、面接を通してのスーパービジョンは、全職員に対して行っている。園長がリーダー職員へ、主任やグループリーダーが養育職員を、副主任が心理や調理職員に対して行っている。ただ、小規模化による精神的な負担が大きくなっていることから、必要な場合は嘱託の精神科医がいるのでアドバイスを受けての個人面談や直接のスーパービジョン等を行うことがある。今後は、職員へのより細やかなサポート体制が必要であると思っている。人材育成については、「目標管理制度」だけでなく、個別研修等の表を用意し外部研修と組み合わせ、具体的な研修システムを策定し、進めていく予定にしている。今は OFF-JT と、担当指導制によるOJTに頼っているのが現状である。

[勤務表]

		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4
本園	早出	A																							
	日勤	B																							
		D																							
		E																							
	遅出	C																							
小規模	日勤	A																							
		B																							
		C																							
	夜勤																								
	夜勤明																								

6 運用上の工夫

(1) 食事の提供方法

【本園】給食調理は、基本的には集団給食体制として児童養護施設と同じ場所に調理室を設け、検品、材料の洗浄、下調理を行い、その後に養育室内にある台所で調理を行っている。栄養士と調理員（4名中3名栄養士）5名が調理室と2つの居室内の台所で業務を行っている。

配置図にあるとおり、2グループに1ヶ所の台所で1名の調理員が幼児食、離乳食を作っている。

家庭的な調理環境によって料理をする音、匂い、温もり、姿が実感できるようにしており、食育の基本はここにあると考えている。

食事は、各グループそれぞれの部屋で養育職員が配膳し食事をする。調理職員は子どもたちの生活を目の前に見ながらの調理ではあるため、子どもの体調等にも即応でき、養育職員との連携も直接取れることは大きな強みである。

【本園内別棟】2グループの食事も本園の台所で作り運んでいる。炊飯や遠足のお弁当など部分的にはそれぞれのグループで調理することもある。

(2) 医療体制の確保

当学園では、4名の看護師のうち1名を看護室責任者として、養育室の所属とせずに、医務・健康管理（予防接種や健康診断など）・通院付添いなどフリーの職員として業務を行っている。本園に医務室があり必要に応じて医務対応や相談・アドバイスもできるようにしている。また、別棟には、看護責任者が朝一番に定時訪問し児童の健康状況の把握や通院の有無など確認している。他の看護師3名は各ユニットに1名ずつ配置しているが、定型的な看護業務は行っていない。看護師の採用が難しく、常時求人を出して募集している状況がある

(3) 権利擁護

学園では、子どもの権利保障を考え平成22年6月に学園独自に作成した憲章の『虹色のやくそく』がある。各グループは「虹色のやくそく」に沿った養育目標を設定したり、日々の養育を振り返るための指標として活用し、養育の質を向上を図ると共に子どもの権利保障に取り組んでいる。

また、「サービス向上委員会」を設け、月1回会議を実施して、各ルーム会議や意見箱に寄せられた子どもの生活や権利保障に関する意見を基に話し合いを行い、職員会議にて報告し、子どもの権利擁護につなげている。園長や主任は日常的に居室を訪問し、子どもたちとの交流をしながら、職員とコミュニケーションを図り課題の把握やアドバイスを行っている。

(4) 職員間の連携・孤立防止

【本園】では、2ユニット4グループ及びベビー室が隣り合って並んでいることから孤立や連携の問題は少ないが、朝の連絡会や夜勤者が勤務につく際の申し送りを通し、全グループの状況を確認している。ただ、ユニット内のグループの独立性を強くすると、グループ間の細やかな情報共有が難しくなるので、職員が意識的に情報交換するよう促している。

【別棟】2グループは、勤務の関係、建物の関係で密接なこともあり相互の連絡や連携を常時取ることが出来る。日中の本園との関係については、毎朝看護師が定時に訪問することや、食事を本園に取

りに行く時、記録を本園スタッフルームで行う時になど情報の交換ができ問題は少ない。

難しいのは夜間(夜勤者1名)の孤立感の解消や安全性の確保をいかにするかということである。緊急連絡の電話ルール、住み込み職員(7名)の応援体制、民間警備会社との契約による防犯ベル設置などにより防災体制強化を図っている。ソフト面で心理的負担軽減を図るために人的支援体制をつくることが大きな課題である。限られた人数ではあるが平成25年4月より夜勤を3ユニット3名から4名にして、夜間の定期的訪問支援体制を強化することにした。

【本園・別棟】 毎月のグループ会議には、議題にメンタルヘルスを設け、グループカウンセリングなども行っている。

(5) その他特記事項

防災については、新任職員は入職時園内の職員宿舎(乳児棟2階7名)に住み込みすることになっているので、緊急時階下の乳児居室あるいは別棟の居室への応援ができる。その他民間警備会社への防犯通報、防犯カメラ、電子錠による安全確保を図っている。また、園長、主任、看護責任者は学園から1Km以内に居住しているので、夜間の緊急時対応は幹部クラスが駆けつけることが可能である。児童養護施設が同一敷地内にあることも安心要件である。

環境整備、洗濯に関しては、非常勤の用務員が洗濯・清掃をし、外部環境整備にはシルバー人材センターの派遣1名が週2日3時間でエントランスや建物外部、排水などの清掃管理をしている。一方、別棟では、各グループ養育職員が業務の一貫として行っている。

7 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

【本園】 子どもの人数が 6 名になり、少人数の子どもを少人数の職員が養育することで、生活を共にする職員との関係を深め、より安定した生活が出来るようになってきた。別棟に比べ養育以外の職員の出入りが多く、落ち着いた養育環境を維持するには工夫が必要である。

【本園別棟】 より家庭に近い環境の中、職員が家事全般(調理以外)を担う事から、生活の営みが遊びに反映され遊びの幅が広がり、職員の姿を見て率先してお手伝いをする事が増え、自発性を育む事ができている。普段から園外へと出掛ける機会が多く、室内では月齢に適した遊びを数多く取り入れ、充実した活動内容を工夫出来ていた為、社会性の発達を促し体力の向上へと繋がっている。

(2) 職員の变化

【本園】 職員と子どもの関係がより強く繋がるようになり、職員の意識にも養育室の個別化とチーム力を要求されるようになり、職員の個別の養育力、専門性が要求されるようになってきた。リーダー職員も少人数の職員によるチーム作りのためのリーダーシップが重要になり、難しさを感じている。一方で、より少数の子どもへの理解や関係づくりのためゆとりを感じることもある。

【本園別棟】 家事全般(調理以外)を担う事から、子どもたちと一緒に生活を組み立てる意識が強く、活動に合わせ柔軟に生活の流れを考えていくことができる。

チームとして子どもたちの育ちを支えるという意識が高まり、日々の情報共有を大切に、個を大切にしたい養育を工夫できるようになっている。園外へと出掛ける機会が多いため、地域との交流を意識する事も広がった。

一方、2 人勤務の時間帯以外では 4 人の子どもたちに対して 1 人の養育者が養育する時間があり、子どもたちの様々な行動に対し、感情をコントロールして適切な関わりをする事の難しさを感じ、職員 1 人ひとりの養育力や専門性の向上の必要性を感じている。

(3) 管理・運営面の変化

オールユニットを小規模化することで、退職などで職員体制に変更が必要になったとき、グループ間の異動が難しくなった。応援職員を適正に配置していないと急な欠勤(病気、出張、入院付添い、忌引きなど)への対応が困難になる。各グループの主体的な活動や行事等の取り組みに伴う経理や事務関係が煩雑になるので、IT 等のシステム化や職員の事務対応力の向上も必要になってくる。小規模化が望ましい養育展開をするためには、管理運営面について園長はじめ幹部職員のマネジメント力の向上も重要な課題になると思われる。学園ではライン組織の図表化、会議の位置づけ、責任関係の明確化を図ると同時に、会議日・時間の合理化を行った。グループのチームワークを高めるために、ルーム会議(グループ会議)を基本にしたボトムアップを考えてきたが十分な成果が得られていない。

(4) その他特記事項

児童相談所等外部機関との関係については、制度構築前より管理、対外担当者と養育職員との間で明確に業務分担していたので、問題はなかった。具体的には一般的な対外対応は園長、主任が担い、親・里親・ショートステイ関係は副主任を中心に家庭支援、里親支援、心理職員など専門相談員が対応することにしている。もし、養育職員が兼任していることがあると養育職員が現場を離れることになり注意が必要である。つまり、これから小規模化を検討する場合には、その施設にあった形での適正な業務分化をしていないと、混乱や一方への偏りが生じることが危惧される。

8 まとめ

- ・園長はじめ幹部職員が小規模化の必要性を明確に確認しておくことが必要。特に法人や施設の理念に沿うものであるのか、法人役員が理解できる内容として一致していること。
- ・建物の改築、改修、建替え、など必要な場合も多いので具体的な課題を明確にすること。
- ・職員の意識がシステムの小規模化ということではなく、養育の小規模化、家庭的養育体制として皆で理解、一致すること。システムができて養育内容は向上せず、勤務もきつくなる可能性もあることは理解しておくこと。その上で子どもたちのために必要として進めるのか、別な道を探すのかを考えることは重要。
- ・職員意識の現状把握のために全員の意見や、意識を調査し、検討のための取り組みを行うことを通して共通理解が高まる。
- ・オールユニットを追求するのか、1 または 2 つの小規模グループケアを目指すのかを明らかにしておくことは重要で、小規模化の意味合いが異なる側面があるので注意をすること。
- ・人員配置については、措置費経常事務費の収入内容や助成金等の資金状況を少し長いスパンで検討し、自施設での可能性と限界を明確にして事業計画を立てることも重要である。
- ・人員配置については、1:1 の配置がなければグループごとのローテーションと養育外の様々な業務(記録、係り、物品管理、委員会等)や出張、病院付添い、会議、年休、病休など難しいと考えておかねばならない。

【参考】 1:1.3 になった場合の職員配置数計算

(例)定員 30 名、小規模グループケア 6 グループ(児童 5×6 ユニット)、職員配置 1:1.3 の場合

養育職員数 $30 \div 1.3 = 23$ 人 小規模グループケア加算 6 人 被虐待児等個別対応職員 1 人、夜間宿直加算 1.5 名 指導員特別加算+自立支援指導員 1 名 職員合計 32.5 人

30:32.5 の配置なので実質 1:1 を超える配置が考えられるが職員をグループごとに配置しローテーションを組み立ててみて、適切な養育体制になるかを検討するとよい。

- ・グループの小規模化は、日常に関わる職員の数と児童の数が少なくなることによって個別担当者の関係性と同時にグループ内の担当以外の職員と子どもの関係がより強くなる、このことの意味を愛着の視点から明らかにしておくことが必要である。
- ・小規模化は、幹部職員、リーダー職員の担当職員への指導と支援がその内容を大きく左右するので、各個人の資質向上を図ると同時に、風通しの良い、コミュニケーションがスムーズな組織作りが大切になってくる。現実にはこの点がなかなか難しい課題である。

※ 小規模化に当たっては、東京都に小規模グループケアへの考え方を整理して説明し、現場の建物を見てもらうようにした。さらに、厚生労働省の方々にも学園を見ていただき、東京都にもその経過を報告した。東京の乳児院では、定員減は当面難しそうで、36 名以上の施設はオールユニットでも 6 グループが認められないようである。この点では、小規模グループケアの承認基準における定員の引き上げや、経過措置を設ける、あるいは地方自治体に弾力化を指示することなどが必要と思われる。

■ 事例 2 麦の穂乳幼児ホームかがやき(乳児院)

小規模グループケアを1グループ実施している事例。

1 施設の基本状況

- (1)施設名 麦の穂乳幼児ホームかがやき
- (2)設置主体 社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会
- (3)認可定員 15名
- (4)併設施設 児童養護施設 児童家庭支援センター
- (5)住所 岐阜県中津川市千旦林 1468 番地の 52

【施設の現状と経緯】

- ・平成 13 年度の開設当初 15 名定員の本体施設のみ
- ・平成 17 年 6 月 本体施設プラス小規模グループケア 1 か所(敷地内の別棟を使用)
- ・平成 18 年 1 月 本体施設内も日中は全て小規模グループケアを実施(5 グループ)
- ・平成 22 年 4 月 2 か所目の小規模グループケアの認可を申請したが、夜間帯もグループケアを実施していなければ許可できないと返答される。
- ・平成 25 年 4 月 2 か所目の小規模グループケアを申請予定。

【配置図】

- ・認可された小規模グループケアは本体施設の 2 階スペースで実施。
- ・平成 25 年 4 月を目途に 2 ヶ所目の小規模グループケアを申請する予定の建物は、本体施設から 100 メートルほど離れた場所に職員寮があり、その中の世帯用の部屋をリフォームして小規模グループケアに使用している。

【施設の状況】

【施設の種類】	児童 定員	児童現員			職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢				
本体施設内 小規模グループケア (国の措置費対象)	4 名	男 1 名 女 3 名	2 歳 3 歳 4 歳以上	2 名 1 名 1 名	常勤 3 名	3 部屋	所有
計	4 名	男 1 名 女 3 名	2 歳 3 歳 4 歳以上	2 名 1 名 1 名	常勤 3 名	3 部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

- ・平成 17 年 4 月に岐阜県へ「乳児院の小規模グループケア申請書」を提出する。
岐阜県健康福祉部子ども家庭課が視察に来園、従来の職員寮の世帯用スペースのままでは乳幼児の生活スペースとしては改善が必要と助言され、脱衣場、浴槽、ベランダ等のリフォーム工事を実施し、平成 17 年 6 月より認可される。(リフォーム等の費用は全て法人からの持ち出しとなる。)
- ・18 年 1 月、小規模グループケアの取り組みを開始して半年が過ぎ、振り返りの中で少人数の養育単位での生活が子どもにとって落ち着きと成長を促すといった実感があり、本体施設の子ども達も、日中少人数(3~4人)で保育を展開する方向へ意見交換を経て取り組み開始。
- ・平成 22 年 4 月に岐阜県へ 2 か所目の小規模グループケア申請書を提出したところ、それまでは夜間帯は本体施設と合同で就寝している状況を認められていたが、日中だけの小規模グループケアでは認可できないとの判断で不認可となる。
- ・それに加えリフォーム工事を実施した小規模グループケアの拠点では、夜間帯に職員と一緒に就寝していないとの理由で不認可となる。⇒平成 17 年度に認可された拠点から本体施設の 2 階へ小規模グループケアの拠点を変更し、夜間帯の職員連携を円滑にするように指示をいただく。
- ・小規模グループケアを夜間帯も全て実施しようとすると、現状では職員の夜勤回数や宿直回数が増加してしまい、結果的に職員のバーンアウトに至ってしまうリスクが高い。実際に小規模担当職員に連続して宿直の勤務シミュレーションをたてて試行してみたところ、「短期間なら頑張れるが何年も継続して行うのは困難では」「自分の力量では不安である」といった意見が強く、夜間帯の不安感の強さを再認識させられた。

(2)整備の手順

- ・平成 17 年に小規模グループケアを 1 か所開始するために、職員寮の世帯用の空き部屋を使用できるよう法人内で調整。
- ・小規模グループケアを実施するにあたっての施設整備費の公的補助が認められなかったため、法人の理事会において乳幼児が生活できるように施設内を整備するための予算を計上し承認される。
- ・小規模グループケア準備委員会を立ち上げ具体的な勤務形態の計画を立て、実施するにあたっての打合せを 2 か月にわたって話し合い、継続的に実施できる職員体制を検討。
- ・小規模グループケアを開始する前は、夜間帯も小規模グループケアの拠点において就寝を共に行う計画を立てたが、当時は管理宿直職員も認められておらず夜勤回数が膨大になってしまうため、日中のデイケアを小規模化する方向で再検討する。
- ・職員寮の 1 階スペースを使用するため、2 階で生活している職員(乳児院職員と児童養護施設職員)の理解と協力が必要なため、法人全体で小規模グループケアを実施する意味と方向性の確認を丁寧に行う。

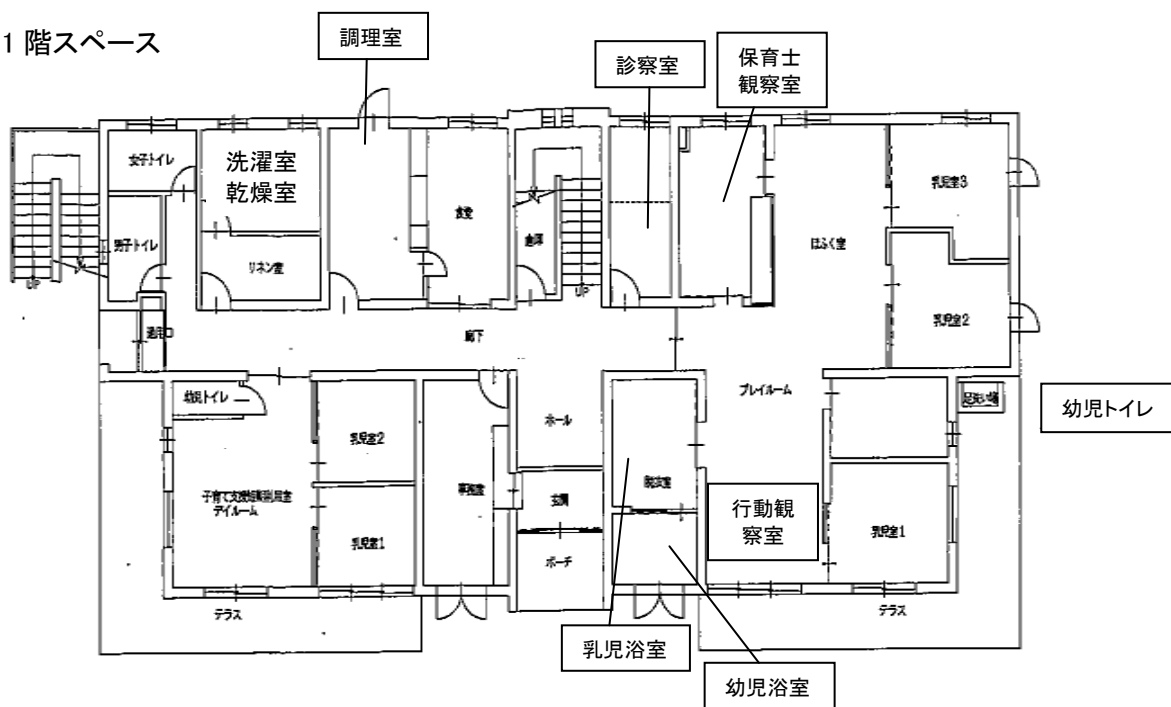
(3)その他特記事項

- ・小規模グループケアを実施する中で施設整備・勤務体制の変化の必要性が出てきた時に、その都度現場で動く職員と施設長や主任的立場の職員との話し合いを丁寧に実施し、情報の共有、納得と了解を大事にしながら進めていくことが重要であると痛感した。
- ・「より快適な生活環境を整えよう。」といった職員意識の変化が見られ、住環境を職員自身が『自分の問題として』とらえてくれたことが大きなメリットである。

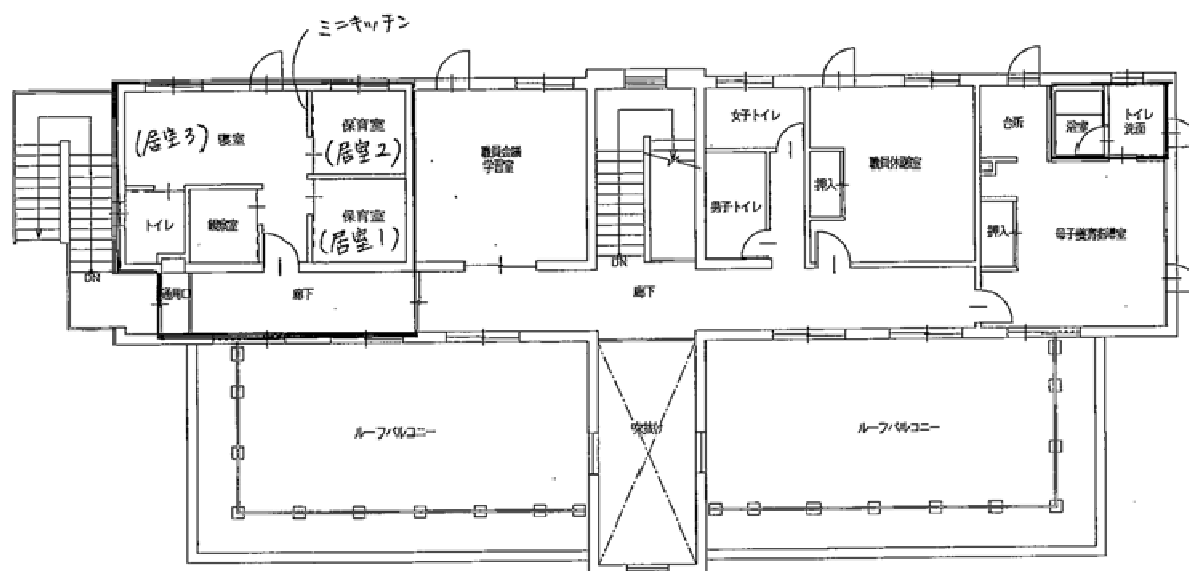
3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平図面

1 階スペース



2階スペース



〔工夫した点〕

- ・部屋数を多くし、なるべく養育単位を小規模化した取り組みができるように配慮した。
- ・各部屋の照明を明るくし、麦の穂乳幼児ホームかがやきの名称のように明るい雰囲気を大切にしました。

(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
本体施設内 小規模グループ ケア	4	男 1 女 3	2 歳 2 3 歳 1 4 歳以上 1	常勤 3	3	0	3
計	4	男 1 女 3	2 歳 2 3 歳 1 4 歳以上 1	常勤 3	3	0	3

注：夜は本体施設にて生活しているため宿直は置いていない。

(3)各施設面積

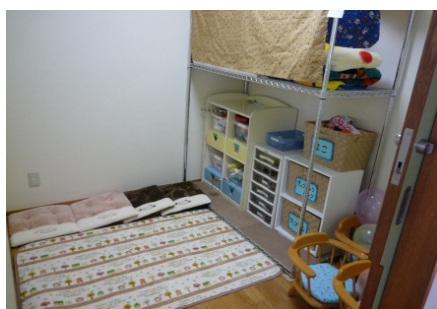
(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
本体施設内小規模グ ループケア	32.2	約 8.47

注：「グループ面積計」は、居室、ミニキッチン、トイレ、洗面所、観察室の合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【居室 1】



【居室 2】



【居室 2】



【ミニキッチン】



【トイレ・洗面所】



【観察室】



【浴室】



【廊下・2F 通用口】



(5)間取りの工夫

- ・部屋が 2 階にあるため、本体施設の玄関からも出入りができ、尚且つ非常階段からも出入りができるようにしている。(緊急時の避難経路確保のため)
- ・外に面する窓の高さは床から 105 cm以上の高さになっており子どもが乗り越えられないような間取りとなっているが、居室は子どもでも移動できるイスなどあるためそれを使って窓によじ登り転落することがないように窓格子を設置した。保育室の窓格子が無い部屋は子どもが登れるイスや遊具を置かないことで統一。
- ・緊急時に本体施設の事務所とグループケアの部屋との内線のやり取りができるように電話を設置している。

(6)設備の工夫

- ・子ども達が自分で自由に玩具・保育材料等を出し入れできる収納棚と、保育者が保管・管理すべき物品の出し入れができる棚を両方設け、子どもの自主性を伸ばす取り組みと安全面での配慮の両方を意識した設備にしている。
- ・居室は床暖房にしており、廊下はカーペットを敷いて寒暖の差を少なくするように配慮している。
- ・2 階出入り口からの非常階段に屋根を設置し、雨天、降雪時などに子どもが安全に昇降できるようにした。
- ・2 階出入り口の非常階段や館内の階段に、子どもが安全に昇降できるよう、子ども用の手すりを設置した。

(7)その他特記事項

- ・障害を抱えている子どもや眼科受診、耳鼻科受診が多い子どもがいるため、日中のグループケアには確実に 2 名の職員配置が必要である。
- ・夜間においても、子どもの健康状態の観察および緊急時の対応のためには 1 人の夜勤者での対応ではリスクが高いため、1 階の本体施設との連携が密にとれるように、夜間は合同の職員体制にしている。
- ・施設長、基幹的職員、保育士、看護師の複数名が施設の敷地内の職員寮で生活しており、てんかん発作、熱性けいれん、新生児の突発的な発熱等の緊急時には、すぐに対応できる体制を継続している。
- ・嘱託医も施設から車で 5 分程度の近距離におられるため、緊急時の携帯電話での対応をお願いしている。
- ・浴室は同じフロアにある別室の浴室を活用している。

4 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・4歳女児、3歳男児、2歳女児、2歳女児の4名のグループであるが、両親の面会が少なく発達に課題のある子どもが含まれているため、病院受診やリハビリ受診の機会が多い。それだけ個別の関わりが必要な子どもを意図的に選んでいる。うち4歳の女児はB1の療育手帳を取得しており、咀嚼が上手くできない事に加え、発語のない状況である。
- ・子どもの好奇心を満たし、家庭的でダイナミックな活動(買い物、外出、地域行事への参加、幼稚園の子育て広場等)を展開できるよう、興味関心が近い年齢発達の子どもを同じグループにしている。

(2)各グループの職員体制

- ・4名の子どもの担当者を配置し中心で関わっているが、夜間帯は本体施設の子ども達と一緒にするため日中保育に入る職員を固定化せず、意図的に他の保育者も関われる体制を作っている。
- ・複数の職員が関わるため、「情報の共有化」を非常に重要なポイントと位置づけている。またねらいを持った毎日の保育計画を立案し、基幹的職員や主任職員、施設長に報告するようにしている。
- ・リハビリ受診等で受けた助言内容や成長に応じた配慮事項なども、個人のファイルに保存し、全職員が閲覧し共有するなど、日々の保育内容に組み込めるように配慮している。

(3)各グループの構成の特徴

- ・性別は女児3名と男児1名であるが、男児は幼稚園就園をさせているため、女児3名よりも様々な刺激を受ける中で育っていると感じている。
- ・女児3名については発達の速度がそれぞれ異なるため、リハビリ受診、病院受診等々に柔軟に対応するための応援職員として、事務員、看護師、個別対応職員、施設長がフォローをしている。

(4)その他特記事項

- ・日中のグループケアを丁寧に行うと、子ども相互のつながりが非常に強くなる。そのため、親の面会時はグループケアの部屋とは別の部屋を面会場所として設定する等の配慮が必要となっている。
- ・病院受診やリハビリ等で個別対応が必要な場合も、グループメンバーに丁寧に説明する必要がある、子ども一人一人の心情に配慮した取り組みは重要であることに気づかされている。
- ・食事については、本体施設の調理場で調理したものをグループケアの場所に調理職員や栄養士が運ぶ形をとっているため、子ども一人一人の体調、食事の形状、配慮事項等を細かく報告しており、情報の共有化が重要であると痛感している。
- ・グループケアを重視すればするほど、職員間の連絡や、職員相互の認め合いや支え合いの重要性を再確認している。

5 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

昼間 2 人：夜勤(本体施設と合同のため)0.5 人 計 2.5 人体制

- ・固定的に入る職員数は以上であるが、リハビリ受診、病院受診等が毎週入るため、その都度応援職員の配置を考えなければならない。

(2) 職員への配慮など運用上の工夫

- ・新任職員がグループケアに入る場合は、応援職員を予め配置する必要がある。子どもたち一人一人との関係構築をはじめ、特性や留意事項を頭に入れる必要性が強くある。
- ・個別のグループケアを重視すると子ども一人一人の好みや要求も高くなるため、職員と子どもの関係性をその都度確認していく必要がある。
- ・職員の休日前と休日後の情報共有化がとても重要であるため、子ども一人ひとりの健康面の把握に加え、職員自身が情報を伝達する力量を向上させる意欲が必要である。
出勤時に連絡帳の確認を義務化し確認サインをすることで伝達漏れの無いようにすると同時に、グループケア中の子どもの突然の発熱や怪我については、確実に本体施設の事務所へ連絡を入れ、基幹的職員、看護師、事務員、施設長などが確認に行く体制をとっている。

(3) その他特記事項

- ・現在小規模グループケアが認可されている 1 グループだけではなく、本体施設も全てグループケアを実施しているため、毎月のケース会議の時間を重要視している。特に、ケースカンファレンスを丁寧に実施したいため、施設長、基幹的職員、養育主任、家庭支援専門相談員、法人内の児童家庭支援センター相談員、心理担当職員にも同席してもらい実施している。
- ・毎月のリーダー会議や主任者会議では職員育成をテーマに課題や良い点を振り返り、グループの職員に還元していく取り組みを行っている。
- ・毎月のグループ会議で子どもとの関わりを振り返るための読み合わせと意見交換の時間を設け、自己の振り返りや権利擁護についての意識を深める取り組みを行っている。
- ・15 名定員の小さな乳児院であるため、乳児院単独で心理担当職員を雇用しにくい点が大きな課題である。

6 運用上の工夫

(1) 食事の提供方法

- ・朝食と夕食は本体施設の食堂で、昼食は小規模グループケアの食堂で食べている。調理は全て本体施設の厨房で行い、炊事職員が小規模グループケアの拠点まで食事を運んでもらうようにしている。

(2) 医療体制の確保

- ・朝の夜勤明けからの申し送りを全て記録に留め、子ども一人一人の体調・配慮事項・内服薬などを確認してからグループケアに移動する形を徹底している。
- ・朝の時点で発熱が見られたり、受診の可能性が考えられる場合は、その都度FAXで嘱託医へ情報提供を行い、指示を仰ぐ形をとっている。
- ・受診やリハビリ受診が予定されている場合は、看護師、事務員、基幹的職員、個別対応職員、施設長と連携をとり、受診対応の調整を行い、グループの変更・合同も柔軟に行える体制をとっている。

(3) 権利擁護

- ・夜間は本体施設と共同して対応するため、朝と夕方の申し送りを丁寧に行うことが、権利擁護の視点においても良い環境となっている。小規模グループケアの担当者が終日孤立した勤務体制になることは無いため、子どもの体調について、突発的なけが等について随時連絡する体制をとっている。
- ・緊急時には本体施設に連絡が取れるように、小規模グループ専用の携帯電話を準備し使用している。

(4) 職員間の連携・孤立防止

- ・本園では終日職員が一人で子どもたちを保育看護する体制ではないため、職員の孤立化は防止できていると感じている。
- ・対応する職員の経験年数によってはグループケアを負担に感じている様子も伺われるため、新任職員において就職してから半年間は、指導的立場の職員と合同でグループケアを実施する体制をとっている。
- ・権利擁護のため、小規模グループケアの毎日の保育計画の確認を本体施設の事務所において基幹的職員と施設長で実施するとともに、夕方の申し送りで状況報告を行い、日々の動きについて確認、連携できる体制をとっている。
- ・グループごとに連絡ノートを作り、細かく情報を共有できるようにしている。

(5) その他特記事項

- ・認可を受けている小規模グループケアのグループだけではなく、本体施設の子どもたちも全て少人数の養育体制で取り組んでいることもあって、小規模グループケアが特別な取り組みではなくなってきた。
- ・そのため、平成 17 年度小規模グループケア開始当初と現在と比べると、職員相互の情報の共有化に対する意識が格段に良い方向に変化してきている。
- ・グループケアを推進するほど子どもの体調の変化や受診、保護者の面会等で毎日のように勤務を調整する必要があり、勤務表通りの勤務体制だけではなく柔軟な対応が必要。そのため日々の状況確認が必要になってきており、施設長はじめ職員全体の乳児院での業務に対する意識改革が重要なポイントであると思われる。
- ・小規模グループケアの認可を受けている居室をはじめ、子どもが使用する拠点ごとの地震・緊急時のマニュアルを作成している。

7 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・個々への応答的なやり取りができる環境になるため、語彙数が飛躍的に増加した。
- ・職員がいつも見えていて息遣いを感じられる場所におり、昼寝等が落ち着いて眠れるようになってきた。
- ・子ども同士の仲間意識が強くなり、グループ内の子ども同士、刺激を与え合いながらのやり取りがとて多くなった。子ども同士、大人と子ども間のモデリングによる成長が著しくなった。
- ・自分自身の持ち物・居場所に対する意識が強くなった。
- ・子ども相互の関係が強くなった分、家庭引取りや措置変更やの際に、施設に残る子どもが精神的につらくなる様子が伺われるようになった。(不安がる、食欲が落ちる等。)
- ・親の面会時等に、面会以外の子どもの反応が強くなってきている。(グループ内の仲間意識が強くなり面会に来た親が誰の親で、自分自身の親の面会がいつあるのかを気にするようになってきた。)
- ・生活の流れが理解しやすく、見通しが持ちやすいため生活全般が落ち着いた。

(2) 職員の変化

- ・子どもとの関係が密になり、仕事のやりがい向上する。
- ・住環境についての意識が向上し、より心地よい空間づくりについて主体的な工夫ができるようになる。
- ・少人数の単位で動くことにより、時間通りの日課にしばられずに柔軟に対応できる幅が持てるため、日々の関わりに余裕を持つことができる。
- ・決まった時間に休憩時間が確保できず、子どもが昼寝中に小規模拠点で拘束された休憩をとる形となっているが、相互の了解のうえで成り立っている。(小規模拠点とは、グループケアを実施している部屋のことである。)
- ・子どもの体調不良・受診や面会・親対応などが入ることが日常的にあり、情報収集にかなりアンテナを張らないと全体把握が難しい。
- ・対応する職員の経験や力量、子どもとの関係性によって子どもの表現が変化するため、職員自身の振り返りになる反面、自信喪失等のリスクがある。

(3) 管理・運営面の変化

- ・小規模化を推進するほど職員の配置基準を増やさないと対応できないため、措置費の事務費に対する職員人件費の割合が非常に高くなる。
- ・職員の人材育成とケースカンファレンスを実施する機会を意図的に作る必要があり、子どもと関わる以外の勤務時間の確保が必要不可欠。現状では勤務時間外の取り組みが多くなってしまう。
- ・発達に課題のある子どもの対応が多くなり、応援職員の増員を余儀なくされる。しかし子どもとの信頼関係ができていない職員では対応が困難となるとともに、施設内の職員が職種に関係なく様々な情報を把握しておく必要があり、業務の幅が広がってしまう。そのため職員によっては、就職時の条件と実際の業務の内容にズレがあるのではないかと疑問に感じてしまう面もある。

(4) その他特記事項

- ・児童相談所や県の主管課からは小規模グループケアの現状は把握しにくい様子で、「何故職員数がそんなに多く必要なのか？」といった疑問の声が聞かれた。
- ・子ども一人一人の発達状況や障害の有無によって、グループケアの業務が非常に複雑で膨大になるという状況が伝わりにくく、行政への伝達事項が多くなってきている。
- ・現行の措置制度では、障がいを抱えた子どもに対する職員加算の制度が無いため、グループケアを丁寧を実施した結果、子どもの発達促進にはつながるものの、3歳を超えた子どもの増加による事務費の減額が施設運営や経営面において深刻な問題になってきている。

8 まとめ

- ・乳児院における小規模化は建物や住環境の小規模化ではなく、「養育単位の小規模化」である。つまり、子どもと職員との関わりが密に行われ、子ども自身が愛される喜びや大切にされる心地よさを十分に味わうことのできる養育環境を迫することである。
- ・そのため、小規模化を推進していく上で子どもにとって良い養育環境であると同時に、そこで一緒に生活を共にする職員自身が安心し、安定した環境で働けることが重要である。ハード面を整えて、見栄えが良くなったとしても、ソフト面が十分検討されない中で推進が進むと、職員が疲れ果ててしまったり、孤立化した環境になって権利侵害のリスクが大きくなってしまい、小規模化への取り組みが養育環境の改善につながらない。
- ・平成 24 年 9 月『乳児院の将来ビジョン検討委員会報告書』のフロー図でも提示されているように、「適切な養育環境の永続的保障」という視点が非常に重要になってきている。制度や施策が急激に変化する中にあっても、私たち乳児院関係者は養育環境を永続的に保障するために現行の職員配置基準で継続可能なシステムを構築する必要がある。机上の小規模化を追い求めるのではなく、じっくりと継続して実施できる小規模化を各施設が職員と検討を重ねながら作り上げていく必要がある。
- ・現在、乳児院で働きたいと希望する職員の確保が困難な状況にある。働きたくなる職場環境を考え、職員相互が認め合い、支え合う雰囲気大切にしていきたいと痛感している。そのためには現在の養育の質がどのようなもので、どのような取り組みをすることが「質の向上」につながるのか、検討し続けなければならないと感じている。つまり、乳児院が組織的な取り組みを充実させることによって養育の質を向上させる実践を迫する必要があると感じる。そしてその実践内容を、行政を含め、社会全体に理解してもらう取り組みも重要であろう。
- ・国際社会からの外圧や、家庭養護推進の流れに応じなければならないという、受け身で小規模化に取り組むのではなく、子どもの養育環境をより適切に、より永続的に保障するための、主体的な取り組みを迫する姿勢を持ち続けたい。
- ・平成24年9月に発出された『児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために』の中で、乳児院の特性(病虚弱児、障害児の入所割合が増加し、緊急の病院受診や夜間帯の緊急対応が多くなっている現状等)を踏まえ、「昼間は小規模グループで生活し、夜間の就寝は施設全体で合同とする運営方法を行うことができる」と記載された。このことにより、今後の乳児院の養育単位の小規模化に向けた取り組みを丁寧と考えられると感じている。

■ 事例 3 ドルカスベビーホーム(乳児院)

小規模グループケアを本体 1 グループ、併設施設 1 グループで実施している事例。

1 施設の基本状況

- (1)施設名 ドルカスベビーホーム
 (2)設置主体 社会福祉法人唐池学園
 (3)認可定員 25 名
 (4)併設施設 児童養護施設唐池学園 知的障害者施設貴志園
 (5)住所 神奈川県綾瀬市吉岡2380-2

【施設の現状と経緯】

本体施設 2 ユニットの総施設定員数 25 名の施設である。

【施設の状況】

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)
		性別	年齢			
本体グループ るる	10 名	男女	0～2歳	常 勤 9 名 非常勤 1 名	4 部屋	所有
本体グループ ぽぽ	11 名	男女	0～2歳	常 勤 9 名 非常勤 1 名	4 部屋	所有
らら 本体施設内小規模 グループケア (国の措置費対象)	4 名	男 2 名 女 2 名	2 歳 4 名	常 勤 4 名	2 部屋	所有
ひまわり 本体施設内小規模 グループケア (国の措置費対象)	4 名 (本体より)	男 4 名	1 歳 2 名 2 歳 2 名	常 勤 2 名 (本体より)	1 部屋	所有
計	25 名	男女 17 名 男 6 名 女 2 名	0～2 歳 17 名 1 歳 2 名 2 歳 6 名	常 勤 23 名 (主任含む) 非常勤 2 名	11 部屋	—

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

＜平成 13 年の改築で従来の 20 名定員から 25 名定員に増員＞

2 部屋体制は変えないままだったので、1 部屋の人数が増え、いつも騒々しい状況だった。室内環境を変えたり養育の工夫をしたりしていたがなかなか打開できずにいた。

そうした折、厚生労働省の小規模ケア実施に関する通達(平成 17 年)を受けて、本体の人数が減ることとは施設としても前向きな印象を持ち、実施検討に至った。

〔らら〕

＜平成 18 年 4 月開始＞

本体 2 階の親子支援室を使用

時間帯:9:00～17:30

対象児童:隔日で各部屋から 4 名を選出。

職員配置:2 名。1 名増員で待機職員を配置し、もう 1 名は所属部屋から。

＜平成 19 年 4 月、本体施設の敷地内の別棟に「らら」完成＞

内容は上記と同じ。24 時間体制を模索中。

＜平成 20 年 4 月、「らら」での 24 時間体制の小規模ケア開始＞

子ども 4 名と各々の担当者 4 名で固定。不足分は栄養士が交替で勤務。

本体を含めて勤務体制を抜本的に変えた。宿直体制の導入。

8 時～18 時までは職員二人体制、18 時以降は宿直者のみ。

※職員の労働強化につながるおそれはあった(本体においては特に)が、子どもにとっての良い環境も考えての宿直体制導入だった。職員に抵抗感があった。

＜平成 21 年 7 月、夜は本体で過ごし、朝「らら」に帰る形に変更＞

一人勤務が不安だと訴える職員がいたので、4 名に職員 1 名はついたまま本体に合流することにした。夕食後の 6 時から翌朝朝食後までが一人勤務の時間帯。

※物心両面とも本体との距離が離れがちだったので、本体との物理的合流は小規模ケアの孤立化を防ぐことになると考えた。

＜平成 24 年現在＞

小規模ケアの定員が 4～6 名となるも、4 名のままである。

※夜間 1 名、日中 2 名体制をとるには、職員は 4.7 名分必要である。担当職員 4 名の他、栄養士、FSW、主任が勤務に入っている。

〔ひまわり〕

＜平成 21 年 4 月開始(二つ目の小規模ケアとして)＞

本体の1部屋の人数が 10 人から 11 人なので、8 人くらいに減らしたいと考え、二つ目の小規模ケアの実施を検討した。縦割り体制なので、一部屋 8 名は比較的ゆったりしている。

※「らら」のような 24 時間体制での小規模は職員数の関係でできず、日中のみとした。

(2) 整備の手順

〔らら〕 ※上記記載

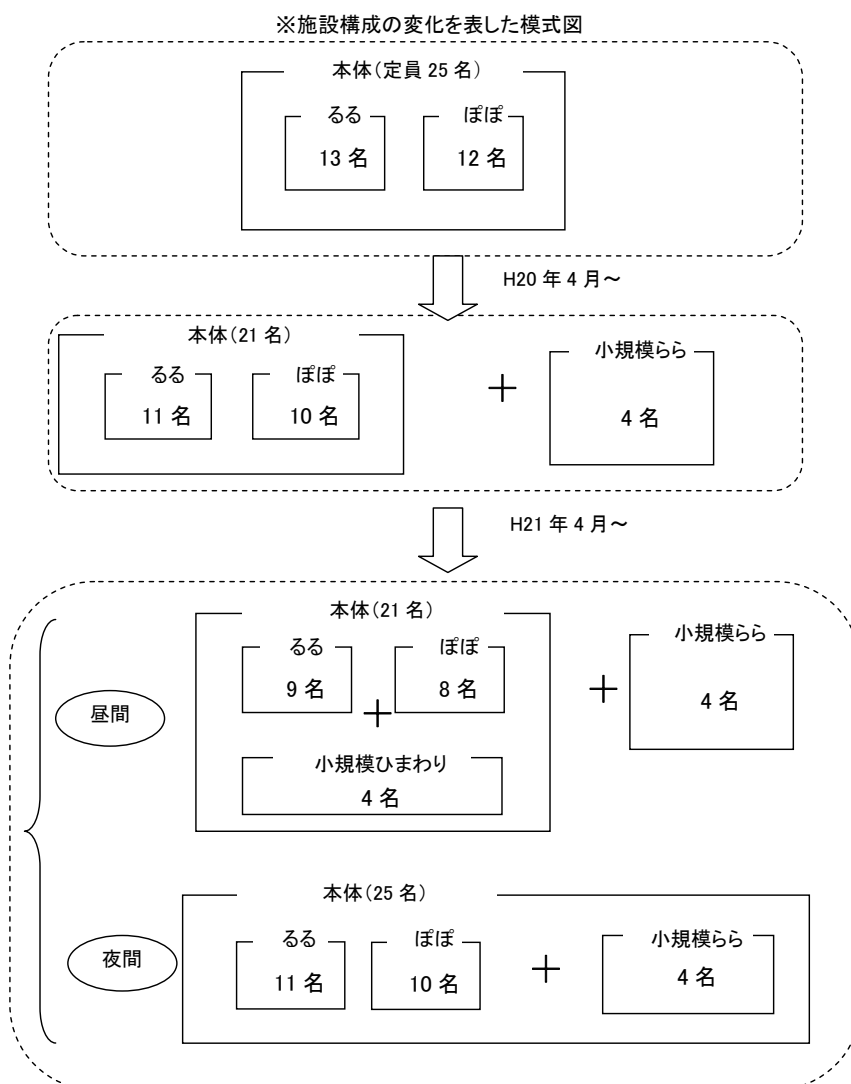
〔ひまわり〕

- ・親子支援室として利用していた部屋を活用。
- ・食器洗い機の購入、扉の増設をした。
- ・職員 1 名増。

(3) その他特記事項

「ひまわり」・・・平日 9:00～18:00

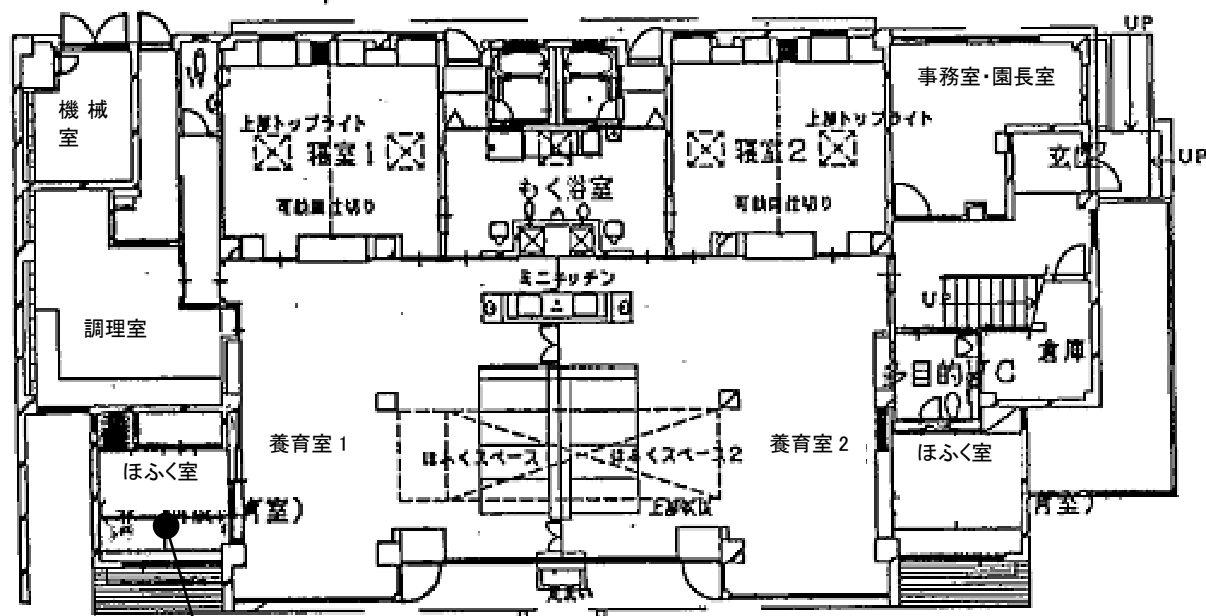
【経緯の概要図】



3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

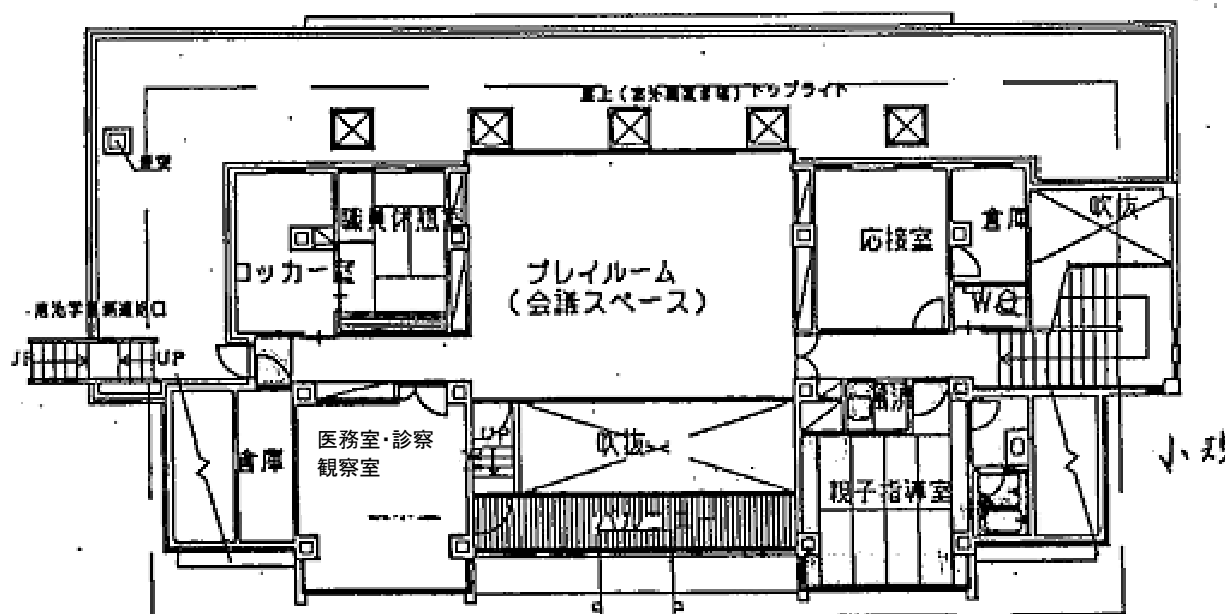
(1) 平面図

【本体 1F】



夜間は、和室を「らら」が寝室として使用。

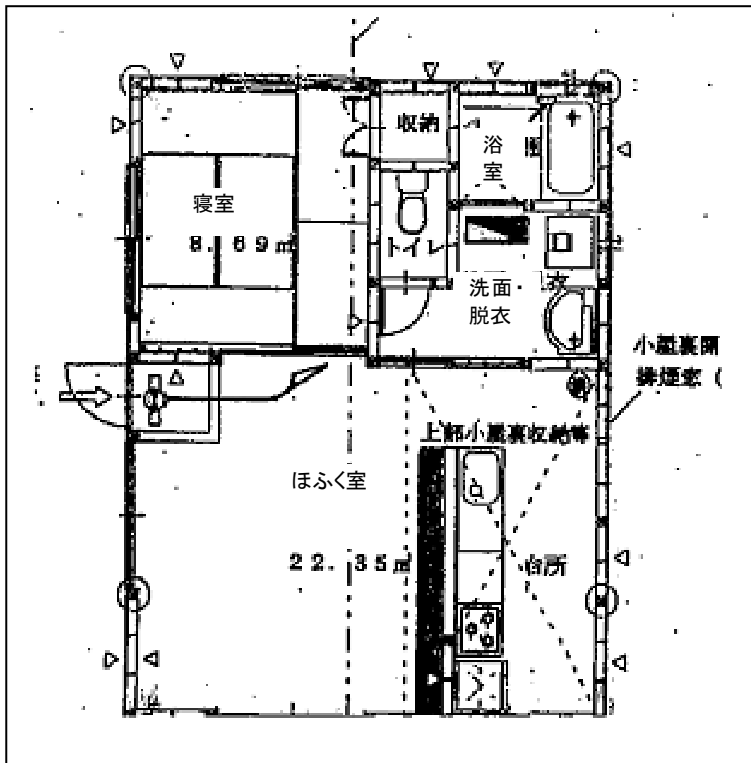
【本体 2F】



【工夫した点】

- ・親子支援室は、補助金なしで作ったため用途変更できた。宿泊したい保護者等が使用できる。生活に必要なものは後付けした。
- ・2 部屋体制だが、大人たちの顔は見える作りにした。子どもの生活部分を多くとった。
- ・床暖房で夜勤者も寒くないように配慮した。

【小規模グループケア「らら」】



(2) グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
らら	4	男 2 女 2	2 歳 4	常勤 4	2	1	2
ひまわり	4	男 4	1 歳 2 2 歳 2	常勤 2	2	0	1
計	8	男 6 女 2	1 歳 2 2 歳 6	常勤 6	4	1	3

注:「ひまわり」は、日中のみのため夜勤者がゼロである。

(3) 各施設面積

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
らら	39.74	31.04
ひまわり	46.09	38.50

注:「グループ面積計」は、居室、台所、風呂、トイレ、玄関の合計の面積値を示している。

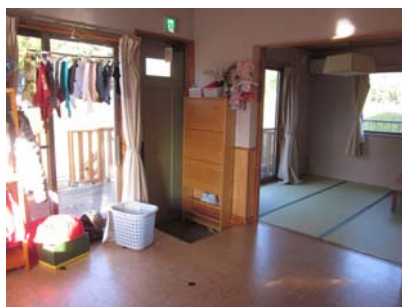
(4)グループの写真

〔らら〕

【外観】



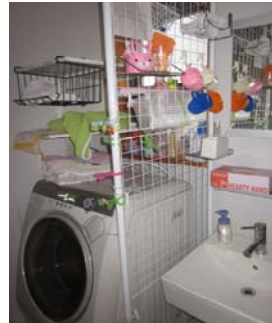
【居室】



【バス】



【その他の生活空間】



〔ひまわり〕

【居室】



【バス】



【その他の生活空間】



(5)間取りの工夫

小さな家なのでベランダを大きくした。

(6)設備の工夫

〔らら〕

- ・職員と4名の子どもが一緒に入れる広さの浴槽にした。そのため脱衣室は狭い。
- ・安全面を配慮しオール電化にした。

〔ひまわり〕

- ・台所へ繋がる壁を扉に替え、職員が配膳の準備や洗い物をしている間、子どもたちがそばに居やすいようにした。
- ・後付けでダンス、個別の玩具入れ、電子レンジ、炊飯器、冷蔵庫、食器洗浄機等を入れた。

(7)その他特記事項

〔ひまわり〕

9時～6時は子どもが使用するが、保護者が希望すれば宿泊も可能。

4 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

〔らら〕

- ・調乳設備がないため、牛乳に切り替わった子を対象にしている。
- ・宿直体制の為、15分呼吸チェックの必要な1歳未満児は対象外。
- ・安心な生活の為、子どもと職員の入れ替わり頻度を少なくしたいと考え、比較的入所期間が長いと予想される子どもを選んでいる。

〔ひまわり〕

- ・本体2部屋から2名ずつで構成(現状では、各部屋の月齢の高い子から)。
- ・じっくり遊べる環境に配慮し、本体施設では手の届くところにおけない玩具や絵本を置いている。

(2)各グループの職員体制

〔らら〕

一人で行動したり判断したりする場面があるので、勤続年数が浅い職員は配置しない。

〔ひまわり〕

2部屋から2名ずつの子どもと1名ずつの職員で構成している。子どもはほぼ決まっているが、職員は日々変わってしまう。しかし、なるべく担当職員が一緒に行くようにしている。

(3)各グループの構成の特徴

〔らら〕

家族との交流が少なく、家庭のイメージが持ちにくい子どもを優先にしている。
固定メンバーなので、外出や外泊で子どもがいなくても別の子どもを加えることはしない。

〔ひまわり〕

対象児の外出、外泊により、違う子どもの参加があるので固定メンバーではない。

(4)その他特記事項

〔らら〕

小グループで密度の濃いケアがより必要と思われる子どもを優先するが、その都度話し合っている。
3人体制の時、1歳児が入所すれば初めから“らら”へということもある。

〔ひまわり〕

0歳児でも可能なグループと考えている。

5 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

〔らら〕

昼間 2 人:夜勤 1 人 計 3 人体制

※2 人のうち 1 人は必ずらら職員を配置している。

〔ひまわり〕

昼間 2 人: 計 2 人体制

(2) 職員への配慮など運用上の工夫

〔らら〕

宿直体制を 4 名で実施するのは職員の体調管理上厳しいため、主任と FSW も宿直メンバーに加わっている。また、栄養士も月に 8 日ほど日中の人員として勤務しているので、研修や休日保障はできている。

〔ひまわり〕

1 名の加算職員でまかなうため、日中のみの体制にしている。

加算職員分 1 名と元々の職員分 1 名の 2 名分の計算で成り立たせている。

(3) その他特記事項

〔らら〕

- ・隔月で、意見交換会の場を設けている。意見交換会は、施設長もしくは主任が出席し、一定期間内に同一の議題で、複数回の会議を開催する。職員は、出席可能な回に参加することができる。議題は、特定のテーマを設定する場合と、日ごろの養育過程の中で気になっていること、悩んでいることを話し合う場合がある。
- ・施設長が個別に話を聞く機会を提供している。
- ・リーダーを配置している。

〔ひまわり〕

- ・専属の職員を置いていないので、気づいた事は「ひまわりノート」に記入する約束にしている。ひまわりノート上で意見交換(誌上討論)されており、紙上討論した結果必要なことは会議でとりあげて意見交換している。

[交替勤務表]

2010年度からの勤務体制(A版とB版を、るるとぼ交互に)							ららグループ	
A版		日課	B版		日課			
0	A					a		
1	あと宿		き宿					
2								
3	アルバイトさんの勤務 ・「d」「h」「e」の組み合わせ ・「e」と「h」がひまわり分 よって、土日、祝は不要							
4								
5								
6				B				
7	C			C		朝食		
8		7:20 朝食					b	
9	D E d	8:30 引継ぎ		D E (e)			c	
10								
11		11:30 昼食				昼食		
12								
13								
14	h (						f	
15	さ宿	おやつ					翌日の a	
16		お風呂			G			
17		夕食				夕食		
18						風呂		
19								
20								
21								
22								
23								
24								

6 運用上の工夫

(1) 食事の提供方法

- 〔らら〕 昼食: 厨房で調理した物をバスケットに入れて運び、グループで配膳する。
夕食: ご飯とみそ汁はグループで作り、その他のおかずは昼食同様。みそ汁の具がなくなると、子どもと一緒に、あるいは職員だけで買物に行く(栄養士が「らら」勤務の日は、全部「らら」で調理。月 8 日くらい)。
- 〔ひまわり〕 昼食: 厨房で調理された物を運び配膳している。
夕食: ご飯はグループで炊き、みそ汁は「らら」グループが作った物をもらう。他のおかずは昼食同様。食器は「ひまわり」の物を使用。

(2) 医療体制の確保

- 〔らら〕 2 名体制なので、1 名が通院の場合は残り 3 名を 1 名の職員で見ている。必要があれば事務所職員がフォロー。
- 〔ひまわり〕 2 名体制なので、1 名が通院の場合は残り 3 名を 1 名の職員で見ている。状況によっては本体に合流したり、本体職員が通院支援を行う。

(3) 権利擁護

- 〔らら〕 ・月 1 回のリーダー会議の際に、気になる事を話し合う。グループリーダーの報告を聞いた上で他の部屋から見える印象など。
・小規模グループに限った事ではないが、1 年に 1 回「人権ヒヤリハット」と「人権ニヤリホット」アンケートを取り、話し合っている。
- 〔ひまわり〕 ・本体の 2 階にあり、本体との合流や接触が多いので特別な配慮はしていない。

(4) 職員間の連携・孤立防止

- 〔らら〕 ・敷地内にあるので、日中、同じ空間(園庭、プレールーム)にいる事が多い。
・一人勤務になる 18 時から、本体に戻っている。
・新任職員に対しては、中堅職員等が担当者として付き、指導兼相談役を担う(チューター制)仕組みを導入している(チューター制は施設全体で実施している)。
- 〔ひまわり〕 ・日中のみなので、上記(3)同様。

(5) その他特記事項

- 〔らら〕 栄養士が目の前で食事を作る、食材の買い物でスーパーへ行く等、より家庭的対応ができる。
- 〔ひまわり〕 2 対 1 体制であるため発達に応じた個別の遊びの展開が行いやすい。

7 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

〔らら〕

- ・のびのびとしている。
- ・職員も子どもも一定しているので安定につながるのか、宿直要員の職員の受け入れも良い。
- ・経験の共有が多いからか、ごっこ遊びや見立て遊びがよく見られる。

〔ひまわり〕

- ・散歩や遊びが充実し、絵本を読む機会も増えた。それまで積極的におしゃべりをしなかった子どもが話すようになった事例もある。
- ・日課や一人ひとりの要求に応える際に融通がきくので、子どもが安心しているよう。
- ・月齢の高い子の遊びが保障される。

(2) 職員の変化

〔らら〕 職員の感想

- ・担当児以外の児童とも関係が深まり家族のような関わりが持てるのが良い。
- ・子どもの心に丁寧に目を向ける事の大切さがよくわかった。それは、本体でも忘れずにいたい。
- ・小規模ケアは楽しい。が、宿直を含む拘束時間がながいのがつらい。
- ・雑用が多く、意外に子どもとゆったりできない。

〔ひまわり〕

- ・本体よりも職員への後追いが少なく落ち着いた生活ができる。
- ・子ども一人ひとりの状況や要求に余裕を持って合わせられる。
- ・小規模に人手を取られ、本体の夕方が忙しい。

(3) 管理・運営面の変化

〔らら〕

- ・独立した小規模ケアを営むには、4.7名の職員が必要である。1名加算でどうやりくりするか考えた結果が、本体も含めた夜勤から宿直体制への変更である。宿直体制は子どもたちには良いこととして受け入れられたが、職員にとっては厳しい。もっと人手があれば、拘束時間の短い宿直体制を取れるのだが。
- ・リーダー会議、意見交換会など、会議を増やすことになった分、職員の負担も増えている。

〔ひまわり〕

- ・メンバーを固定したいが、入退所が激しいと難しい。
- ・通院が多いと人手不足となる。

(4) その他特記事項

〔らら〕

- ・面会者には、本体以上に過ごしやすい場となっているようである。
- ・親子関係がより身近になるようである。

8 まとめ

〔らら〕〔ひまわり〕

- ・当施設では、日中は職員 1 人ではなく 2 人体制にしている。
2 人体制にした理由は、職員同士の学び合い、助け合いがあり、複数の関係性の中で子どもたちが育つと考えているからである。定員を 6 名にしてでも、2 人体制にこだわっていきたい。
- ・職員間のコミュニケーションがより重要になるのでその体制づくりが必要。
- ・建物の小規模化で行動範囲を狭めることになるのは避けたい。自由にできる空間が広がったり多かたりするのは施設の良さを生かすことになると思う。小規模化は養育単位を小さくすることであり、個別のニーズに沿ったきめ細かな養育ができる環境を整える事である。

■ 事例 4 竜陽園(乳児院)

併設施設で小規模グループケアを2グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例。

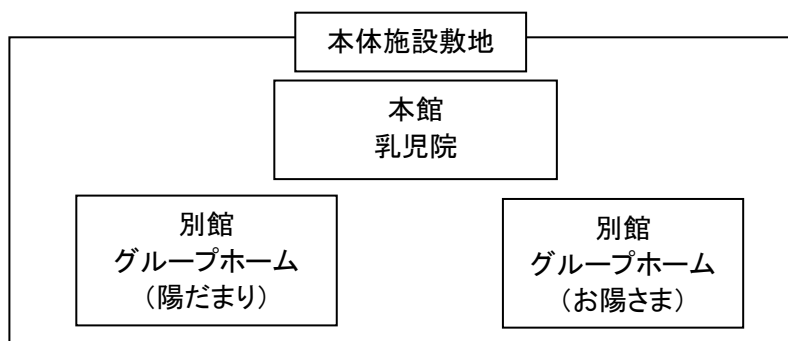
1 施設の基本状況

- (1)施設名 竜陽園
 (2)設置主体 社会福祉法人竜陽会
 (3)認可定員 20名
 (4)併設施設 なし
 (5)住所 愛知県小牧市大字間々原新田 920 番地 1

【施設の現状と経緯】

本体施設と同一敷地内の別棟で小規模グループケアを2グループ実施する総定員数20名の施設である。小規模グループケアホーム(別棟)は平成20年と平成23年に本体施設と同一敷地内に一箇所ずつ増設された施設である。

【配置図】



【施設の状況】

【施設別概要】	児童 定員	児童現員		養育職員数	部屋数	所有区分 (所有／賃貸)	
		性別	年齢				
本体施設	12 名	—	—	—	常 勤13 名 非常勤 4 名	4 部屋	所有
グループ①陽だまり 本体施設内小規模 グループケア (国の措置費対象)	4 名	男 1 名 女 2 名	2 歳 2 名 3 歳 1 名	常 勤 3 名 非常勤 1 名	2 部屋	所有	
グループ②お陽さま 本体施設内小規模 グループケア (国の措置費対象)	4 名	女 3 名	1 歳 2 名 2 歳 1 名	常 勤 3 名 非常勤 1 名	2 部屋	所有	
計	20 名	男 1 名 女 5 名	1 歳 2 名 2 歳 3 名 3 歳 1 名	常 勤19 名 非常勤 6 名	8 部屋	—	

2 小規模化等を行った経緯

(1)これまでの取り組みの経緯

【グループ①「陽だまり」】の設置経過

- ・19.04 全国乳児福祉協議会の機関誌「乳児保育(165号)」で、小規模な乳児院(定員15名)における小規模グループケアの実践例を参考に施設整備の検討を開始
- ・19.10 既存の別棟を小規模グループケアの設備要件に適合する建物にリフォームする方向で計画を開始
- ・19.12.10 竜陽園の職員5名が先進施設(麦の穂乳幼児ホームかがやき)を視察
- ・20.02.01 リフォーム設計完了
- ・20.02.08 リフォーム工事着手
- ・20.02.20 グループホームの愛称を「陽だまり」と命名
- ・20.03.17 グループホーム運営会議で(「基本理念」の確認と「日課・業務の手引き」の検討)
- ・20.03.28 リフォーム工事完了
- ・20.04.01 小規模グループケア「陽だまり」運営開始

【グループ②「お陽さま」】の設置経過

- ・21.12.25 閣議決定で小規模グループケアの推進(実施か所数の増)が示されたことを受けて、検討を開始
- ・22.11.02 設計完了
- ・22.12.04 グループケア棟増築工事着手
- ・23.01.20 グループホームの愛称を「お陽さま」と命名
- ・23.03.31 グループケア棟増築工事完了
- ・23.04.01 グループホーム「お陽さま」運営開始

(2)整備の手順

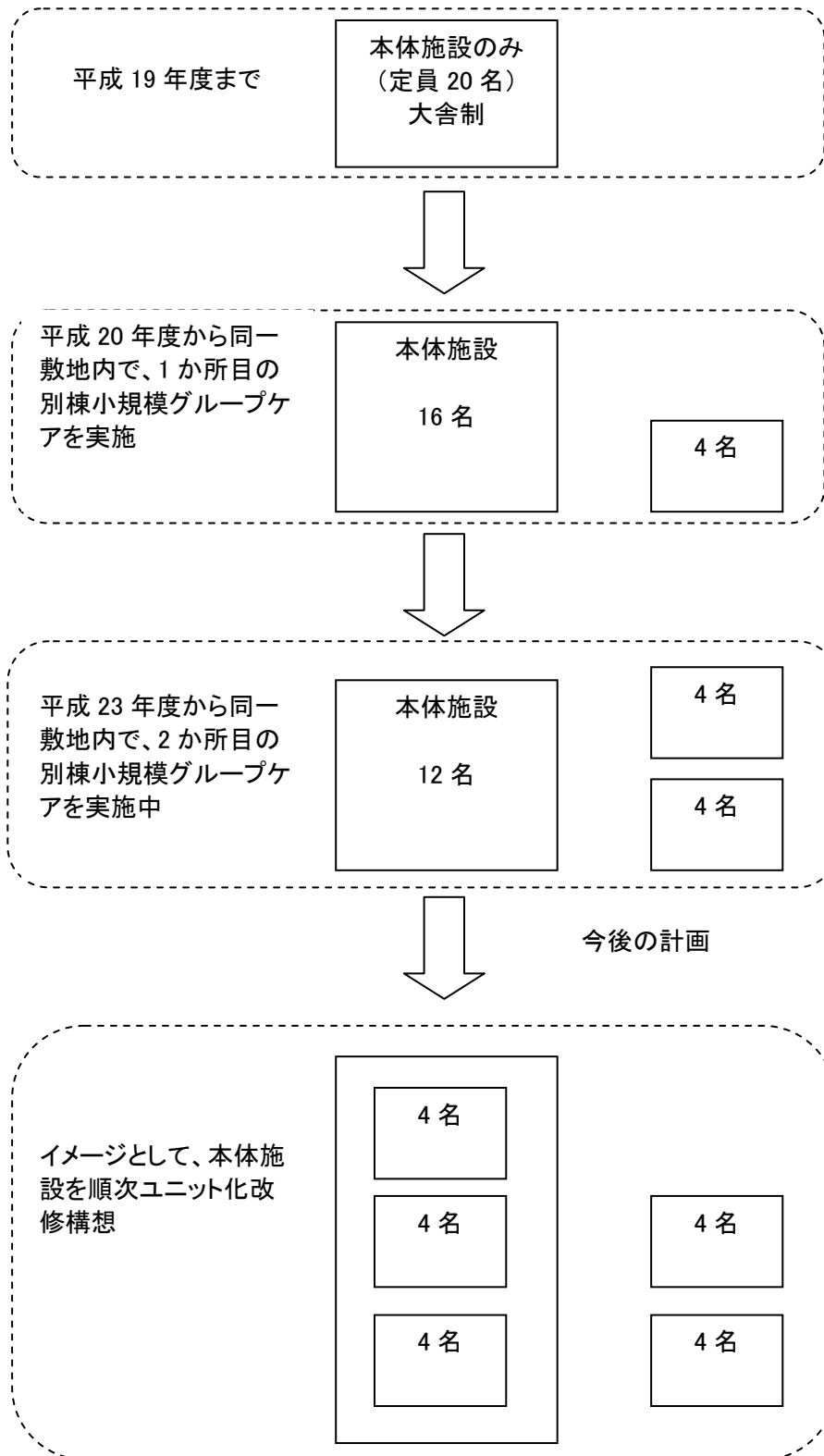
- ・「陽だまり」の施設整備は、同一敷地内の既存の別棟を実施要綱に適合するようにリフォームしました。なお、グループホームの運営開始までは、本体施設において大舎制養育を実施していました。
- ・「お陽さま」の施設整備は、同一敷地内に別棟を新築しました。工事中はその当時の在籍児童の養育に支障はありませんでした。

(3)その他特記事項

- ・小規模グループケアが制度化された当初は、施設整備に対する公的補助金等が十分ではありませんでしたので、当園では民間補助金(公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団)により施設整備しましたが、現在は「次世代育成支援対策施設整備費交付金」「安心こども基金」「措置費(賃借費加算)」など予算制度が充実しているので、今後各施設において、「家庭的養護推進計画」が策定しやすくなったと思います。

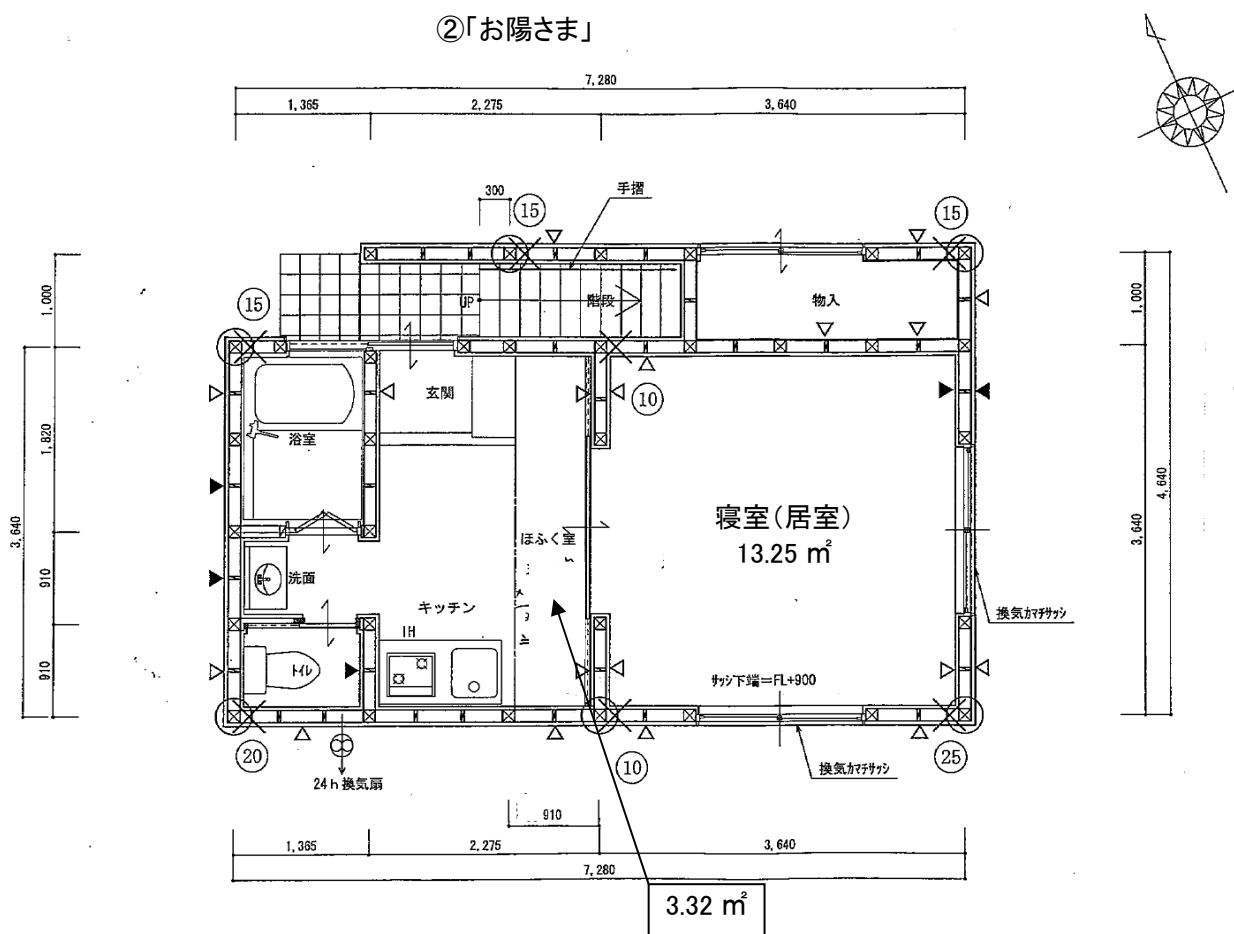
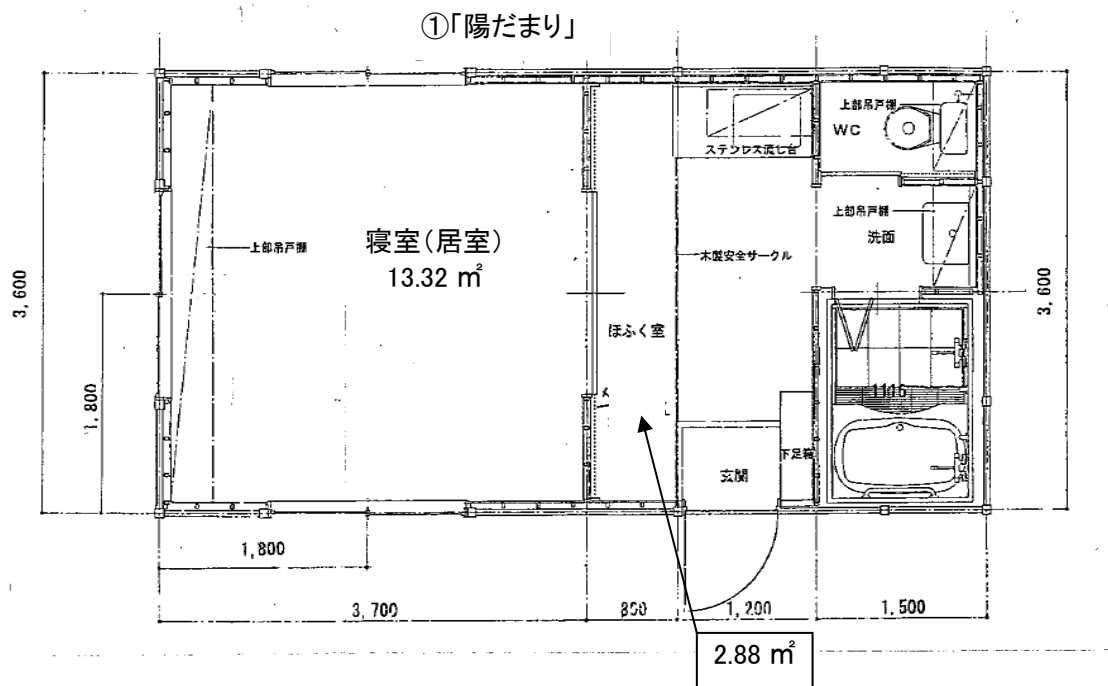
【経緯の概要図】

※施設構成の変化を表した模式図



3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平図面



(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童 定員	児童現員			職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢			昼	夜(宿直)	
陽だまり	4	男 1	2 歳	2	常 勤 3	1.5	0.5	2
		女 2	3 歳	1	非常勤 1			
お陽さま	4	女 3	1 歳	2	常 勤 3	1.5	0.5	2
			2 歳	1	非常勤 1			
計	8	男 1 女 5	1 歳	2	常 勤 6 非常勤 2	3	1	4
			2 歳	3				
			3 歳	1				

(3)各施設面積

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1 居室平均面積
陽だまり	29.86	13.32
お陽さま	32.42	13.25

注:「グループ面積計」は、寝室(居室)、台所、風呂、トイレ、洗面所、食堂、玄関、ほふく室の合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【本館概観】



【本館正面玄関】



【本館保育室】



【本館乳児保育室】



【園庭】



【園庭】



【「陽だまり」外観】



【「陽だまり」食堂】



【「陽だまり」居室】



【「陽だまり」浴室】



【「陽だまり」トイレ】



【「お陽さま」外観】



【「お陽さま」食堂】



【「お陽さま」居室】



【「お陽さま」浴室】



【「お陽さま」トイレ】



【生活の様子】



(5)間取りの工夫

- ・建物（グループホーム）内の各部屋における児童のケア時及びハウスキーピング時等のいずれの場合・状況においても、全ての空間（間取り）を観察することができる。
- ・乳児院ではトイレ・浴室等において、個別に児童の身辺介助を行う必要があるため、グループの他の児童に対する安全確保の観点から、設備等の工夫のみでは十分ではないので、安全の観察を行うために職員の増員が課題です。

(6)設備の工夫

- ・通常の家庭にある大きさの「トイレ」
- ・通常の家庭にある大きさの「浴室」
- ・火災予防（減災）のための「オール電化」
- ・常時観察を可能にするために、引戸の上部及び壁の一部が「クリアアクリルボード」
- ・非常通報装置（警察 110 及び消防 119）設置
- ・衛生区域（浴室・洗面台・トイレ）通路に「安全ゲート」設置
- ・常時連絡体制構築のための「携帯電話」配置

(7)その他特記事項

- ・吊戸棚等の耐震落下防止対策
- ・指の挟み込み防止対策
- ・柱及び壁等の面取り対策
- ・床暖房設備
- ・「コンセント」の設置高さ（感電防止対策）

4 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・基本的には「陽だまり(グループ 1)」は、3 歳児と 2 歳児(3 人)
「お陽さま(グループ 2)」は、2 歳児と 1 歳後半児
- ・発達水準(発達年齢、DA)を考慮した上で、いわゆる「縦割り」
- ・乳児院における小規模なグループによるケア単位の定員は「4 人以上 6 人以下(対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が 3 人を下回らない)」と規定されているが、保健・医療・事故防止等の観点からは、職員の増員が課題。

(2)各グループの職員体制

- ・対象児童のそれぞれの「担当養育者」が、チームでグループホームを運営することにより、同じグループのほかの養育者が実質的に「サブ担当養育者」となる。
- ・竜陽園では入所から退所まで「担当養育者」を変えない一貫した担当養育制を実施している。このことにより、現在の施設全体の運営では、乳児期等は本体施設で大舎的な関わり(生活)を営んでいるが、目安として幼児食移行期等からは、人間関係の継続性のために、対象となる児童と一緒に「担当養育者」もグループホームに異動する。
- ・午前中(24 時間の内一番の繁忙時間帯)には、支援を行うパートタイム職員を配置

(3)各グループの構成の特徴

- ・「陽だまり(グループ 1)」は、発達水準(発達年齢、DA)の上位児童
- ・「お陽さま(グループ 2)」は、発達水準(発達年齢、DA)の次点児童

(4)その他特記事項

- ・グループ構成を検討する際に、構成メンバーの候補(児童)がグループホームの運営定員を超過する場合は、家庭環境等(面会通信制限の有無・帰省の頻度及び質)を勘案し選出する。
- ・ノーマライゼーションの観点も含めて検討を行う場合、病虚弱児や障がい児等に対する取り組みについては、安全の確保と発達の保障を担保するために、さらなる職員の増員が課題。

5 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

昼間 1.5 人：夜勤 0.5 人 計 2.0 人体制

- ・単純に「昼間」と一言で表現されてしまうが、起床・朝食時間帯（早朝）や夕食・就寝時間帯（夕方以降）のいわゆる早番・遅番に対して、本体施設との相互応援体制の配慮が必要。
- ・現在は少ない職員配置での安全面に配慮して、昼間は（別棟で）小規模グループで生活し、夜間の就寝は、施設全体で合同とする運営方法を行っている。

(2)職員への配慮など運用上の工夫

- ・各グループホームを運営している「担当養育者」の職員チームにおいて、勤務シフトを調整するように努めているが、必要に応じて本体施設の職員が応援・協力することになっている。
- ・過去に職員チーム内で、同時に複数の職員が体調不良になったとき、現在の職員配置では非常に運営が困難となった。この場合は苦渋の決断として、一時的にグループホームを閉鎖した。

(3)その他特記事項

- ・グループホーム運営会議(担当養育者で構成)を設置して定期的に協議し、主任者会議・ケアミーティング及び職員会議で確認及び評価を行う。なお、臨機のスーパーバイズについては、主任・副主任が当たる。
- ・幼稚園就園前の児童で構成されることが多い乳児院における「小規模グループケア」の運営では、いわゆる学校に通っている時間帯が無いため、その時間帯を職員の休憩時間(断続勤務)や職員体制の密度を薄くする(職員配置を最低限)ことが絶対に不可能なので、職員の勤務を組む上(1日8時間の勤務シフト)の運営の困難性が課題。
- ・職員の平均勤続年数等は12年程度。通じてできるだけ長く勤続する傾向。
- ・乳児院では健康面への配慮が非常に重要なので、子どもの様子(顔色、食欲、体温、機嫌、表情、便の性状、鼻汁、咳、目脂、行動、泣き声など)の観察結果を時系列で報告し、スーパーバイズを受ける。
- ・1ヶ月単位の変形労働時間制、早番(07:30-16:30)、日勤(09:15-18:15)、遅番(11:30-20:30)、夜勤(16:30-翌10:00)

[勤務表]

時間		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0			
勤務形態																													
ﾌｰ(主任・副主任等)																													
本体施設	A																												
	B																												
	C																												
	D																												
	E																												
	F																												
	G																												
	H																												
小規模	A																												
	B																												
小規模	A																												
	B																												

6 運用上の工夫

(1) 食事の提供方法

- ・本体施設の調理室で調理して各グループホームに配達。
- ・各グループホームの台所兼食堂(ダイニングキッチン:DK)で盛り付け・配膳。
- ・各グループホームのDKで「担当養育者」と食事。
- ・各グループホームのDKで下膳・一次片付け。
- ・各グループホームから本体施設の調理室に食器を返納・最終片付け(洗浄・消毒)。
- ・敷地内ではあるが別棟なので、配達業務の運営が課題。
 - ◇安全確保のため子どもから目が離せないので「配達スタッフ」が必要。
 - ◇配達先が複数となるので分別仕分けが複雑困難。
 - ◇風雨時等の配達は大変困難。
 - ◇児童のアレルギー等による制限食の取り扱いに万全の配慮が必要。

(2) 医療体制の確保

- ・観察上少しでも心配な場合は、本体施設の幹部に迅速報告(「迷ったら相談」を合言葉とし、携帯電話を配置)。
- ・受診そのものについては従前と変更無いが、通院引率スタッフ等の運営方法を臨機に幹部職員と調整することが必要(グループの他の子どもから目が離せないため)。
- ・発症した場合は、本体施設で安静(必要に応じて隔離)。
- ・「与薬」の管理(連絡ノートの一項目としてチェックリスト化)。
- ・本体施設を含めインフルエンザ等の感染症発生時は、必要に応じてグループホーム閉鎖して、別棟の利点を活かしグループホーム自体を「隔離病棟化」して使用する。

《全国乳児福祉協議会発行(H21/09/30)『新版乳児院養育指針』の151ページの用語を引用しています》

(3) 権利擁護

- ・幹部職員の随時訪問(連絡・子ども観察・衣類食事等配達)。
- ・施設長の抜き打ち訪問(子ども挨拶・設備環境等巡視・来客等視察実施)。
- ・グループホーム運営会議(担当養育者で構成)で定期的に協議。
- ・「より適切ななかかわりをするためのチェックポイント」を定期的の実施。

(4) 職員間の連携・孤立防止

- ・入所から退所まで「担当養育者」を変えない一貫した担当養育制を実施しています。担当児が乳児期等は本体施設で大舎的な関わり(生活)を営んでいるが、担当児がグループホームの構成メンバーに選出されれば、人間関係の継続性のために、担当児と一緒に「担当養育者」もグループホームに異動することになり、近い将来の任務が想定される。このことにより、必然的にグループホームの運営に帰属意識が相互に生じる。
- ・幹部職員の随時訪問(連絡・子ども観察・衣類食事等配達)時に「報・連・相」実施。

(5) その他特記事項

- ・清掃のルーチンワークは朝の所定の時間帯に用務員が実施。
- ・洗濯(衣類・タオル・寝具等)は、毎日 2～3 回程度用務員が本体施設において実施。
- ・生活の営みによる清掃・片付け等は「担当養育者」がその都度実施。
- ・グループホームでの発生を想定した消防訓練の実施。
- ・「2の(5)(6)(7)」に列記した設備の工夫等による減災。
- ・全国、ブロック、県内レベルの外部研修への輪番的な業務内受講では機会設定に限界があるので、「スキルアップ支援制度」を施設独自に構築し、業務外で各種学会・セミナー・通信教育を受講した場合は、福利厚生費の規定予算の範囲内で助成。
- ・食器の消毒は本体施設の食器消毒保管庫で実施。
- ・感染症の感染拡大防止の観点から、別棟の小規模グループケアは保健所からも好ましいとの評価を得ている。

7 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・生活体験の拡大及び生活の質の向上(家庭的)に伴い社会性・運動の発達促進(これにより「ごっこ遊び」の幅が拡大)。
- ・継続的な人間関係と応答の即応性の向上により言葉の発達促進。
- ・落ち着いた生活空間及び食事時間の提供により情緒の安定。
- ・入浴などによりスキンシップの増進。
- ・環境的にスムーズなトイレトレーニングの実施が可能となったことにより円滑な排泄コントロールの促進。
- ・日課の柔軟な運営が可能となったことにより、興味・関心の集中力に即応でき、精神発達促進。
- ・別棟で生活の営みを完結できることにより、感染症の罹患率の減少。
- ・愛着関係の深まりにより子どもの要求が顕著に表出。
- ・いつも一緒なので子ども達の仲間意識向上。
- ・自分たちの家庭菜園の取り組みにより情操教育的効果促進。
- ・子どもの個性(ゆっくりタイプ・じっくりタイプ)に合わせた発達を支援する環境が向上したことにより自己肯定感の増進。
- ・安定した人間関係の向上により子ども同士の衝突が減少。

(2) 職員の変化

- ・日課の微調整が可能なことにより職員の気持ちに余裕が増加。
- ・継続的な生活の営みにより先を見通した創意工夫の促進。
- ・選出された「担当養育者」達がグループの運営を担うことにより、個々の職員の力量を踏まえた上で“業務の標準化”に対する取り組みの改善に伴い、「担当養育者」達が相互に補い合うことの積み重ねにより信頼関係が増進。
- ・グループを一人で見ることにより緊急時の対処を考えただけで多くの不安がある。
- ・物理的に別棟なので常時(タイムリーに)相談・確認を行うことが現実的に困難。
- ・実際に小規模グループケア事業を経験した上で、国が示した小規模グループケアの必要性和その意義の重要性が深く理解できた。

(3) 管理・運営面の変化

- ・水道光熱費の増加。
- ・防災・防犯管理区域の増大。
- ・維持管理費の増加(損害保険、保守点検、営繕。経済効率が悪い)。
- ・生活用品の増加。
- ・特別な配慮が必要な児童(アレルギー児、病虚弱児、罹患等)については管理体制の構築。

- ・組織運営が複雑になった(運営会議の設置・情報の共有手段等)。ただし、職員のチームワークを良好に保つためには、必要条件である。
- ・本体施設や他のグループの子どもの様子の把握が困難。
- ・同じ事業所の同じ職種だが短いスパンで捉えると業務の偏り感がある(不公平感増大)。

(4) その他特記事項

- ・児童相談所などの関係機関からは、好ましいと評価されている(社会的養護の課題と将来像への取組のため)。
- ・家庭復帰または里親委託に向けて支援しているケースでは、生活環境の雰囲気が家庭に近いという理由で関係機関から好評価。
- ・寄附物品の申込者から用途明確化により好評価。

8 まとめ

- ・取り組みに対する基本理念及び運営方針を共有した上で開設準備を始めた。
- ・私どもの経験を振り返ってみると、開設当初から「安全第一」「できることから丁寧に」「一步一步確実に」「バーンアウトに注意」「チームアプローチへの配慮」「運営困難に直面したときは一時的に閉鎖する」など、走り出したら止まらない(暴走状態を続ける)のではなく、節目節目で立ち止まって見直すことの大切さや、場合によっては少し後退して分岐点から別の方向へ進路変更することも必要である旨の、共通認識を持つことが意外と重要であると感じている。
- ・「養育単位が小規模」なのでトイレを1ヶ所しか設置しなかったことが反省点である(排泄コントロールが未熟な幼児が4人前後のグループではトイレの使用が重なることがあり2ヶ所設置できればよかったと考える)。
- ・夜間等の緊急一時保護の受け入れ時などは、施設長と養育主任等のスタッフが複数で時間外対応しているのが現状。受け入れに当たり、当該児童の医療・保健・家族状況等についてアセスメントが充分になされておらず、極めてリスクが高いため、個室で個別観察管理が必要である。小規模グループケアの運営と同時に一時保護機能を確実に果たすためには、さらなる職員の増員が課題である。
- ・個々の職員の力量の違いから生じる養育の質の差をなくし、養育水準を確保していくことが課題である。
- ・実感として、「小規模化するほど人が必要」である。
- ・乳児院ではグループホームのスタッフの実質的な休憩時間の確保も困難である。例えばスタッフがトイレに行く場合でも、状況によっては本体施設からの応援が必要である。

【小規模化にあたって都道府県とどのような調整を行ったか】

- ・施設整備に関する事業計画及び資金計画。
- ・小規模グループケアの実施要綱に適合する設備要件。
- ・措置費(小規模グループケア加算)の予算確保。
- ・グループホームの消防設備。
- ・民間助成金団体への都道府県からの推薦状。
- ・基本財産の増加に伴う定款変更届出。

施設の小規模化推進に向けて

- 本事例集は、児童養護施設、乳児院における、施設の小規模化を実践した10事例をまとめたものである。各事例は、小規模化の経緯、施設平面図、間取りや設備の工夫点等について、簡潔にわかりやすく情報提供できるよう作成した。
- また、本事例集では、ハード面のみならず、養育グループの設定方法、職員体制、施設運営等の工夫点、さらに小規模化を実践したことによる、児童や職員の変化等といったソフト面についても具体的に記述することを試みた。本事例集から、施設の小規模化を成功させるためには、ハード・ソフト両面の検討が不可欠であることが明らかになったといえる。
- 巻末にあたり、本事例集の中で共通して挙げられた施設の小規模化のための課題を以下に要約した。社会的養護に関わる各機関が、施設の小規模化計画を立てる際に着目すべき観点として活用できると考える。

【小規模化推進にあたっての課題】

1 児童養護施設について

■本体施設（本園）とグループホーム等（分園）の機能・役割分担

- ・近年の児童養護施設では、被虐待経験や発達障害などの課題を抱えた児童の入所が増加している。こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和を目指して、それに的確に対応するため、親とともに、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく包括的な取り組みを行う必要がある。
- ・こうした入所児童の養育支援に求められる取り組みを踏まえると、施設の小規模化を進めるにあたっては、それぞれの子どもと親の状態像に合わせた必要な専門的支援が求められる。アセスメントが重要な要素となるのは、このためである。
- ・そのため、児童養護施設では、本体施設を小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要がある。

■小規模グループケアにおける支援体制づくり

- ・施設の小規模化により家庭的養護が進めやすくなる一方で、担当職員の負担は大きく、経験年数や職員構成によっては、職員のバーンアウトを招きかねない。
- ・また、小規模化されたグループでは、子どもに突発的な対応（例えば、病気の発症、保護者対応、問題行動への対応等）が必要になった場合に、養育担当職員間での支援調整が行いにくい。
- ・そのため、日常的に養育担当職員間で情報共有を行っておくなど、事前の準備が必要である。また、本体施設では、グループホームのバックアップを行う職員の派遣、子どもの心理的支援や学習支援、レスパイト、緊急時の対応など、支援機能を持つことが求められる。

■子どもの権利擁護

- ・施設の小規模化が進み、物理的に養育環境が分散、閉鎖的になることによって、それぞれのグループに施設管理者の目が届きにくくなる可能性もある。
- ・そのため、グループの「密室化」を防ぎ、その中で生じうる子どもの権利に関わる問題について、意見を収集する仕組みを設けたり、応援職員が子どもや職員との日常的な意思疎通をより活発にしたりするなど、風通しのよい関係を築くことが重要である。

■職員の勤務体制

- ・小規模化されたグループの運営に際しては、一般的に大舎制と比べて、職員勤務のローテーションに柔軟性を持たせにくい。職員の休暇や研修等を事前に考慮し、応援職員や非常勤職員を活用するなど、丁寧な組み立てが不可欠である。
- ・またその前提として、小規模化に際しては必要に応じた職員体制の強化が重要であり、職員の確保・定着に計画的に取り組む必要がある。

■教育・研修体制

- ・職員が個々の養育グループに分散して支援を行うため、支援方法や質に差が生じないように、職場内研修（OJT）によるスキルの向上や、新任職員への教育が重要な課題となる。
- ・また、職員の資質向上を目指し、スーパービジョンの体制を整える等、施設全体として支え合う仕組みを持つことが重要である。

■効率的な施設運営

- ・施設の小規模化によって、それまで一括して行われていた業務を養育単位毎に行わなければならないことなどにより職員の負担が増すことや、運営の効率化の妨げになる可能性も推測される。
- ・これらの点については、組織全体で課題を解決するための会議を定期的に行うことやパソコンでの情報共有を行うなどの効率的な組織運営への仕組みづくりが求められる。

■都道府県との調整

- ・小規模化や地域分散化を進める上では施設整備に要する費用の問題や定員の見直し等、都道府県との調整が必要となる。定員の見直しについては各都道府県における社会的養護の中長期的な需要予測を考慮しなければならない、特に定員の引き下げについては、里親委託等を推進しつつ、段階的に対応する必要がある。

なお、各施設の「家庭的養護推進計画」の策定と「都道府県推進計画」の策定は、同時進行で、都道府県等と各施設との共同作業で行われることが望まれる。

2 乳児院について

■生命を守りはぐくむ施設としての機能

乳児院は、

- ・言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であること、
- ・一時保護機能を持ち、アセスメントが十分なされていない段階での緊急対応を行う役割を持

つこと、

- ・入所児の4分の1は在所期間が1ヶ月未満であり、短期の子育て支援のための預かりや家庭養護が必要な子どもを里親委託へつなげていく役割を持つこと、

等の特性や役割を持つものであり、これらを踏まえ、小規模化された施設の中で、乳幼児の生命を守りはぐくむ施設機能を確実に提供できるようにするための体制や環境づくりが重要となる。

■夜間対応への配慮

- ・職員体制が薄くなる夜間や緊急一時保護の受け入れ時などは、特定の職員が複数のグループを同時に見なければならない状況も発生しうる。そのため、夜間の人員配置や支援方法、職員間の役割分担について予め対応方針を検討することが求められる。
- ・また、施設整備にあたっては、このような点も考慮し、グループの居室や設備の配置を工夫することも有効である。

■職員の勤務体制

- ・小規模化されたグループの運営に際しては、職員勤務のローテーションに柔軟性を持たせにくい。職員の休暇や研修等を事前に考慮し、応援職員や非常勤職員を活用するなど、丁寧な組み立てが不可欠である。
- ・またその前提として、小規模化に際しては必要に応じた職員体制の強化が重要であり、職員の確保・定着に計画的に取り組む必要がある。

■教育・研修体制

- ・職員が個々のグループに分散して支援を行うため、支援方法や質に差が生じないように、職場内研修（OJT）によるスキルの向上や、新任職員への教育が重要な課題となる。
- ・また、職員の資質向上を目指し、スーパービジョンの体制を整える等、施設全体として支え合う仕組みを持つことが重要である。

■効率的な施設運営

- ・施設の小規模化によって、それまで一括して行われていた業務を養育単位毎に行わなければならないことなどにより職員の負担が増すことや、運営の効率化の妨げになる可能性も推測される。
- ・これらの点については、組織全体で課題を解決するための会議を定期的に行うことやパソコンでの情報共有を行うなどの効率的な組織運営への仕組みづくりが求められる。

■都道府県との調整

- ・養育単位の小規模化等を進める上では施設整備に要する費用の問題や定員の見直し等、都道府県との調整が必要となる。定員の見直しについては各都道府県における社会的養護の中長期的な需要予測を考慮しなければならず、特に定員の引き下げについては、里親委託等を推進しつつ、段階的に対応する必要がある。

なお、各施設の「家庭的養護推進計画」の策定と「都道府県推進計画」の策定は、同時進行で、都道府県等と各施設との共同作業で行われることが望まれる。

執 筆 者 一 覧

(五十音順、敬称略)

- 伊藤貴之** 全国乳児福祉協議会 東海・北陸ブロック長
社会福祉法人竜陽会 竜陽園 園長
- 伊藤信彦** 社会福祉法人 堀川愛生園 施設長
- 沓野一誠** 全国児童養護施設協議会 調査研究部長
社会福祉法人同朋会 さくら園 施設長
- 児島 充** 全国乳児福祉協議会 協議員
社会福祉法人 東京恵明学園 乳児部 施設長
- 小林秀次** 社会福祉法人春光学園 施設長
- 伊達直利** 全国児童養護施設協議会 副会長
社会福祉法人旭児童ホーム 施設長
- 福留久美** 社会福祉法人栄光会 若草園 施設長
- 摩尼昌子** 全国乳児福祉協議会 広報・研修委員
社会福祉法人唐池学園 ドルカスベビーホーム 園長
- 武藤素明** 全国児童養護施設協議会 制度政策部長
社会福祉法人二葉保育園 二葉学園・二葉むさしが丘学園
統括施設長
- 山田友子** 社会福祉法人聖心の布教姉妹会 聖園天使園 園長
(平成 25 年 4 月 1 日より法人名変更予定:社会福祉法人みその)
- 横川 哲** 全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員長
社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会
麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ
委 員 一 覧

(五十音順、敬称略)

沓野一誠 全国児童養護施設協議会 調査研究部長
社会福祉法人同朋会 さくら園 施設長

児島 充 全国乳児福祉協議会 協議員
社会福祉法人 東京恵明学園 乳児部 施設長

伊達直利 全国児童養護施設協議会 副会長
社会福祉法人旭児童ホーム 施設長

○宮島 清 日本社会事業大学専門職大学院 准教授

武藤素明 全国児童養護施設協議会 制度政策部長
社会福祉法人二葉保育園 二葉学園・二葉むさしが丘
学園 統括施設長

横川 哲 全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員長
社会福祉法人カトリック名古屋教区報恩会
麦の穂乳幼児ホームかがやき 施設長

(○座長)

施設の小規模化等事例集

平成25年3月発行

施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループ
事務局

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2